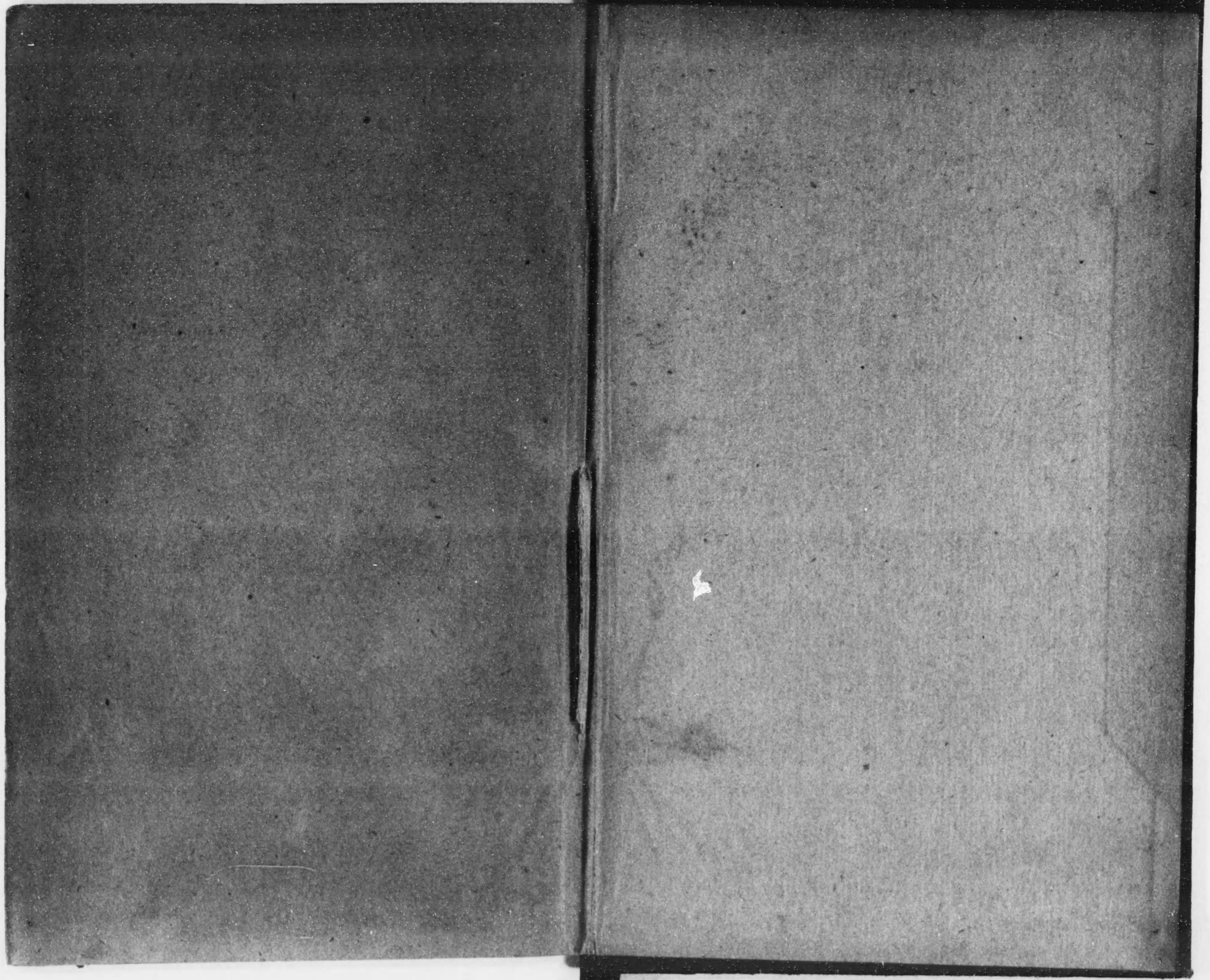


502
77



始





502-77



支那財政難の現状

東方通信社調査部

大正
11. 4. 10
内交

例言

一 支那民國政府の財政が、近年窮乏紊亂の極に在る事は、中外人士の熟知する所、之が救済整理の方策を講ずること、亦現時の一大重要問題なり。然るに、其の窮乏紊亂の程度即ち現實の狀態を明かにするに非ざれば、之が對策は言ふ可らず、此點に於て、吾人常に確實なる材料の得難きを遺憾とす。本書は主に支那より日々到來する新聞雜誌及び政府公報の記載する所に據り、努めて支那政府財政に關する最近の事實を蒐集し、是等の參考資料たらしめんとしたるものなり。

一 第一章より第五章までは、十年四五月以來材料を蒐集し、九月起草を了り、今回少しく訂補したるもの、第六章及び第七章は爾後最近に至る迄の事實を集録したり、而して第六章の第九節（一四頁）以下は本年一月以後の起草に係る、故に一一頁迄の記事中に於て、本年又は昨年と云へるは、昨十年を起點としたるものとす。

一 書中に用ふる磅、弗、法、兩、元、圓の相互換算標準は、元と圓とは略ぼ同價と見做し。兩は元の約一五倍。弗は元及び圓の二倍。磅は元及び圓の一〇倍。法は元及び圓の五分の二。馬克は元及び

圖の二分の一と假定したり、通計概算に便せん爲めたり。

大正十一年三月二十一日

安東不二雄謹誌

目次

第一章 概説……………一

(一) 窮乏素亂より破産状態へ……………一

(二) 最近の整理成績と彌縫手段……………二

(三) 十年八釐公債の行惱み……………四

(四) 吳佩孚軍の鐵道收入押領……………六

(五) 破産必至の大勢……………七

(六) 難關の渡過(附十年公債金の用途)……………七

第二章 中央政府の歳入歳出……………一三

(一) 中央政府毎月の收入額(不足額)……………一三

(二) 中央政府の不拂延滞額……………一六

(三) 財政行詰りの實例(總統府、參謀本部、陸軍部、兵工廠、海軍部、
司法部、內務部、農商部、教育部、參衆兩議院)……………一八

(四)	歲入歲出豫算(歷年豫算案の比較)	二七
(五)	民國八年度總豫算表	二九
第三章 關稅鹽稅收入及其剩餘金(第七章參看)		
(一)	關稅鹽稅擔保と長期外債	三四
(二)	海關稅歲入及び剩餘額(最近十一年間海關稅收入表)	三七
(三)	關稅剩餘を引當の内國債	三九
(四)	鹽稅歲入及び剩餘額	四一
	(甲) 最近七年間鹽稅收入表	四三
	(乙) 最近七年間鹽稅支出表	四三
(五)	鹽稅剩餘を引當の短期外債	四四
(六)	鹽稅剩餘を引當の内國債	四九
第四章 鐵道益金及其他財源		
(一)	交通部四政特別豫算	五三

(二)	鐵道借款(外債)	五四
(三)	鐵道借款(内債)	五六
(四)	鐵道收益と其支途	六三
(五)	鐵道以外の交通部收益	七五
(六)	交通部經濟最近狀況	七六
(七)	備 考(民營鐵道買上内債額、鐵道借款額、直接投資額)	七六
第五章 各種内外債一覽表		
(一)	長期政治借款表(第三章)	八〇
(二)	短期政治借款表	八一
(三)	電信電話借款表	八二
(四)	軍器及び飛行機借款表	八四
(五)	内國公債一覽表	八五
(六)	鐵道借款表(第四章)	八五

第六章 破綻百出、刻下の窮状……………八

(一) 空頭支票(不渡小切手)の濫發……………六

(二) 官報印刷局の苦境……………三

(三) 武昌高師生の校費要求運動……………一〇〇

(四) 京綏鐵道局員の風潮……………一〇三

(五) 鹽稅各省押領實況……………一〇四

(六) 最近の鹽稅引當諸借款……………一〇六

(七) 華府會議全權旅費の算段……………一〇九

(八) 零碎暴利借款の一例……………一一三

(九) 債臺高築の財政部……………一二四

(一〇) 鐵道借款の元利金の支拂難……………一二五

 粵漢川鐵道借款支拂資金準備の訓令……………一二八

 講車借款償還方法……………一二九

購車債支拂資金の準備……………一三〇

(一一) 海軍艦隊の鹽稅押領……………一三三

(一二) 財政部印刷局借款の不拂……………一三六

(一三) 支那留學生の窮迫……………一三〇

(一四) 中交兩銀行の兌換取付……………一三三

(一五) 關稅剩餘金の流用不可能(總稅務司の強硬拒絕)……………一三九

 最近兩年度關稅剩餘額と其處分法……………一四二

(一六) 京綏鐵道の經營難……………一四六

(一七) 購車公債十一年上半期元利分擔額……………一四九

(一八) 在米留學生經費の窮乏……………一五〇

(一九) 國庫券の濫發と不拂延期公告……………一五一

 擔保付國庫券と無擔保券……………一五二

 不拂國庫券と小帳國庫券……………一五三

(一〇) 陰曆年關の遺練手段……………一五七

年關應急支出額……………一五六

年關資金收入額……………一六九

梁内閣の財政計畫……………一七二

鹽餘國庫券(一千四百萬元)の發行……………一七四

(追加) 鐵道收入不足と交通部訓令……………一七八

(同一) 中國銀行政府株の賣却公告……………一八〇

(同一) 中央國庫の最近收支明細表(新舊兩年關前後に於ける約一個月間)……………一八二

陽曆新年前收支表……………一八三

陽曆新年後陰曆年關前收支表……………一八六

舊曆年關收支表……………一九〇

各銀行借款及立替金表……………一九九

第七章 救濟整理問題……………一九九

(一) 内外債務額と梁内閣の財政方針……………二〇〇

(二) 鹽餘公債(九千六百萬圓)發行始末……………二〇一

財政總長の鹽餘公債發行呈請文……………二〇三

鹽餘公債發行頓挫……………二〇六

銀行聯合團の鹽餘公債引承事情……………二〇八

鹽餘公債發行事情公開の要求……………二一一

鹽餘公債發行理由通電(財政部總長張弧氏)……………二一四

鹽餘公債發行理由書(財政總長聲明)……………二一六

鹽餘抵借内外短期債明細表……………二二〇

償還内外短期債八釐債務券條例……………二二〇

(三) 鹽餘公債發行反對……………二二五

(四) 内外短期債償還委員會設置……………二二六

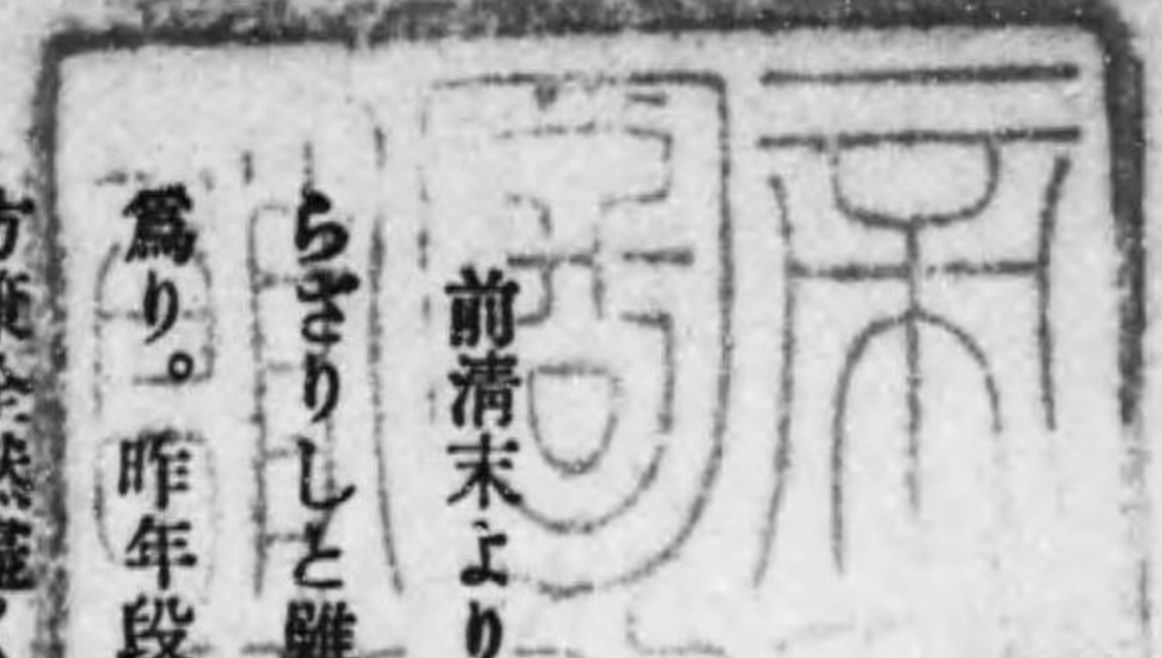
(五) 鹽餘公債發行と外國銀行團との關係……………二四〇

- (六) 短期債整理の効果…………… 二四二
- (七) 一九二一年鹽稅收入額と剩餘額…………… 二四七
- (八) 最近八年間鹽稅收入表…………… 二四八
- (九) 海關稅增收改訂と整理財源…………… 二四九
- (一〇) 一九二一年の海關稅收入額…………… 二五〇
- (一一) 最近二十一年間海關稅收入表…………… 二五〇

支那財政難の現状

第一章 概 説

(一) 窮乏紊亂より破産状態へ



前清末より民國初年間に於ける支那政府の財政は、仍ほ窮乏程度に在りて、之が整理の策なきに非ざりしと雖も、五年に袁氏帝政失敗後は、遂に陥りて紊亂状態に入り、整理の方法殆んど絶望と爲り。昨年段氏没落以後は、愈々破産状態を暴露し、今日にては最早や尋常手段を以てしては救済の方策全然盡くるに至れり。民國五六年より昨年まで、安徽派及び新交通系權勢時代には、不換紙幣の濫發、内外債の濫借、並に參戰の結果國匪賠償金の支拂延期、獨塊借款の支拂中止及び銀價の昂騰、貿易の盛況、鐵道收益の増進等に依りて、外債償還資源たる關稅及鹽稅の剩餘金に多大の餘裕を生じ一時を彌縫するに最も便宜を得たれども、今や賠償金延期の一事以外、是等空前の僥倖便宜は悉く逸

じ去つて復た回へらず、残れるは唯だ濫費狼藉の跡あるのみ

(二) 最近の整理成績と彌縫手段

新總理は舊交通系及支那銀行團の援助に依りて、昨秋より今春にかけ(一)先づ中國交通兩銀行不換紙幣全部の整理を斷行し、次で(二)元利支拂延滞の爲め公債券の市價、額面の五分の一以下迄暴落し居たる元年公債、軍需公債、八年公債等の整理を始めたり。前者に對しては昨年十月、金融整理公債六千萬元を發行し、後者に對しては本年四月、内債整理公債約七千萬元(未定額)を發行し舊公債券と引換中にて、内債整理を終らば更に外債整理を行ふ方針なりと。是れ近頃經濟的實益的に目醒め來れる銀行公會を中心とする政商團の忠告と援助とに依るものなるが、民國當局者として未だ曾て見ざりし最も眞面目なる計劃なり、事の大小、範圍の廣狹はあれど、其意氣態度は、稍や清末に於ける立憲豫備、百政維新の當年を想起せしむるものなきにあらず。斯くて整理斷行は大に稱賛すべきも、政府は此新公債償還資金として、最も確實の歳入なる海關稅鹽稅常關稅の剩餘及び煙酒稅、交通部事業收入等に於て、毎年三千七百四十五萬元乃至三千四百四十五萬元を提供したるを以て、今後此等の好

財源を失ふ事となれり

又靳內閣は去五月、財政總長周自齊、交通總長葉恭綽兩氏職を辭し潘復、鈕傳善(財政)、張志潭(交通)の三氏局に當りてより以來、舊交通系及び銀行公會方面との關係、以前の如くなる能はざるも、三氏は就任以來銳意難局に衝り、一面には豫定方針に従ひ内債整理を遂行して政府の信用を高め、以て十年公債發行の地を造らんと欲し。又一面に於ては百方苦策を講じて、左記各種短期借款約二千三百萬元を借入れ、端午節前後以降焦眉の急を拯ひたり

一、特種國庫券五百萬元 鹽稅剩餘金引當の國庫手形なり、年利一割五分、額面五萬元百枚、鹽務署顧問ガンブル氏署名保證、三百萬元と二百萬元二回發行

二、煙酒特種券二百萬元 煙酒稅引當の國庫手形、此外にも發行したるものゝ如し

三、定期支付券八百萬元 京漢京綏兩鐵道利益を引當の國庫手形、額面一萬元八百枚、月利一分二厘と一分三厘、五百萬元と三百萬元二回發行

四、中行官股期票五百萬元 中國銀行官有株を擔保とする約束手形、中銀株は拂込百元券の市價久しく七十元以下に在りしが、不換紙幣整理以來一時は百十二元に騰り、

昨今は百五六元なり

五、印花特種券三百萬元 主に小借款の擔保に充つ

(三) 十年八釐公債の行惱み

次で又七月二十日、十年公債條例を公布し直ちに募集に着手したり、即ち條例第一條に「政府は短期債を整理し國庫を補充する目的にて、八釐(八分利)公債三千萬元を發行す」と規定し、期限十個年、手取八〇、擔保は交通部郵政利益より毎年四十萬元、全國印花稅收入より百二十萬乃至二百萬元、津浦鐵道貨捐(鐵道釐金稅)及び北京商稅(崇文門入市稅)收入より各百二十萬元と定め、毎月之を本公債の爲め特設の基金處に交付保管せしめ、基金處委員五名の内二名は銀行公會より選出せしむるもの。擔保も比較的確實にて償還方法は用意周到なる上に、年利八分、手取八〇、期限十年は會て前例なき優利條件にして年一割に相當するものなり。且つ初め政府は北京銀行界の要部と内交渉を遂げ賛成を得たるものゝ如く、一般好人氣を傳へられたるが、發表後に至り上海總商會及び同銀行公會は、擔保不確實用途不明を指摘して先づ反對の聲を揚げ、北京天津等の銀行公會も亦之に響應し、政府が

百方辯解に力むるに拘はらず、各地銀行公會は聯合一致して、其募集取扱及び基金處委員の選出を拒絶するに至れり。政府の目的は十年公債を發行して短期借款を整理する以外又之に依りて目前に必迫せる仲秋節の難關を切抜けん魂膽なりしならんに、今此意外の行惱みに遭ひ、加ふるに湘鄂戰亂の爲め茲に亦軍費の急要を生じたれば、非常なる苦境に陥あり、若し遂に該公債に失敗せんか、内閣の命脈は一日も保持すること能はざる情勢となれり。而して銀行公會が指摘する擔保不確實の理由は、北京入市稅も津浦鐵道貨捐も、印花稅も、皆既に他項債務の擔保に提せられ、且つ印花稅は多く各省に截留せられて、中央の實收入幾何も無し、郵政利益は比較的確實なれども、是れ亦交通部の建議に依り其半は航業獎勵金に充て、半は交通部經費に指定せられ居れば信用を置き難しと云ふに在り。之に對する財政部の辯明に曰く、北京入市稅と津浦貨捐を擔保とする既發特種國庫券は、本公債の發行と共に直ちに償還する筈なれば擔保效力に支障なし、用途は先づ實業基金及び治安維持に必要な支出を行ふ外、其餘は緩急を量り各銀行銀號より借入れ居る短期内債を償還して、金融界の活動を資くる方針なりと。而して銀行公會の裏面には、政治的野心を含める舊交通系の陰謀も有と傳へられ、兎に角是れ新内閣死活の因で岐るゝ所なれば、政府は極力成立に奔走し、遂に北京崇文門稅關、津浦

貨捐及郵政收入の管理を海關總稅務司に委任し、アグレン氏に擔保の確實を保證せしむるの案を立て、財政部、アグレン氏及び銀行公會との間に交渉を重ねたり。九月三日北京新聞の報ずる所に依れば『銀行公會の意向は擔保の確實を要すると同時に、發行は必ず公開して曖昧なるを得ず、用途は絶對に戰費に濫用す可らず、短期内債の整理は勿論、なほ之を用ひて外債の整理に充つべし、政府は既に銀行公會の建議を容れて、内債整理公債を發行したれば、更に速に外債の整理に着手するを要す、内債を整理して外債を不問に置かば、各國の惡感を惹起し、華盛頓會議に於ても、對支債權の處置方法問題を提起せざるを保ち難し、是れ我國財政上の一大危機なり、萬一外人債權の關係に因りて、烟酒稅鹽稅其他重要稅務の管理を要求せらるゝに至らば、實に極大の利源を外人の手に占握せらるゝのみならず、最後には又内債整理の基礎にも影響すべし、故に銀行界の意見は、今回十年公債を發行するに際り、同時に外債整理の方法を確定すべし、然らば銀行界も亦當に誠意を以て整理の成功を援助すべし』と云ふに在りと

(四) 吳佩孚軍の鐵道收入押領

又各新聞の報ずる所に依れば、吳佩孚は漢口商務總會に軍費借入を交渉したるも成らず、政府は如何に督促するも送金せざるが故に、遂に自ら部下を京漢鐵道に派し、八月二十一日以降、鄭州以南各驛に於ける日々の鐵道收入(月收大約六十萬元)を押領し居れり。然るに政府當局は却つて吳佩孚の爲に辯解して曰く、政府は目下軍費の急需に應じ得ざるを以て、已むなく當分京漢南部線の收入を流用せしめ居るのみ押領に非らざるなりと。而して又鄭州以南漢口驛に至る南部線の鐵道従業員等は、日々の收入を吳軍に奪はれ、俸給不渡を來さんことを虞れ、代表を北京に送り、各驛收入の半額は吳軍に渡すも、半額は之を鐵道局に保留せんことを政府に請ひ、若し容れられずんば同盟罷業せんと協議中なるを報じ。次で又政府は南部線の會計を獨立せしめ、其收入及び漢口電報局の收入を擔保として、新に三百萬元の借款を起す企てありとも報じ居れり

(五) 破産必至の大勢

以上の事實は則ち支那政府の財政難が如何に既に窮極に達せるかを現實に證明すべき適例にあらずや、十年公債の行惱みは以て政府の信用地に委せるを見るべく、吳軍の横領は以て急需に應ずる餘

地なきを知るべし、故に之を評して素亂状態は最早や經過す、今日の實況に至ては、本然是れ破産状態なりと言ふ所以なり。而して又此大勢は、一たび破裂の大慘禍を見るに非らずんば、決して中途に之を挽回し得べきものに非らざるなり。從來支那當局の彌縫手段は、愈々窮して愈々巧妙なる、寧ろ驚歎すべきものあり、然れども竟に是れ彌縫のみ、根本的救済整理の大策に至ては、數年間未だ一たびも之を聞くこと能はず、而も最近に及び、彼等が難關を經る毎に益々眞劍と爲り、眞面目と爲り、稍や責任を知るの風見ゆるのみならず、今は既に糊塗彌縫手段の到底済すに足らざるを自覺したるものゝ如し。或は是等の變化に察し、又多年政界に馳驅したる有力家が翻然圖を改め、政治を棄て、經濟界に入るもの多き新現象に視て、是れ支那の朝野が自ら覺醒し、愈々新なる氣運に趨くの兆候なりと爲すものあり。然れども、筆者を以て之を觀れば政客の覺醒も當局の眞劍眞面目と爲り來れるも、皆な是れ反つて大危機の目前に逼れるを暗示するものにして、何等危険期の經過を意味するものには非らざるなり。蓋し人心一たび大危険の逼れるを豫感せんか、自ら緊張せざるを得ず、眞劍眞面目と爲らざる能はず、所謂機微の間、人心自ら天警を知るもの、故に支那人現時の覺醒は、決して之を勃興的氣運の上にある國民の夫れと同日に論ず可らず。更に之を換言すれば支那の現勢は、再三再四

變化の後、年と共に展開すべき遠き前途は兎も角、今日現實の狀態に於て誰れか之を樂觀し得ん、何人と雖も此儘順境に向ふべき情勢にありと觀測するものなかるべし。此の不安なる狀態、危険なる大勢の裡に在る政客等は、瞬々機微の間、早く國家的破産の近づけるを豫感し、皆な期せずして實業界に入り、各々安固の地に就かんとするのみ。況して最近現はれ居る支那の事業熱は、銀行の勃興、取引所、信託會社の濫設、それのみに觀るも、尙ほ且つ經濟界健全の發達にあらず、やがて大恐慌を演出せずんば已まざる不自然極まる趨勢なるをや

筆者尙ほ一言の已む能はざるものあり、何ぞや。凡そ天下大勢の動く、其初期に在りては、如何なる先覺者の警告も容易に里耳に入らず。中頃に至れば、較や具眼の士、之を知ると雖も、尙ほ未だ其の理にして實に非らずと爲す、而も其時期甚だ久しく、往々大勢或は逆轉の感なき能はず。然れども機既に熟し、愈々其峠を越すや、忽ち九天直下の一勢と爲り、遂に大波瀾なくんば已まず、東西古今の歴史之を證して瞭かなり。否な遠く之を往古に追ふ勿れ、唯だ彼の清朝覆没の最近事史に回顧せよ、清末政治家の國家前途を憂慮する、何ぞ夫れ眞面目なりしぞ、立憲豫備の新政に力むること何ぞ夫れ眞劍なりしぞ。而して時既に後れたりしにあらずや

(六) 難關の渡過

九月十六日は即ち陰曆八月十五日にて仲秋節に當り、支那政府は同日迄に官吏俸給、軍警手當、其他諸般支拂を要する急需二千五百萬元に上り、如何に之を切詰むるも一千數百萬元の現銀なくば此節季を渡り難きを傳へられたるが、當局の苦心奔走にて漸く金策成り、節句の前日に至り夫々一部の支拂を了したり。九月十五日の北京新聞は報じて曰く「近年國家財政の困窮已に極點に達す、節關に至る毎に中外人士は、皆な窃々として危懼し、節關をば究に能く穩渡するや否やを知らず。而して從來財政當局が苦心努力して東籌西支、竟に能く巧みに節關を渡るは、却つて外人をして驚嘆せしむる所たり。惟だ困難なることは則ち確かに困難に屬するが、三節（年關、端午、仲秋）は實に歴代内閣の難關たり、野心家常に此を藉り以て陰謀を施す。今次の秋節にも復た此種の現象を見る某系（舊交通派）を以て中心とする銀行公會が十年公債に反對したるも、亦此作用に因れること自ら言を俟たず、故に秋節の難渡を想像して竊かに政府の爲に杞憂を爲さざる莫し。昨聞く財政總長潘復氏は毅然として此難關に當り、反對派の陰謀に對して從容迫らず、力を竭くして款を籌し、已に昨日に於

て政、軍各機關に向つて九百萬元（實は六七百萬）を分撥し、遂に安穩に過節するを得たり、是に於て反對派は終に其陰謀を逞うするを得ず」と。而して節季資金の成功に就ては種々借款説あれども、要するに銀行公會側にて十年公債の發行に同意し、之を手取六八（或は云ふ四〇）にて引受けたるを主要財源と爲す者の如く、寺内借款の整理に就き五個月餘の居催促を爲せる小野興銀副總裁が此際若干延滞利息の支拂を得て歸朝するに至れるも、亦該公債發行と關係あるものゝ如し。尙ほ九月十日の各新聞は十年八釐公債發行に依りて支拂はるべき用途は左の如しと報ぜり

特種國庫券償却	五、二〇〇、〇〇〇元	印花稅處の不足補充	一五〇、〇〇〇元
警察廳の各銀行に對する債務償還	三〇〇、〇〇〇	費克司廠負債償還	二〇〇、〇〇〇
マルコニー會社へ延滞利息	二〇〇、〇〇〇	花旗銀行への外交部借款	三〇〇、〇〇〇
花旗銀行教育部負債利息	二〇、〇〇〇	米國シカゴ銀行借款利息	三二〇、〇〇〇
太平洋公司借款利息	三二〇、〇〇〇	中日實業公司紡績借款利息	三二〇、〇〇〇
中國銀行借款	一、〇〇〇、〇〇〇	交通銀行借款	一、〇〇〇、〇〇〇
勸業銀行負債	七〇〇、〇〇〇	各種期限經過短期小借款	二、〇八〇、〇〇〇

新華儲蓄銀行負債	一四〇、〇〇〇	上海實利順等公司の債務	六三〇、〇〇〇
印刷局三井洋行負債利息	一〇〇、〇〇〇	第二次整理抵押債票利息	一〇〇、〇〇〇
滙業銀行の電信及林鏞借款利息	四二〇、〇〇〇	太平洋會議經費	八〇〇、〇〇〇
教育費	六〇〇、〇〇〇	在外公使館費	四〇〇、〇〇〇
北京警察月手當	五〇〇、〇〇〇	保安隊手當	三〇、〇〇〇
歩軍月手當	二七〇、〇〇〇	旗人手當	九〇〇、〇〇〇
北京電車公司官有株拂込	五〇〇、〇〇〇	大總統府經費	三〇〇、〇〇〇
國務院經費	二〇〇、〇〇〇	各部經費	一、〇〇〇、〇〇〇
合計約	二二〇、〇〇〇、〇〇〇		

當局は右の内其幾部分を仲秋節に支給して兎に角難關を越え得たるなり(九月二十日稿)

第二章 中央政府の歳入歳出

支那には確實なる統計なく、政府は數回豫算案を編成したるも、未だ一回も決算を發表せざれば、

實際の歳入歳出は其の概數すら知ること至難なり。且つ前清末以來年々歳入不足額激増し、絶えず内外債を起して之を補足する慣例にて、民國元、二年のクリスプ借款、善後大借款、五年のシカゴ銀行借款、六、七年の日本諸借款等、著しき外國債のみを計上するも既に約五千八百萬磅に達す。又元年以降内國公債の發行せられたるもの、前後十二回合計約四億五千萬元あり、其他内外短期借款、軍器借款等は暫く之を算外に置くも、以上總計大約拾億元に上り、毎年の平均起債額實に一億元を下らざる勘定なり。而して此拾億元の内外債は悉く是れ軍費及び一般政治的經費に濫用せられたるものにして、民國は建國茲に十年の間、殆んど全く借金に依りて内亂を繼續し居る状態なり。故に歳入歳出の實數不明確なるのみならず、其の不足額も亦借金を除外したる眞實の不足額のみにはあらず、宛も借金したる其上に、尙ほ且つ莫大の不足を生ずと云ふ姿にて、更に又年々之を自乘的に増加し行ける情勢なりとす

(一) 中央政府毎月の收支額と不足額

中央政府毎月の収入及び支出額は、固より之を詳知するに由なしと雖も、昨年四月ラモント氏の北

京に至れる際、新總理の説明したる所に依れば、中央政府毎月の確實なる収入は六百萬元に過ぎずして、毎月の支出は一千六百萬を要すと云ひ、又同年八月第二新内閣成立後の聲明には、毎月政費は單に中央一部に就て觀るも、支出は一千三百餘萬元を要し、収入は僅に五百餘萬元あるのみ、收支相抵して足らざる約八百萬元の巨額なり故に之を八百萬内外に節減せんと云へり。又本年五月新總理が水野氏等と會談の際言明したる所にては、毎月の經費は八百萬元なるに、収入は僅に四百餘萬元なれば不足額三百餘萬元に達し、其の四百萬元も主として關稅鹽稅の剩餘に待つものなりと。然れば昨春以來收入に於て益々減少を見ると同時に、支出額に於ても漸次減縮せるもの、如し。而して北京『銀行月刊』八月號の載する所に依れば、本年四月分の中央政費實際支出額は八百四十餘萬元にして、其内譯左の如しと報せり。是れに據り收入を假りに四百萬元と見て相抵すれば、毎月不足額は約四百四十餘萬元なるに似たり

總 統 府	二九二、八九三元	海 軍 部	三九、九三〇元
國 務 院	二九五、七四九	教 育 部	二七八、一四一
外 交 部	二七七、四二八	農 商 部	一二〇、一〇〇

內 務 部	一二八、二三四	蒙 藏 院	五三、六〇八
財 政 部	一六二、九〇〇	中央軍警費	六、一四〇、三八〇
陸 軍 部	四二九、二五九	邊 防 經 費	一〇二、五〇〇
司 法 部	一五〇、一九七	通 計	八、四三二、二九九

尙ほ茲に歷年の毎月不足額を擧ぐれば次の如し
 年 度 毎月不足額 摘 要

民國二年度	六 百 萬 元	北京順天時報
民國五、六年度(袁氏死後)	八 百 萬 元	同
民國七年度	一 千 五 百 萬 元	同
民國八年度(力めて節減の結果)	一 千 二 百 萬 元	同
民國九年四月	一 千 萬 元	新總理言明
民國九年八月	八 百 萬 元	同
民國十年五月	四 百 餘 萬 元	同

然るに北京政府が特んで以て惟一維命の綱と爲せる關稅及び鹽稅剩餘金も、鹽稅は中央政府威信の失墜と引續く内亂の爲めに、地方各省に截留せらるゝもの益々多く、關稅は銀價暴落の結果、餘額愈々減少して之を一昨年より昨年前半期頃に比すれば約半額にも足らず。加ふるに、政府は昨年來此の最も確實なる兩財源を引當として、屢々整理公債及び特種國庫券を發行し居れば、毎月交付せらるゝ剩餘金なるものも、實は唯だ文書上の交付に留まり、其大半は是等債券元利の支拂に引去らるゝを以て、中央政府の手に入る實數は案外小額なり。故に北京政府が果して此兩稅を惟一無二の恃みと爲し、他に確實なる收入なしとせんか、靳總理の言へる月收四百萬元なるものは、是れ昨年下半年に於ける事實にして、今日にては最早兩稅より入る實際額は、恐らく百萬元にも足らざるべしと想像せらる。

(二) 中央政府の不拂延滞額

歷年巨額の歳入不足を繼續せる結果、内外債の元利償還と購入品代價の支拂を怠り、且つ政府各機關、各工廠への規定經費支給を行はず、官吏俸給の不拂亦數月乃至十數月に及ぶものあり。艦隊司令

官は燃料竭きて航行の不能なるを訴へ、兵器廠長は作業を中止して資金の到るを待つ。而して今や獨立國家の機能活力、何處に之を認めんとするか、斯の如き殘亡状態は、數十年來の支那近世史上未だ會て聽かざる所なり。

昨年四月政府當局の説明したる所に依れば、民國四、五年頃より各機關に支給すべき經費の延滞額は、六年に至りて三千萬元に達し、七、八兩年は用兵の結果、八年末の結算に於て更に臨時軍費三千萬元、經常軍費一千七百萬、經常政費一千三百萬元の不足を生じ、此外に中國、交通兩銀行に五千萬元の債務を負ひ、内外短期借款一億三千萬元に上り、以上各項の欠款合計二億七千萬の巨額に達す、毎月の確實なる収入は六百萬元に過ぎずして、毎月の支出は一千六百萬を要すと云ひ。次で同年八月新内閣が財政計劃發表の際聲明したる所に依れば、中央政府が各所に對する經費支給を延滞するもの、八年六月末の結算に於て、軍費支給延滞額六千萬元、政費延滞三千萬元、中國交通兩銀行への負債及び各小銀行よりの立替借入五千餘萬元、別に償還せざる可らざる内外各借款一億三千餘萬元あり、合計二億七千餘萬元なりと云へり。然るに當局は此の二億七千萬の積欠額をば四月には八年末の結算と稱し、八月には八年六月末の結算なりと云へるが、思ふに、八年六月末八、

九年度豫算編成以後未だ豫算の發表なければ、後者を以て眞實とせん。蓋し爾來政府當局は眼前彌縫手段の奔命と、素款者(借金取り)に對する辯疏應待に維れ日も足らずして、國家豫算の編成を行ふ如き餘裕なく、八年六月末結算後、滿貳個年餘の今日、政府の收入支出及び積欠數を確知すべき統計は、未だ之を編成し居らざるものなるべし。果して然りとせば、現在中央政府の支拂延滞額は中交兩銀行負債の如き、既に整理を遂行したるものありと雖も、尙ほ恐らく二億數千萬元を下らざること明かなり

(三) 財政行詰りの實例

財政行詰りの好適例としては、前章に陳べたる十年公債の發行難は、以て政府信用の缺乏と擔保財源の空盡を證明するに足り、又吳佩孚が京漢鄭州驛以南の鐵道收入を押領して、自ら軍費に供しつゝあるの事實は、是れ亦政府が如何に緊急切要の經費と雖も、直接國庫より支給し得ざる慘狀を語りて餘りあるべし。尙ほ財政難に關する實例は枚舉に勝へざるが、左に各部各機關に就きて、最近の事實を列記し、目下窮乏の程度如何に甚だしきかを提示せん

總統府 財政部より總統府に交付すべき經費延滞額、十年七月末迄に合計二百七十萬元に達す、屢次催索したる末、最近僅に五萬元の支票(支拂手形)を渡されたるも、銀行に於て之を受付けざる爲め、數個月間全く俸給手當を支給すること能はず、現に某處長の如きは處置に窮して辭表を呈し居れり(八月五日順天時報)

參謀本部 參謀本部にて十九個月間俸給手當を渡さず、一般事務員書記等が其日の生活に窮せる情況は久しく世間周知の事實なるが、該部事務員等は遂に會議を開きて三種の運動方針を決定したり。(其一)先づ全員聯合して總長次長に俸給拂渡を請願すること、(其二)請願無效の場合は總長次長の自動車部門に入る時、總員悉く集まり地に跪き聲を揃へて救済を哀叫すること、(其三)同盟罷業を爲し各自別に生活の途を求むること。然るに蔣次長は部員等に窘迫を受くるを恐れて數日間出勤せず、目下の状態別に解決の方法なく第三策に出づるの外なかるべしと(七月二十八日回報)

陸軍部 陸軍部は國務院に向ひ復又經費督促の請求書を呈出したり、其大意に曰ふ「九、十兩年度に於て財政部より支給せらるべき軍餉及び軍學經費の延滞額合計六千五百六十餘萬元、又本年度陸軍部直轄各軍の平時戰時服裝增加製造費約一千百七十六萬元、又銃砲彈藥製造特別資金四十六萬元

は今日まで尙ほ受領する能はず。更に湖北出征各軍より武器彈藥の補給請求頻々たり、其の増製費金約二百萬元の急需あり。是等は何時如何に支給處分を行はるべきものなるか、特に戦線に於ける必需の武器彈藥は、豫て其準備なくば一朝にして製造し得るものにあらず、以上各項に就き嚴重に財政部を督飭し切實確固たる回答を與へられたし」と。昨日閣議の席にて新總理は特に此事に對し潘復氏の意見を求めたるも、潘氏は書類を閲覽したるのみ一言も發せざりしと(八月廿六日同報)

兵工廠 陸軍部所轄兵器製造所は上海、漢陽、德州、鞏縣の四個所に在り。近年財政難の爲め事業を縮少して經費年額を二百三十七萬元と爲したるが、八年下半季以降財政部は規定經費の支給を怠り其額五百萬元に達し、其他内外商人に對する購入材料品代價の未拂巨額に上り、作業を維持する能はず目下殆んど全部の事業中止の状態に在り。陸軍部總長蔡成勳の徐總統に呈せる懇願書に曰く「上海漢陽德州の三廠は諸機械及び其他設備稍や完全なるも、國庫窮乏の爲め再三經費を減縮せられ、年額僅に二百三十七萬元と爲りしより製造力非常に減退したれども、依然軍器彈藥の製出に従事し緩急に應じて一時を濟ひ得たるが、八年下半季以來は各廠の受領すべき經費を財政部にて支給せず、現に上海漢陽德州鞏縣の四廠に對する經常費の延滞五百餘萬元の巨額に達し(鞏廠の修建費四十餘萬

元の延滞額は此計算外とす)屢々督促するも、財政部は之が補給方法を講ぜざるのみか、當面月々の經費すら支給するとなす時に或は少額の交付あるに過ぎず、已むを得ず目下孰れも作業を中止し居り、負債山積殆んど整理の手段なく、且つ各處よりの兵器彈藥の請求にも全く應じ能はざる状態なり。曾て財政難の事情を顧慮し種々協議の結果、當分各廠の製造能力を半減し、經費も四百九十餘萬元に減縮し、國務院會議を経て之を造兵特別資金と定め、作業の進行に資する事と爲り、財政部は方法を講じて延滞額と共に陸續支給すべしとの約束なりしも、竟に空言に歸し實際上何等の效果を見ず。現に資金も材料も俱に缺乏を告げ、各廠は作業を停止すること既に數箇月に及べり、若し製出兵器の儲藏あらば猶ほ緩急に應じ難からざるも、年來早く庫内一空、各處より請求ある毎に一銃一彈すら幾んど搜出し得ざる状態なり。今や邊患方に深く内憂未だ靖からざるの際、兵器彈藥の供給は實に本部の盡すべき重大の責任なり、然るに經常費既に數百萬の延滞ある上に、應急經費も又容易に支給せらるべき見込なし、斯くて無米詎ぞ能く炊を爲さん、徒手何を以て交付に應ぜんや。且又造兵經費は之を軍餉に比すれば一層切實緊要なるものあり、何となれば軍餉は現銀あらば即時に支給し得べきも、造兵は先づ材料の購入より務めざる可らず、況して其材料の大部分は外國品にして到着まで

數箇月を費すことあり、故に一たび經費支給を停滯せんか、影響の及ぶ所僅に目前に止まらざるなり。從來各廠は其職責の關する所重大なるを以て、百方融通策を設けて製造を繼續したるが、目下漢陽廠は外國商人に對する購入品料不拂の爲め屢々交渉事件を生じ居り、上海德州の兩廠も亦現金前拂にあらざれば礦務局にて石炭の供給を肯んぜず、鞏廠にても既に屢々斷炊の事實あり、されば各廠に命し自ら應急手段を取らしめんと欲すと雖も、信用早く失墜して復た救済の方法なきに至れり。本部は國費多端の場合、立ろに巨額を求め難きを明知すれども、軍器彈藥は大局に關係あり、現に國庫既に空しく廠にも儲藏品なく、本部又素より資金を作り得べき苦なし、若し再び因循坐視せんか、將に言ふに勝へざる失態を貽さんとす。今已むを得ざるに迫られ、議んで各兵工廠の受くべき經費延滯額を計算して呈請す、俯して念ふに、造兵經費は關係極めて重要なり、速に國務院に命じて善後策を兼議し、夫々支給せられん事を、其經常費は若し前議を履行し毎年四百九十五萬零四百九十一元を以て特別資金として支給せらるれば、固より製出を増加し以て不虞に備へ得べし、否らずんば仍ほ上海漢陽德州三廠費年額二百三十七萬元、鞏廠籌備處經費年額二十八萬五千三百八十四元を以て當分應急經費に確定し、毎月相違なく支給せられ、以て事業進行を維持せられん事を懇請す云々

(六月十八日新聞報)

海軍部 の經費は財政部より規定額の支給を忘るも、押收獨塊汽船の貸下料收入あるを以て幾分融通の途あり。然るに各艦艇に對する經費の延滯數個月に涉り、此頃各司令、艦長等聯袂入京して居催促を爲したれど、僅に一個月分を渡されたるのみ。目下石炭食料品は現金にあらざれば納入する者なく、船渠は前拂にあらざれば艦船の入渠修繕を引受けず、非常なる窮狀に在り、兵員日々の食料は艦長自らの信用にて譏に供給され居る程なり、林司令は遂に責任に堪へず辭職するに至れり。又海軍部は自ら財源を得る一策として農商部と協議し、沿海七省の海面を五漁業區に分ち漁業督辦處を設けて斯業を奨励し、海軍にて出漁を保護する代りに漁業税を徵收し、其一部は海軍經費に充て、一部は之を財源として漁業會社を組織する計劃にて、既に國務院を通過し總統の批准を得たり。最近新聞紙上に日支合辦の漁業會社を設け全國の漁利を壟斷せんとすと傳へられたるものは是れなり。又今回湘鄂戰爭に於ける艦隊の援助最も有效なりしを以て、速に艦餉を發給して奨励するの議あり。又在上海艦艇乘員等は政府より手當支給なきに於ては、自ら艦艇を外人に賣却して解散すべしと唱へ居れりと云ふ。海軍部總長李鼎新は、財政部より支給せらるべき海軍經費等の延滯額、本年五月末

迄の計算にて約一千零三十九萬元に上る、從來は各銀行又は商人より臨時借入及び延期借換を行ひ、一時彌縫することを得たれど、現在は信用全く失墜し新に融通の途なきのみか、諸方より債務償還の督促急にして如何とも爲し難し、依て急需中の急需なる艦隊費の内、四百萬元又にてても即時支給せられん事を大總統に呈請せり。其呈文に曰く『海軍部經費の支給延滞額を區分すれば次の四項となる

- 一、各艦隊經費延滞額、二百三十萬元
- 二、各海軍學校及び外國留學生、並に本部派遣員に對する手當俵給等の延滞額、約五十萬元
- 三、開平礦務局の石炭代、及び軍服購入代未拂額、並に奉天江西湖南等の省より補助支給せらるべき艦費の延滞額、各銀行より公債票を抵當に借入れたる不足額等、四百十餘萬元
- 四、各造船所に對する艦艇修理費未拂額、約三百四十餘萬元

即ち合計約一千三十餘萬元にして、其内最も急を要するものは各艦隊に對する經費の支給方なり。元來海軍と陸軍とは其經費俵給手當等同じからず、本より海軍特に豊厚なるにあらず、年來物價騰貴し居れば定額費全部支給せらるゝも既に不足を免かれず、且つ碇泊又は游弋する所は均しく水上なれば、一絲半粟も掛買を爲すに由なし、然るに此の巨額の支給延滞を見る、當事者の苦心如何ぞや。

又開平の石炭代未拂額百五十餘萬元に上り近頃該局は石炭の供給を拒めるより本部は艦隊に燃料なければ航行不能なるを以て、力めて交渉を爲したるも該局は堅く前滞の清理を求め清理の上ならでは貸賣を爲し難しとて應ぜず。又各艦艇は修理を要するもの甚だ多きも、各造船所に修理費三百四十餘萬元の滞りありて分厘も未だ支拂はざる爲め、修理を引受くる處なく坐視して朽蝕に委せる状態なり、則ち此分も亦至急に清理し續いて興修を議せざる能はず。以上三端は實に艦隊の命脉に關する至要至急、一を缺くも不可なるに其積滞する所既に七百餘萬元に達せり。尙ほ此外の各款も亦夫々支給の方法を講ぜられざる可からず、固より財政の困難極點に至れる今日、千萬金の巨額を一時に支給せられん事は、言ふべくして行はれ難きを知ると雖も、各將卒は空腹餓を忍び、各艦艇は行動すると能はず日に腐壞に趨くを坐視するは、殊に國家が海軍を設立するの本意に非ざるなり。現に聞く在廣東の艦隊は歸順の志なきにあらざるも、經費の支給如何を慮りて尙ほ觀望せりと、統一の前途に於て大窒碍あるに似たり。伏して懇願す、海軍は立國の根本たり、方法なかるべき中に在りても、先づ四百萬元を最少限として支給せられ、最も急なる所のものより夫々支拂を行ひ、吾海軍をして陥りて絶境に入るに至らしめずんば國家の幸甚、海軍の幸甚なり』(七月二日盛京時報)

司法部 は規定の民刑事訴訟用紙賣下料、並に各法庭にて徴收する罰金等の収入あれども固より足らず、屢々財政部に經費の發給を督促せり。八月二十四日の順天時報に依れば、司法總長董康は部員俸給不拂既に五個月に及び居り、若し本月も尙ほ支給すること能はざれば、必ず教育部參謀本部の如き罷業騒ぎを勃發すべきを恐れ、二十三日閣議の際強硬に此事を提議したり、容れられずんば眞先に辭職して同人に謝すべしと云へり。又該部は昨年五月准許を経て、北京高等審判廳舊署及看守所分監の敷地一部を中華懋業銀行に四十萬元にて賣却し、此資金を以て模範看守所、分監、司法講習所及び圖書室等を新築する計劃なりしが、銀行は既に落成して今夏移轉したるも法衙新築は未だ着手せず、右資金を流用して當座の該部經費に充てたりと云ふ。

内務部 警察機關より徴收する各種の雜捐收入あり、他部に比すれば稍や裕なるも固より經費に窘しみ、屢々財政部に督促し居れり。

農商部 直接の收入は諸會社設立認可の登録手数料位のものにて、常に經費に困しめり。昨年九月第一回有獎(割増付)實業債券五百萬元を發行し、本年六月一日第二回券六十萬元を發行し、八月一日より第三回同券六十萬元を發行し居れるが、券面十元にて第一回分は當籤一等に十萬元の割増あり、第二回分も當籤一等は二十萬元の割増なり、不當籤券は農商銀行株券と引換へ實業資金に充つる名目なれども、實は全然當籤興行にして、其資金は部の經費に補充せらる。

教育部 は直接收入としては教科書及び教員檢定料位にして窮乏最も甚だし。北京大學始め八官立學校教員が、俸給不渡の爲め今春來同盟罷業を行ひ、數個月に亙りて紛糾を極めたる結果、八月三十一日に至り漸く最後三個月分の給料を支拂ひ解決するを得たり、而も其資金は道勝銀行より一時借入れたるものなり。又海外留學生に對する學費は數年來送金を怠り負債累積す。

參衆兩議院 議員に對する歳費手當の支給も亦延滞勝にて、今春議員の一部には議院敷地建物を擔保として借款運動を爲す者ありし程なり。昨年末歳費の代りに議員等に支給したる參字及び衆字無利息定期國庫券三十七萬元は、早く期限に達したるも財政部は支拂を爲さず目下殆んど無價値の空券に化し居れり。

(四) 歳入歳出豫算表

支那政府の歳出入豫算編成は清末宣統二年の冬、資政院第一次議會に提出したる宣統三年度試辦

豫算案に始まる。爾後民國元年度、二三年度、五年度、八九年度等四回豫算の編成を見たるも、固より机上の空算にして杜撰不實殆んど無價値のものなり。唯だ歳出歳入の大概を推測するに於て之に據るの外なければ左に之を摘録すべし

歷年豫算案の比較 宣統三年度は庫平兩計算なるも比較に便せん爲め銀元に換算したり、次の如し。尙ほ民國二三年度及び八九年度は、前年七月一日より翌年六月末日に至る一個年度にして、宣統三年及び民國五年は一月より十二月に至るを一個年度と爲すものなり

項目	宣統三年度		民國二三年度		民國五年度		民國八九年度	
	入歳	出歳	入歳	出歳	入歳	出歳	入歳	出歳
經常計	410,775,000	410,775,000	318,165,553	318,165,553	436,337,145	436,337,145	375,807,154	375,807,154
臨時計	—	—	336,130,553	336,130,553	27,710,565	27,710,565	371,884,333	371,884,333
經常計	410,775,000	410,775,000	554,296,106	554,296,106	464,047,710	464,047,710	747,691,487	747,691,487
臨時計	—	—	433,684,133	433,684,133	286,140,705	286,140,705	399,953,237	399,953,237
合計	410,775,000	410,775,000	987,980,239	987,980,239	750,188,415	750,188,415	1,147,644,724	1,147,644,724
歳入不足額	—	—	649,815,286	649,815,286	471,519,416	471,519,416	647,691,487	647,691,487
歳入不足額	—	—	43,300,000	43,300,000	84,940,732	84,940,732	210,000,000	210,000,000

(五) 民國八年度(自八年七月一日至九年六月卅日)歳入歳出總豫算表

歳入 經常門		歳入 經常門	
項目	八年預計數	項目	八年預計數
第一款 田賦	共八七、〇八五、二九四元	第三款 雜款	一、〇二一、二七五
第一項 地丁	六五、八一三、三六三	第四款 貨物稅	共三九、〇三七、七〇六
第二項 精糧	一七、六五八、〇七六	第一項 貨物稅	二一、八七六、〇八一
第三項 租課	一、九七一、三五七	第二項 釐金	一一、四〇二、五七四
第四項 雜賦	一、六四三、四九九	第三款 百貨捐	五、七五九、〇五一
第二款 關稅	共七五、六一二、九〇七	第五款 正雜各稅	二四、八三二、三九四
第一項 海關稅	五八、七九八、一七九	第一項 契稅	一一、二九二、七六五
第二項 稅司經收常稅	一六、八一四、七二八	第二項 牙稅	一、三六〇、七四九
第三項 稅司收入	五、六五〇、二八八	第三項 當稅	六九三、七三八
第四項 常關稅	一、四一三、一八二	第四項 牲畜稅	一、〇七一、五二七
第五項 監督公署收入	九、五九三、二二八	第五項 屠宰稅	三、〇四一、一八六
第三款 鹽款	共九一、六八六、〇二六	第六項 釐稅	一、二六四、三五二
第一項 鹽稅	八五、一八九、〇九〇	第七項 茶稅	一、九四一、四六二
第二項 官運餘利	五、四六五、六六一	第八項 糖稅	七二五、八三四
		第九項 漁業稅	一九七、一九二
		第十項 木稅	二二二、一六四

第十一項 包裹稅	一九、〇〇〇
第十二項 雜稅	三〇二、四二四
第六款 正雜各捐	共四、三三二、五四一
第一項 貨捐	二八五、二七九
第二項 茶捐	四三二、九八七
第三項 船捐	四六、〇六九
第四項 雜捐	三、五六八、二〇六
第七款 官業收入	共二、四一一、三六八
第一項 官股收入	八四一、二三五
第二項 官辦局廠收入	一、五五二、一三六
第三項 官有房地租	一七、九九七
第八款 各省雜收入	六、一六七、一七二
第一項 內務	二二三、二九六
第二項 財政	二、四〇四、九〇二
第三項 司法	一、六五三、八七三
第四項 教育	一四七、七九〇
第五項 實業收入	八四〇
第六項 官款	八四九、四二五
第七項 雜款	八八七、〇四六

第九款 中央各機關收入	共一、九〇四、〇九四
第一項 外交部	七〇、九一五
第二項 內務部	八七、三四六
第三項 財政部	八二二、三八三
第四項 海軍部	七、四一六
第五項 司法部	六二、五〇〇
第六項 教育部	二八六、三七八
第七項 農商部	二二七、四六〇
第八項 交通部	八一、六九六
第九項 印鑄局	一〇〇、八〇〇
第十項 橋工事務局	一五〇、〇〇〇
第十款 中央直接收入	共四二、七三七、六五二
第一項 印花稅	六、一三二、〇〇〇
第二項 菸(煙)酒公賣稅	一四、五一四、九九二
第三項 菸(煙)酒稅	一三、七五八、七八四
第四項 菸(煙)酒牌照稅	二、二四四、〇七七
第五項 契稅	三、六二八、〇八〇
第六項 牙稅	一、二九〇、六九二
第七項 釐稅	七二九、〇二七

第八項 屠宰稅	三九〇、〇〇〇
第九項 牲稅	五〇、〇〇〇
歲入經常門共計	三七五、八〇七、一五四
歲入臨時門	
第一款 田賦	共六、一二一、一〇三
第一項 雜賦	一、二八五、六九四
第二項 附加稅	四、八三五、四〇九
第二款 關稅	共六九五、七四九
第一項 海關稅	五八七、五五九
第二項 稅司經收常稅	五九、二九五
第三項 常關稅	二二、九二七
第四項 監督公署收入	二五、九六八
第三款 貨物稅	共二六、六八五
第一項 罰款	二六、六八五
第四款 正雜各捐	共三、九一一、四一〇
第一項 餉捐	三、九一一、四一〇
第五款 官業收入	共三一、五二二
第一項 官辦局廠收入	三一、五二二

第六款 各省雜收入	共二、三〇二、七
第一項 財政收入	四一〇一
第二項 教育收入	二、五〇〇
第三項 實業	三七、二〇四
第四項 官款	一二、六三一
第五項 罰款	一八五、二三七
第六項 雜款	五一、三六〇
第七款 中央各機關收入	共四四、六三八
第一項 教育部	四、六〇〇
第二項 交通部	三、九三八
第三項 印鑄局	三六、一〇〇
第八款 中央直接收入	共一八、二二九、四一一
第一項 各省區官產	一二、一二九、四一一
第二項 清理沙田	六、〇〇〇、〇〇〇
第三項 雜項	一〇〇、〇〇〇
第九款 債款	共二〇一、五八〇、三九二
第一項 退還(返附)賠款	一、五八〇、三九二
第二項 內債	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
第十款 歲入借款	三八、七一〇、六八七

第一項 銀行借款 三八、七一〇、六八七
 第十一款 增加警察收入 共 二、二四〇、〇〇〇
 第一項 各省 二、二四〇、〇〇〇

歲入臨時門共計 二七一、八八四、六三三
 歲入經常臨時總計 六四七、六九一、七八七

歲出 經常門

第一款 各機關經費 二四、二三八、五九九
 第一項 中央各機關經費 二四、二三八、五九九
 第二款 外交經費 四、八九五、六五〇
 第一項 中央 四、一〇二、四二八
 第二項 各省 七九二、二二八
 第三款 內務經費 四四、五五六、八〇四
 第一項 中央 四、八〇六、八一二
 第二項 各省 三九、七四九、九二二
 第四款 財政經費 四一、四〇〇、一三七
 第一項 中央 三一、二八四、二〇七
 第二項 各省 一〇、一一五、九三〇
 第五款 陸軍經費 共 一一〇、一一五、九三〇

第一項 中央 六三、七六五、三三六
 第二項 各省 八七、三〇一、〇四五
 第六款 海軍經費 共 一〇、六〇二、四七四
 第一項 中央 一〇、〇五一、二八八
 第二項 各省 五五一、一八六

第七款 司法經費 一〇、三四七、一二四
 第一項 中央 一、八四一、一九一
 第二項 各省 八、五〇五、九三二

第八款 教育經費 六、二〇二、〇六五
 第一項 中央 三、三八八、六一二
 第二項 各省 二、八一三、四五三

第九款 實業經費 三、三七五、一七〇
 第一項 中央 一、六〇三、九二〇
 第二項 各省 一、七七二、二五〇

第十款 交通經費 一、九四九、〇七五
 第一項 中央 一、三七三、七四七
 第二項 各省 五七五、三二八

第十一款 蒙藏經費 一、三一八、七四二
 第一項 中央 一、一〇九、九一五

第二項 各省 二〇八、八二七
 歲出經常門共計 二九九、九五二、二二七

歲出 臨時門

第一款 各機關經費 共 二、〇四四、〇一二
 第一項 中央 二、〇四四、〇一二
 第二款 外交經費 共 一、三二四、五五五
 第一項 中央 一、二八〇、一〇六
 第二項 各省 四四、四四九
 第三款 內務經費 共 三、四三四、五五七
 第一項 中央 一、三六五、六四二
 第二項 各省 二、〇六八、九一五
 第四款 財政經費 共 一五、三八二、二九七
 第一項 中央 一四、〇一九、五一一
 第二項 各省 一、三六二、七八六
 第五款 陸軍經費 共 四、九一七、〇二七
 第一項 中央 一、九八四、四八五
 第二項 各省 二、九三二、五四二
 第六款 海軍經費 共 六五、〇二四

第七款 司法經費 共 六五、〇二四
 第一項 中央 六九、三五二
 第二項 各省 六、八五二

第八款 教育經費 共 五六二、四三三
 第一項 中央 三八二、二八一
 第二項 各省 一七九、一七二

第九款 實業經費 共 三八二、二四七
 第一項 中央 三八〇、三二七
 第二項 各省 一、九二〇

第十款 交通經費 共 一八一、一八四
 第一項 中央 一七四、八九四
 第二項 各省 一四、二九〇

第十一款 蒙藏經費 共 五〇、〇〇〇
 第一項 中央 五〇、〇〇〇

第十三款 借款支出 共 二一四、六三一、一七六
 第一項 中央 二一四、六三一、一七六
 歲出臨時門共計 二四三、〇五〇、八八四
 歲出經常臨時總計 五四三、〇〇三、一一一

歲出 特別門

第一款 特別軍費	共一〇二、四四八、六七六
第一項 中央	七四、四三七、七四三
第二項 各省	二八、〇一〇、九三三

第二款 增加警察經費	共 二、二四〇、〇〇〇
第一項 各省	二、二四〇、〇〇〇
歲出特別門共計	一〇四、六八八、六七六
歲出總計	六四七、六九一、七八七

第三章 關稅鹽稅收入及び其剩餘金

現今支那政府の歲入中、唯一確實の財源として恃める海關稅及び鹽稅の剩餘金は其額果して幾何なるか、又其剩餘とは何を扣除したる後の殘額なりや、是れ先づ説明を要すべきものたらん

(一) 關稅鹽稅擔保の長期外債

支那各種の借款中にて、鐵道公債を始めとし、凡そ事業投資に屬するものは、投資の目的單に利息を收むるに止まらず、同時に又債權國は事業永遠の利權に着眼し、機會を得ば其事業を擧げて己が經營管理に歸するの希望を有す。故に借款契約には皆な其事業及收入を以て元利償還擔保に充て、他

の財源は之を副擔保として提供せしむるに過ぎず。且つ財源として最も確實なる海關稅及び鹽稅收入は、早く既に長期政治借款の擔保に取られて殆んど剩す所なかりしを以て、此兩稅と事業借款との關係は餘り深からず。唯だ一九〇八年郵傳部公債五百萬磅(京漢買收資金)の擔保中に浙江、江蘇、湖北、直隸四省の鹽斤加價收入年額合計貳百三十五萬兩を提供し、一九一一年粵漢川鐵道公債六百萬磅の擔保中に湖北、湖南兩省の鹽稅收入年額九十五萬兩を提供せり。這是今日まで未だ問題と爲らざるも、財政紊亂の結果若し交通部四政特別會計中より元利支拂を行ふ能はざる場合には、當然鹽稅歲入を以て其償還に充つべきものなり。海關稅は三四年以前まで其收入全部を日清戰爭公債及び團匪賠償金の元利償還に充て、尙多額の不足あり、鹽稅收入より之を補足したる程なれば他の借款とは殆んど關係なし。茲に兩稅を以て擔保と爲せる長期借款を擧ぐれば、次の如し。但し一八九四年及同五年の滙豐銀款、同金款、克薩洋款及び瑞記洋款合計六百六十三萬五千磅は一九一四年及同一年に於て既に其年賦償還を終了したり

起債時	公債名	起債額	利率	手取割引損失額	擔保	現在未済額	完済期	摘	要
一八五五年	露佛公債	一五、八〇、〇〇〇	四分	九四一、八七九、〇〇〇	海關稅	七、三五、〇〇〇	一九三二年	年賦償還中	

一九〇〇年 英 獨 公 債	一六、〇〇〇、〇〇〇	五分	九四	六〇、〇〇〇	海關稅	八、五〇〇、〇〇〇	一九三三	年賦償還中
一九〇一 續英獨公債	一六、〇〇〇、〇〇〇	四分半	八三	一、三二八、〇〇〇	海關稅	一一、五三三、〇〇〇	一九四三	年賦償還中
一九〇二 國匪賠償金	六七、五〇〇、〇〇〇	四分	一〇〇		海關稅	五、二四二、〇〇〇	一九四〇	一九一七年ヨリ五ヶ 年間支拂延期中
一九〇三 クリスブ借款	五、〇〇〇、〇〇〇	五分	八九	五、〇〇〇、〇〇〇	鹽 稅	五、〇〇〇、〇〇〇	一九五二	据置中 明年度ヨリ償 還開始
一九〇三 善後大借款	二五、〇〇〇、〇〇〇	五分	八四	四、〇〇〇、〇〇〇	海關稅及 鹽稅及 厘金稅	二五、〇〇〇、〇〇〇	一九六〇	据置中 明年度ヨリ償 還開始
一九〇八 郵傳部公債	五、〇〇〇、〇〇〇	五分	九四	三〇〇、〇〇〇	鹽稅及 厘金稅	四、五〇〇、〇〇〇	一九六六	一昨年度ヨリ償還中
一九二一 粵漢川鐵道公債	六、〇〇〇、〇〇〇	五分	九五	三〇〇、〇〇〇	鹽稅及 厘金稅	六、〇〇〇、〇〇〇	一九五二	本年度ヨリ償還開始
合計	一六、三〇〇、〇〇〇			一三、二〇〇、〇〇〇				

右の如く、現在海關稅及び鹽稅歲入の負擔する外債總額は、約一億二千七百餘萬磅、即ち大約銀拾貳億三千萬元にして、之に對する兩稅の歲入額は海關稅約七千萬元、鹽稅約八千萬元合計一億五千萬元内外なり。而して毎年兩稅歲入中よりは是等の長期借款元利を償還して仍ほ残れるもの、即ち所謂關稅及び鹽稅の剩餘金とす。又兩稅歲入現金は外債擔保の關係上、一應債權國銀行團各行に預入保管せられ、其の剩餘額のみ支那政府に交付する規定なり

前清時代より海關の收稅事務は、一切之が管理を總稅務司に委任したりと雖も、總稅務司の權限は唯だ夫れ丈けにて、其支出に就ては毫も容喙し得ざりしなり。然るに宣統三年十月、第一革命起りて

全國混亂狀態に陥り一時外債上の義務を履行し能はざるに至りしかば、列國公使は外國の有する債を保護せん爲め、南北の兩政府に對し、獨り中立を守り得べき海關をして關稅收入の保全を圖るの外なきを認め、一九一一年末、支那政府に要求して關稅の收入權は固より其支出權をも總稅務司に委任せしめたり。是れ財政狀態の回復に至る迄の一時的手段たるに過ぎざりしも、次で民國二年善後大借款の成立と同時に鹽稅管理をも外人に委任したるのみならず、爾來國內の秩序は益々紊亂し、財政上の窮迫は年を逐うて加はりつゝあれば、今日にては關稅收支の兩權は全然總稅務司の掌握に歸し、支那政府の左右し得ざる所と爲り、而も之が爲め繼に債務償還を履行し得ると共に、其剩餘金に依りて政府の命脈をも維持し得るに至れり

(二) 海關稅歲入及び剩餘額

最近十年間に於ける海關稅收入額及び剩餘額は左の如し。但し茲に計上せる常關收入は通商場五十支那里以内に在りて總稅務司の管理に屬し、共に外債擔保に充てられたるもの、又海關兩の銀元換算率は假りに七錢五を一元に算す。其他皆な海關報告に據る

年次	海關稅收入額 千兩	平均換算率	換算英貨額 千磅	常關稅收入額 千兩	關稅剩餘額 千兩	換算銀元額 千元
一九一一年	三六、一八〇	二志八片一/四	四、八七四			
一九一二年	三九、九五二	三志〇片五/八	六、〇九七			
(民國元年)	四三、九七〇	三志〇片一/四	六、六四一			
一九一三	三八、九一八	二志八片三/四	五、三一〇			
一九一四	三六、七四八	二志七片二/八	四、七六六			
一九一五	三七、七六四	三志三片二/六	六、二六三			
一九一六	三八、一八九	四志三片三/六	八、二四五	三、七〇一	六、〇〇〇	八、五七一
一九一七	三六、三四五	五志三片七/六	九、六〇七	三、九七四	二〇、〇〇〇	二八、五七一
一九一八	四六、〇〇九	六志四片	一四、五七〇	四、四九一	二六、〇〇〇	三七、一四三
一九一九	四九、八二〇	六志九片二/三	一六、九一八	四、三〇〇	二三、一〇〇	三三、〇〇〇

對獨宣戰(民國六年八月)以前に於ける海關稅負擔の外債元利支拂額は、總稅務司の報告に依れば、毎年約英貨七百萬磅にして、關稅收入全部を之に充つるも尙ほ多額の不足あり、鹽稅收入より補足し居たるが六年度(西一九一七年)以降は銀價昂騰に因る爲替の利差著大なりしに加へて、參戰の結果、獨塊への支拂中止、各國の賠償金支拂延期等より生ずる資金の餘裕多大と爲り、且つ八年八月一日より改定新稅率を實施し、又一般輸出入貿易の盛況に連れて、關稅收入額も異常の増加を現はし、従つて其剩餘額も

亦著しき増加を見たり。然るに昨年三四月以來銀價下落の趨勢は、本年に入りて益々甚だしく、全然歐戰以前の狀態に復し、常に三十四五片乃至四十片の間を上下し居れり。故に本年度の海關平均換算率は恐らく三志臺を出でざるべく、之を昨年及一昨年に比すれば殆んど半額なり、従つて全部金貨勘定にて支拂はるべき外債償還資金は、過去三年間に比すれば約倍額を之に充てざる可らず。唯だ昨年迄は五分の一の延期に過ぎざりし露國賠償金支拂を本年より全部停止したるを以て、新に之より生ずる約八百萬元の餘裕及び賑災附加増徴收入を計上し得べし。而して本年度の關稅剩餘額は多くも二千五百萬元を超ゆることなかるべし

(三) 關稅剩餘を引當の内國債

前述の理由に依り關稅剩餘金の收入當分確實と爲りたるを以て、支那政府は民國七年一月、中國交通兩銀行への政府負債を償還し、及び兩行の準備金を補助する目的の爲に、賠償金支拂延期より生ずる餘裕資金を引當として、七年六釐短期公債四千八百萬元を發行したり。又九年九月、同じく中、交兩銀行の北京本店發行不換紙幣回收整理の爲め、獨塊露賠償金支拂停止より生ずる關稅剩餘金を擔

保として、金融整理短期公債六千萬元を發行し。次で同年十一月、賑災資金臨時附加稅收入を引當として賑災公債四百萬元を借入れ。更に本年三月、償還財源不確實なる民國元年、五年、八年等公債を整理の目的を以て、内國債整理公債約七千萬元(未定額)を發行せり。而して是等は皆な其元利償還を確實ならしむる爲め、海關稅管理の責任者たる總稅務司アグレン氏の保證承認を経たるものにして、今後の關稅剩餘金は、殆んど既に全部前借濟の姿にて、其收入は總稅務司の手許にて直ちに右公債元利に引去られ、實際支那政府の手に入るべきものは幾何も無き勘定なり。即ち關稅剩餘金擔保の内債額を擧ぐれば、次の如し

起債時	公債名	起債額	利息	手取	現在未濟額	摘要
民國七年	六釐短期公債	四八、〇〇〇、〇〇〇元	年六分	九〇	一四、四〇〇、〇〇〇元	期限五年、明年十二月完済
同九	金融整理短期公債	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六分	一〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇	期限六年、民國十五年九月完済
同九	賑災短期公債	四、〇〇〇、〇〇〇	七分	九〇	四、〇〇〇、〇〇〇	期限三箇年、十二年十一月完済
同 一〇	内債整理公債	約七〇、〇〇〇、〇〇〇	六分	一〇〇	未詳	繼續發行舊公債券と引換中

右の内、賑災公債償還財源は各省貨物稅、常關稅の加徴一割賑捐の收入年額約四百餘萬元を之に充て。内債整理公債の償還引當は關稅、鹽稅、常關稅の剩餘中より年額一千四百萬元、煙酒公賣稅より

一千萬元を指抵し、煙酒稅收入に不確實の虞れあるを以て、之が補充として別に交通部事業利益より毎月五十萬元を支出し、合計年額二千四百萬元に達せしめ、其の基金管理は總稅務司アグレン氏の承認を経たるものなり。七年短期と金融整理兩公債の元利年額約二千三百萬元は全部關稅剩餘を引當とす。されば本年度の關稅剩餘額を假りに二千五百萬元内外とせば、是等既定支出に充て、尙ほ或は不足を生ぜん。最近十年八釐公債の發行に就き其特別基金管理をアグレン氏に委任せんとするに際し、氏が内國債増加の結果を憂慮し容易に承認せざりし理由、亦以て推知すべきなり

(四) 鹽稅歲入及び剩餘額

鹽稅は一九一三(民國二)年の善後借款契約に依り鹽務署顧問の管理に歸し、徵收機關より一先づ債權者たる英佛獨露日五國銀行に預入せられ、五國銀行は善後借款、クリスプ借款、其他鹽稅引當の長期外債元利を支拂ひ、且つ支拂基金として一千萬元を据置預金と爲し、其餘の殘額は鹽稅剩餘金として、支那政府に交付する規定なり。故に鹽稅收支勘定中には常に前年度繰越金及び次年度繰越金項目を存せり、其剩餘金交付は北京にては文書上の受渡に止まり、現金は大抵上海、天津、廣東にて之

を行ふ。次表中民國六七兩年度に於て鹽稅以外の收入特に多額なる理由は、前に海關稅擔保の外債支拂資金に對して鹽稅より補充したるもの、關稅に餘裕を生ずると共に拂戻し來れる爲のなり。鹽務改革以降、昨年度までの收支統計左の如し

(甲) 最近七年間鹽稅收入表

年次	前年繰越銀行預金 千元	本年度鹽稅收入 千元	預金利子其他收入 千元	收入合計 千元
一九一四(民國三)年	一一、〇〇二	六〇、四〇九	二三二	七一、六四三
一九一五(同四)	一七、一七八	六九、二七七	一七九	八六、六三四
一九一六(同五)	二四、三二六	七二、四四一	二七九	九七、〇四六
一九一七(同六)	一九、五四四	七〇、六二七	五、七五八	九五、九二九
一九一八(同七)	一八、三六六	七一、五六六	二、九六三	九二、八九四
一九一九(同八)	一六、二七二	八〇、六三七	一八一	九七、〇九〇
一九二〇(同九)	九、九二六	七九、〇六四	二二六	八九、二一六

(乙) 最近七年間鹽稅支出表

年次	外債元利支拂 千元	爲替料其他支出 千元	政府ニ交付ノ剩餘金 千元	次年繰越銀行預金 千元	支出合計 千元
一九一四(民國三)年	二二、一〇六	二、三八一	三一、三〇四	一七、一七八	七二、二二一

一九一五(同四)	三四、五九九	二九五	二七、三二三	二四、三二六	八六、六〇二
一九一六(同五)	二四、九一一	四二二	五二、二二六	一九、五四三	九七、〇八二
一九一七(同六)	八、五一三	四三七	六八、六一三	一八、三六六	九五、九二九
一九一八(同七)	四、一七三	六八八	七一、七六一	一六、二七二	九二、八九四
一九一九(同八)	一一、六二二	三二九	七五、二一三	九、九二六	九七、〇九〇
一九二〇(同九)	一三、八七六	一五九	六四、〇二〇	一一、一六一	八九、二一六

一九一三年の善後借款契約に規定せる鹽稅收入より支拂はるべき債務は、該借款成立以前より存在せるクリスプ借款、英獨公債、續英獨公債、直隸省及び湖北省公債、郵傳部公債、粵漢川鐵道公債及び團匪賠償金等なるが、民國六年度以降に於て其支拂額を減少したるは、一は參戰の結果獨塊に對する支拂を停止したると、其二は關稅に餘裕を生じ、英獨公債及び團匪賠償金支拂に鹽稅補充支出の必要なく、三は銀價昂騰の爲め爲替の利稍多大なりしに因る。又八九兩年度には直隸湖北兩公債は既に償還を終り、鹽稅よりは唯クリスプ及び善後借款利息を支拂ひたるのみなるも、同時に又六七兩年度に借入れたる第二次善後借款前渡金三千萬圓を昨年五月迄に、又九年二月の應急借款九百萬圓は昨年九月償還済と爲れり。故に本年度に於ては昨年比し外債に對する鹽稅負担額は著しく減少し

夫れだけ剩餘金を増加する譯なり。而して數年來擾亂常に絶えず、中央政府の命を奉ぜざる廣東、四川、湖南、湖北、雲南、廣西等の各省にては、鹽稅の尙ほ地方徵收機關に保管せらるゝ間に於て押領し、其他の督軍又は司令官等も中央政府が軍費の送金遲滯を口實とし之を流用する者少なからず、八九兩年度の如き此種の鹽款各二千萬元以上に達し、支那政府に交付の剩餘金勘定に併算せらるゝこと鹽務署報告に見ゆ、想ふに本年度は各地に於ける鹽款押領額更に増加せること疑ひなし

(五) 鹽稅剩餘を引當の短期外債

短期外債中にて、初めより鹽稅剩餘金を償還引當に規定したるは正金銀行の第二次善後借款前渡金、應急借款及び列國八銀行團の敵國人送還費借款に過ぎず。其他は大抵三個月乃至六個月期限の國庫證券を以て臨時無担保借入れに係るもの、是等は再三延期の末、各關係國銀行の保管する鹽稅剩餘金中より差引償還の事を協定したるものなり。茲に北京『銀行月刊』八月號に掲ぐる本年三月五日現在の鹽稅餘金引當内外債一覽表を基礎とし、之に訂正増補を加へ本年八月末現在額を示せば次の如し。即ち是等の短期借款は明年一二月迄には大部分償還を終る計算なり

(甲) 滙豐銀行關係の分

起債時	債目	起債額	既済額	未済現在額	完済期	本年度償還額	摘要
一九一八年	防疫費借款	1,000,000	1,700,000	—	一九一九年	—	一九一八年六月より十萬元宛月賦
同一年	江南造船所國庫券債	150,000	170,000	—	一九二〇年	150,000	本年三、四兩月に償還
一九一九年	敵國人送還費借款	500,000	500,000	—	一九二〇年	—	八箇國銀行關係
一九二〇年	優字國庫券債	150,000	150,000	—	一九二〇年	150,000	清室優待費の一部分
一九二〇年	中華儲蓄銀行代借佛金債	1,000,000	500,000	500,000	一九二〇年	900,000	本年四月より毎月十萬元
一九二〇年	中華儲蓄銀行代借佛金債	(六百萬元)	(三百萬元)	(三百萬元)	一九二〇年	(六百萬元)	本年四月より毎月十萬元
同一年	公使館經費立替金	(五千磅)	500,000	—	一九二〇年	500,000	(六十萬元)宛十箇月賦
同一年	中國交通兩銀行借款	1,373,400	666,700	666,700	一九二〇年	—	本年五月一度に償還
同二年	太平貿易公司借款	100,000	100,000	—	一九二〇年	1,366,066	本年四月より十箇月賦
同二年	佛金保商銀行借款	500,000	100,000	—	一九二〇年	100,000	本年二月に借入れ三月に償還
同三年	佛金保商銀行借款	(二百四十萬元)	100,000	—	一九二〇年	400,000	本年五月より五萬元宛月賦
同五年	北京商業銀行借款	150,000	150,000	—	一九二〇年	150,000	本年五月借入れ六月償還
合計		4,913,400	3,366,700	1,546,700		1,546,066	

(乙) 露亞道勝銀行關係の分

特種機關に依りて徴收せられ大部分中央の收入に歸するも、其餘一般煙酒稅捐及び照牌稅等は規定通り中央に送らるゝもの無し。乃ち煙酒、印花の兩稅も、今日にては中央政府の歲入として甚だ特難きものと爲り、且つ政府は是等未收入の財源を担保として屢々特種國庫券を發行し、諸方より短期小借款を起し居れば、兩稅の實收入は本年度内は勿論、恐らく明後年度迄も之を望むこと能はざるべし。常關稅も亦海關管理を除き中央威令の達せざる地方にては、督軍又は駐屯軍人等の壓迫を受け、押領せらるゝもの近來益々増加しつゝあり。加ふるに外人監理の下に在る最確實の海關稅及び鹽稅すら既に内外長短期借款の担保と爲りて餘す所なく、特に鹽稅は又地方に截留せらるゝもの愈々増加の情勢なれば、中央政府を維持すべき歲入財源は、最早や全然竭盡せりと觀るの外なし

唯だ茲に政府をして、仍ほ一縷の餘命を維かしむるに足るもの、鐵道益金の一項あり。鐵道(路政)は元來電信電話(電政)郵便(郵政)及び航業(航政)と共に、交通部の四政特別會計に屬し、一般會計より獨立し居るものにして、是等の事業收入は他に流用し得ざる規定なり。然るに財政窮乏を告ぐるに従ひ漸次其規定を破り、臨時立替の名目にて交通部事業收入を一般行政費及び軍事費等に流用するのみならず、近年鐵道及び電信事業に名を藉りて、其收入及益金を担保として屢々内外債を借

入れ、今や四政特別會計も亦根底より破壊紊亂し、其歲入の不足額年と共に増加するに至れり

(一) 交通部四政特別豫算

民國	二三年度	自二三年六月至三年六月	歲入額	歲出額	歲入不足額
	五年	自一十二月至二年六月	一七二、二七二千元	二〇二、三七一千元	三〇、一〇〇千元
同	八九年度	自八年七月至九年六月	九七、〇二六	一四四、三四〇	四七、三一四
同	八九年度	自八年七月至九年六月	一〇八、〇〇三	二三九、五八二	一三一、五八〇

而して民國以來鐵道の建設工事は四鄭、湘鄂、京綏、海蘭に若干哩の延長を見たるのみにて、其他擴張事業は全然中止の姿なり。電政も無線電信以外には何等の新施設なく、而も無線電信の爲めには別に英國より前後三回に三百八十萬磅の借款を起し、又日本より借りたる有線電信借款二千萬圓は、其内一千五百萬圓を財政部にて一般經費に流用し、五百萬圓は交通部特別歲入の不足補充に費消せり。四政特別收入は年々相當の増加を示し、民國七八兩年度の如きは特に著しき增收ありたりと雖も、一方には之を一般經費に流用の弊を長すると共に、又一方に於ては一九〇二(光緒二八)年乃至一九〇

九(宣統元)年の交に借入れたる正太、滬寧、道清、廣九、滬杭甬、津浦、郵傳部等の各鐵道公債が其の十個年乃至十二個年の据置年限を經過し、借款元本の年賦償還期に入りたるを以て四政歳出額も亦多大の増加を促したり。年々の歳入不足額は固より新なる内外債に依りて補充するの例なり

(二) 鐵道借款 (外債)

支那が鐵道に外資を借りたるは、日清戦争後天津北京間及び山海關天津間の敷設費に英國銀行より一時の融通を仰ぎたるに始まり、其額も合計三百萬兩を超えざりしが、一八九八(光緒二十四)年の京漢、京奉兩鐵道借款成立するに及び、始めて長期の支那鐵道公債として歐洲市場に發行せられたり。爾後一九一一年まで十三年間に於て起債せられたるもの凡そ十九回、總計四千一百六十萬餘磅にして、是れ皆な前清時代に屬し、其後民國に入りて以來十年間は、假契約成立し若干前渡金の交付せられたるもの十件に及ぶも、殆んど皆な未發行にて其間に唯だ四郷、吉長、道清、湘鄂等の實際敷設費として合計約百五十萬磅の起債ありたるのみ、従つて支那の鐵道に對する建設事業は民國以來今日まで殆んど山絶の状態と爲れり

起債時	鐵道名	起債額	利息	手取	割引損失額	擔保	現在未済額	債權國	完済期
一八九八年	京奉	二,三〇〇,〇〇〇 磅	年五分	九〇	三〇〇,〇〇〇 磅	其鐵道	一,一〇〇,〇〇〇 英	佛白	一九〇八年
同	京漢	五,〇〇〇,〇〇〇	五分	九〇	五〇〇,〇〇〇	同	買收償還濟露佛白	佛白	一九〇八年
一九〇二	正太	一,六〇〇,〇〇〇	五分	九〇	一六〇,〇〇〇	同	九六〇,〇〇〇 露佛白	佛白	一九三二年
一九〇三	滬寧	二,九〇〇,〇〇〇	五分	九〇	二九〇,〇〇〇	同	二,五五〇,〇〇〇 英	英	一九五三年
同	汴洛	一,六〇〇,〇〇〇	五分	九〇	一六〇,〇〇〇	同	一,四四〇,〇〇〇 白	白	一九三三年
一九〇五	道清	七〇〇,〇〇〇	五分	九〇	七〇,〇〇〇	同	五五〇,〇〇〇 英	英	一九三五年
同	粵漢同收	一,一〇〇,〇〇〇	五分	九〇	阿片釐金	償還濟英	一九一七年	英	一九一七年
一九〇七	廣九	一,五〇〇,〇〇〇	五分	九四	九〇,〇〇〇	其鐵道	一,四〇〇,〇〇〇 英	英	一九三七年
一九〇八	新奉	三,三〇〇,〇〇〇	五分	九三	二,二四〇,〇〇〇	遼河東線	〃	本	一九二七年
同	滬杭甬	一,五〇〇,〇〇〇	五分	九三	一〇五,〇〇〇	其鐵道	一,四七五,〇〇〇 英	英	一九三八年
同	津浦第一次	五,〇〇〇,〇〇〇	五分	九三	三〇〇,〇〇〇	釐金稅	四,二五〇,〇〇〇 英	獨	一九四〇年
同	郵傳部	五,〇〇〇,〇〇〇	五分	九四	三〇〇,〇〇〇	鹽稅及厘金稅	四,七五〇,〇〇〇 英	佛	一九三八年
一九〇九	吉長第一次	二,五〇〇,〇〇〇	五分	九三	一五〇,〇〇〇	共鐵道	一,〇三三,〇〇〇	本	一九三四年
同	贛路(甲)	四,五〇〇,〇〇〇	七分	九七半	二二五,〇〇〇	京漢收益償還濟英	一九二〇年	英	一九二〇年

總發行額	四、六〇〇、〇〇〇
計(未發行額)	七〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一、一四一、六〇〇、〇〇〇

(概算) 二、八五五、四〇〇 (概算) 四、一五〇、八七〇

(米國との鐵道借款は悉く豫約に屬し正式契約の成立したるものなく、前渡金百萬弗或は一千萬元と云ふも未確實)

前表の如く、支那の鐵道公債は起債總額約四千四百七十萬磅の内、一千一百餘萬磅は償還済みなるも新に一千二百餘萬磅の前貸を加へたるを以て差引現在未済額四千五百十餘萬磅と爲れり。而して、此外未發行額七千萬磅あり。又起債額未定の吉會、濟順高徐、滿蒙四鐵道、及び米國が敷設權を豫約せるもの等に對して、今後實際工事を進むるに於ては、是等豫定線完成の爲め、更に一億數千萬磅を投資せざる可らず、乃ち將來支那の鐵道外債は二億磅に上るの目あるを豫想すべきなり

(三) 鐵道借款 (内債)

清朝時代は國有鐵道の建設費を得ん爲め特に内債募集を企圖したる例なきが如し。唯だ一九〇八年、郵傳部が英佛より五百萬磅を借入れ、京漢鐵道を買収したる際、其資金の不足を補はん爲め收贖京漢鐵路公債銀一千萬元を發行し、年利七分の外に京漢鐵道の純益四分の一を配當すること、滿期の

公債券及利息券は交通銀行、官有鐵道、電報局に於て現銀同様に通用せしむること、並に一萬元以上の應募には割引を行ふ等の優利條件を附し、國內にて募集に着手したり。然るに二年を経て應募僅に貳百萬に過ぎず、甚だ不結果を呈せり、是に於て郵傳部は該公債章程に『公債票は無記名にして、其轉賣買を准し票を認めて人を認めず、唯だ此票所持者は何人を論ずるなく均しく本國人民に照して一律に看待し、凡べて公債章程に依りて取扱ふ』とあるを利用して遂に外資を仰ぐ事と爲り、一九一〇年八月該公債票を担保とし正金銀行及び倫敦銀行より合計七百五十萬元(六十七萬磅)を借入れたり。次で國有鐵道方針を決定するに及び江蘇、浙江、安徽、河南、四川等に於て既に敷設計劃中なりしも資金缺乏にて持て餘し居たる民營鐵道を悉く政府に買収し、之に對して鐵道公債券を發給したるもの數千萬元あり、現に交通部は年々其元利償還を行ひ居れり。民國以後京綏鐵道局に於て百萬元或は二百萬元の短期借款を起したること數回なりしも、是れ皆な建設工事又は改良費の必要上一時融通を計りたるに止まり、末だ鐵道内債を以て一般行政費の不足補填に流用することなかりしもの如し。然るに本年五月、端午節前に始めて交通部の發行したる第一次定期支付券五百萬元、及び七月發行の第二次定期支付券三百萬元は、其目的全く之に依りて鐵道資金を得んとするに非らず、交通

部は其の所管なる鐵道益金を引當として、是等の短期債を起し、以て之を財政部に融通し焦眉の急を救ふに至れり。乃ち前には新設鐵道の企業を名とし外國より多額の前貸金を獲て、之を政費軍費に流用したるもの、今や其の不可能なるより、更に既設國有鐵道の収益を擔保として短期内債を借り、之を政費軍費に流用しつゝあるなり。最近鐵道内債の募集せられたるもの左の如し

一、京綏鐵道第六次短期借款 起債額一百萬元、利息月七釐五(即ち年九分)募集期民國九年十月一日より十二月末日迄、償還期限一個年即ち民國十一年一月一日元本償還、募集締切翌月を始めとし、京綏鐵道營業收入中より毎月九萬元を支出して募集取扱各銀行に預金し元利償還に備ふ、萬一不足の時は交通部に於て全責任を負ふ (九年十月一日、政府公報)

二、京綏鐵道綏包延長線公債 起債額五百萬元、利息月七釐五(即ち年九分)別に本鐵道營業純益金百分の五を配當す。手取九五、期限五個年、一年据置き第二年より百二十萬元宛四個年賦、民國十五年六月末完済、募集締切後十年七月より京綏營業收入中に於て毎月十四萬元を支出し、取扱各銀行に預金し元利支拂資金に充つ (十年五月十二日、二十九日政府公報)

本公債は我が東亞興業會社に擔保と爲し日金三百萬圓を三個年期限にて借入れたる、表面内國債

の形式にて久しく政府公報及び各新聞に募集廣告を爲し居たるが、實は始めより外資借入の爲に發行したるものなり

三、購車公債 起債額六百萬元、本年一月葉交通總長と支那銀行團との間に契約成立したるもの、目的は京漢、京綏、津浦、滬杭甬四鐵道に配給すべき車輛購入費に充つ。利息年八分、手取九五、引受銀行は中國、交通以下十九銀行なり。車輛購入の必要ある毎に競争入札にて購入契約を締結し、其支拂は前記四鐵道局より毎日收入中より資金を積立て償還す。現在二回購車入札を行ひたり、本債は純然たる鐵道事業債なり

四、京漢鐵道擴張資金短期債 起債額四百萬元、利息月八釐(即ち年九分六釐)手取九十二元八角募集期本年八月十六日より九月三十日迄、期限四年半、十一年九月より半年毎に五十萬元宛抽籤償還を行ひ、十五年三月に至りて完済す。募集締切の翌月より京漢鐵道收入中より毎月十萬元宛支出して取扱各銀行に預託し元利支拂資金に備ふ、取扱銀行は中國、交通、大陸、金城、新華儲蓄、鹽業各銀行なり。用途は橋梁改修、倉庫建設、沿線植林、漢口濕地埋立等の經費に充つるものなりと言ふも、果して然るや否や甚だ疑はし

五、第一次定期支付券

這是全然國庫融通手形なり。本年五月五百萬元發行、額面一萬元無記名、利息月一分二釐（即ち年一割四分四釐）期限十六箇月、十年十一月より十一年八月迄、京漢、京綏兩鐵道利益より毎月五十萬元宛支出償還す。中國、交通兩行取扱ひ、手数料一萬元に付百二十五元

六、第二次定期支付券

本年七月、三百萬元發行、利息月一分三釐（即ち年一割五分六釐）期限十箇月、本年十二月より明年四月迄、京漢京綏兩鐵道利益より毎月六十萬元宛支出し元本を償還す。尙ほ不足の場合は京奉、津浦兩鐵道利益を以て補足す

是等の鐵道内債中、其大部分は支那各銀行及び各外國銀行に於て割引所有するもの、如く、一般人民の應募は殆んど言ふに足らず

(四) 鐵道收益と其支途

現在支那の十五國有鐵道中年々純益を見るは京奉、京漢、京綏、津浦、滬寧の五鐵道なり。而も津浦は當初黃河架橋工事の失敗より建設費に意外の多額を要し、従つて借款利拂負擔過重の爲め年々二百萬元内外の損失あり、滬寧は石炭の高價其他營業費嵩み、是れ亦年々四五十萬元の損失を免れざり

しが。民國五六年以降は營業收入の増加と、銀價昂騰の影響にて外債支拂資金の減少に因りて共に幾分の利益を見るに至れるも、本年は復た銀價下落の爲め恐らく純益は期待し得ざるべく、京綏は原と京奉線の利益金を投じて建設せられ、資本に利拂を要せざるより年々若干の利益ありたれど、近來は之を引當の短期借款増加したれば、是れ亦本年は收支餘剰を得るの望みなし。京奉、京漢兩鐵道は年々多額の純益あり、之を用ひて他の缺損額を補填したる上、尙鐵道收益として約二千萬元を計上し、民國七八年の如き三四千萬元にも達したり。然るに支那政府は四政特別會計の法規を無視して是等の鐵道収益をば一般行政費、軍費、其他に流用し來れるのみならず、未來の収益迄も既に公債又は國庫手形の擔保に提供せり。故に鐵道會計は目下殆んど拾收すべからざる紊亂に陥り、今後鐵道事業の改良及び擴張に大障礙あるは勿論、之が整理上亦大困難を見んとす。現に本年四月、交通部は第一次定期支付券發行の際、大總統への呈文中に「本部歷年の積欠極めて大なり、本年三月より十二月迄の收支を豫算するに約一千二百萬元の不足なる上、更に内債整理公債の償還基金として五百萬元の支出を負擔したるを以て不足額合計一千七百萬元に上る、而も財政部の窘窮亦坐視すべからざるものあり、今年及び明年度の各項收入を引當とし、勉めて定期支付券五百萬元を發行し、以て財

政部に立替援助を行はんとす』と言へり。然れば鐵道收益金は最早や之を流用し盡くして、仍ほ多額の不足を生じ居れるを知るべし。

一、民國八年度迄の鐵道收益額 昨年九月交通部の發表したる概況報告に依れば『民國八（一九一九）年度の各鐵道營業成績は、民國四（一九一五）年度以降五年間を比較するに、収入は五千七百萬より八千二百萬元に増加し、五年間に於て二千五百萬元即ち四割四分の増收にして、支出は三千萬元より三千七百萬に増加し、七百萬元即ち二割八分の増加なり。又鐵道借款償還資金は銀相場昂騰の結果、爲替有利のため其支出額一千七百萬より減じて九百萬元と爲り、即ち殆んど以前の半額にて足る。故に此期間の純益金は一千萬元より増して三千八百萬元に上れり、津浦及び滬寧の如きも四年以前は年々多大の缺損を見たるが、近來は利益を擧ぐるに至れり』と

二、民國九年度の鐵道收入及び收益 本年四月一日の政府公報に掲ぐる所左の如し

鐵道	民國九年營業收入	同前年比較
京漢	二四、五四九、六二四元	△ 四六六、八一七元

京奉	一三、三五一、〇三〇	四、三五三、九〇七
津浦	一四、九七八、九三九	一、一六五、四九六
京綏	五、四八八、九二六	九〇八、三七〇
滬寧	六、二〇一、二七六	五四二、七四一
滬杭	二、九六五、四〇九	三九一、三一一
正太	三、八六四、〇三六	五二九、四八七
廣九	一、〇〇五、八二七	四三、〇九二
吉長	二、一七五、六八九	二九六、四三六
道清	九七三、二三七	一六、七八五
株萍	三四八、〇七八	△ 三七九、九三〇
漳厦	一三、九八一	△ 一三、七四二
汴洛	一、五六七、一六八	一一一、〇四一
湘鄂	一、三八七、四四九	一一一、三七八

四 洗

七〇五、六〇一

四五、一五八

合 計

八九、五七六、二七〇

七、六七四、七二三

即ち昨年度収入は前年の八千二百餘萬元に比して七百六十餘萬元の増加なり。然るに之に對する支出統計未だ發へなきを以て、其收支利益額を計算するに由なきも、本年五月一日の政府公報に據り交通部總長葉恭綽の報告を見るに九年度に於ける各鐵道の收支概數は左の如し

前年比較増加額

營業歲計兩項收入總額

九四、四六〇、〇〇〇

餘元 六、六二〇、〇〇〇

同上支出總額

五一、五九〇、〇〇〇

四、一七〇、〇〇〇

收支差引純益

四二、八六〇、〇〇〇

六、三八〇、〇〇〇

即ち昨年度の鐵道純益は四千二百八十六萬元なるが、又昨年中各鐵道局に於ける營業費以外の支出額は次の如し

中央政府の爲に支出したるもの

一一一、五八〇、〇〇〇

鐵道資本即ち擴張及び改良費

一四、〇六〇、〇〇〇

鐵道借款の元利支拂資金

九、四六〇、〇〇〇

合 計

四五、一二〇、〇〇〇

然るに軍事輸送に關する運賃収入は唯だ記帳したるのみにて未だ實收を経ざるもの二百四十三萬餘元あるを以て、實際鐵道純益は其支出額に足らざること四百六十九萬餘元に上れり。是等は各鐵道局に於て或は臨時に銀行より借入れ、或は前年度繰越金中より流用支出したり云々。是に由りて觀れば、昨年度に於て鐵道會計より一般會計に流用し得たるもの約二千一百五十餘萬元に上りたるもの、如し

三、本年度の收入豫想及び支出増加

本年度に於ても總べての事情關係昨年と同一なりと假定すれば、又二千一百萬元は一般會計に流用し得べき財源たるべき譯なるが、果して然るを得るや否

先づ本年一月一日より四月三十日に至る鐵道營業收入を視るに次の如し(九月十五日政府公報)

民國十年四月末迄
營業收入額

京 漢

七、七五九、七二三

前年同期比較 △減

△ 八五〇、八六三

京	奉	九、〇六二、九四八	△	一、六三九、一七三
津	浦	五、六八三、三五四		三九一、八五三
京	綏	一、八一四、二二二	△	四一九、四五八
滬	寧	二、二九五、二四七		三〇五、一〇八
滬	杭	一、〇八八、七二九		一七一、五八〇
正	太	一、〇七八、〇六八	△	五〇八、四一八
廣	九	四五六、一四六		八八、九三一
吉	長	九四五、九六七		一四八、五四一
道	清	三〇七、四〇三	△	七、二九四
株	萍	一〇〇、七九三	△	一〇一、〇三一
漳	厦	一三、八六五		八、五一一
汴	洛	六三〇、六八五		八九、九九八
湘	鄂	五七〇、九二五		一六、六二四

四 澆 二五三、一六八 △ 七九、七八五
 總 計 三二一、〇六一、二二三 八九三、四七〇

是に依れば、四箇月間に於ける収入は昨年同期に比較して八十九萬餘元の増加を見れども、京奉線の増収特に著大なる以外、京漢、京綏、正太の如き多額の減収を現はし居れり。昨年は安直對戦を始め直隸河南方面に屢々兵燹あり、又北部五省饑饉の爲め食糧及び災民の運賃を免除したるが、本年も亦陝西、湖北、河南、湖南等戦亂相繼ぎ、且つ吳佩孚軍の鐵道收入押領の如きあり、各地商況益々不振を加へつゝあれば、鐵道收入も亦昨年度以上多くの増加を期し難からん。而して本年度は却つて支出を増加すべき次の諸事情あり、(其一)廣九鐵道公債百五十萬磅の据置満期と爲り、本年より毎年八萬五千五百磅の元本償還を始めざる可らず、津浦鐵道第二次公債三百萬磅も同じく本年より十五萬磅宛の元本償還を要し、又粵漢川公債六百萬磅の三十箇年賦も本年より九萬二千餘磅の元本支拂を始めざる可らず、一九一一年の正金銀行整理鐵道公債一千萬圓の毎年六十六萬餘圓、十五年賦も開始期に達したり、今これを通計するに約四十萬磅の支出増加と爲る。而して之に對する借款元利の支拂減少額は一九〇九年の郵傳部贖路公債一千萬元(正金及倫敦銀行)の年賦を昨年度に於て終り、其他

利拂額に若干減少を見るべきも、差引尙ほ三百萬元内外の支出増加を免かれざるべし。(其二)銀價暴落の爲め外債元利支拂に爲替の損失多大なるを以て、茲に又支出増加を促すもの三四百萬元を下らざるべし。(其三)加ふるに昨年来臨時借入の短期借款及び各種支拂延滞額も巨額に達し居れば本年収入昨年と大差なしと假定せば、擴張改良等の投資は暫く別に借款に依るとして、尙ほ鐵道収益より一般會計に流用し得るもの昨年度の二千一百餘萬元には達せざるべく。況して本年は前述の如く整理公債、京綏、京漢、購車借款、定期支付券の發行に對して其元利支拂の負擔を加へ、且つ湘鄂工費教育費等經費の新支出を増加したるを以て、鐵道益金は最早や殆んど國庫救援の餘裕なかるべし

四。最近交通部收入の流用額及び收支豫算 前交通總長葉氏が在任中に於て、財政部を援助したる支出額、及び其後の收支豫算等に就き、最確實の消息なりとして北京新聞の報する所に依れば次の如し

甲、交通部及び交通銀行より財政部に立替援助したるもの、並に援助すべき資金の計算

(イ)民國九年九月より十年六月迄交通銀行より財政部に交付したる金額

(但し新に引受けたる定期支付券の金額は此内に算入せず) 二〇、七〇〇、〇〇〇餘元

(ロ)交通部負擔の北京教育經費毎月二十二萬元、一箇年分豫算 二、六四〇、〇〇〇

(ハ)交通部負擔の整理公債基金毎月五十萬元、一箇年豫算 六、〇〇〇、〇〇〇

(ニ)經濟調査局經費毎月四萬元、一箇年豫算 四八〇、〇〇〇

(ホ)交通部が新に發行したる定期支付券 五、〇〇〇、〇〇〇

(ヘ)交通部が最近八箇月間に於て其収入を引當として借入れれ財政部に交付したる借款の合計 現銀 二、八四〇、〇〇〇

同 公債(内國公債票?) 三、〇〇〇、〇〇〇

乙、交通部の新に増加したる主なる支出

(イ)粵漢鐵道湖南線延長新工事費毎月四十萬元、一個年豫算 四、八〇〇、〇〇〇

(該線は工事を中止したる儘資金を待つこと既に數年に及び、交通部より既成工事維持費を立替たるもの七百數十萬元に上れり、本年一月八日の閣議にて粵漢線全通速成を期する爲め株州衡州間八十一哩の工事を開始し、其經費豫算一千四百十一萬元は本年五月より京漢鐵道收入よ

り毎月十三萬元、津浦、京奉收入より各十二萬元、京綏より三萬元、合計年額四百八十萬元三箇年繼續支出の事を決議せり)

(ロ) 秦皇島より山海關に至る複線工事費

七、〇〇〇、〇〇〇

(全部英國より借入れ、他用に流通するを得ず、且つ他鐵道用に支出するを得ず、又本年度内に支出し盡くすに非ず)

(ハ) 錦州朝陽間支線工事費豫算

五、〇〇〇、〇〇〇

(京奉線の利益中より支出して延長敷設し、數年に分ちて竣工の豫定)

(ニ) 交通大學開設費

三六〇、〇〇〇

(ホ) 四鄭鐵道延長線工事費、日本より資金借用

未 確 定

(本項用費は皆外資借入に係り、其用途を限定せられ、若し其事を實行せざる場合は借款する能はず、任意に流用し得ざるもの也)

丙、今後交通部より支出を要すべきもの

本年三月より十二月末に至る迄に鐵道、電政、郵政各局に於て其直接支出の經費及び賑款(饑饉救済

金に振替支出すべきものを除くの外、交通部が支出せざる可らざる現金の合計約二千四百二十五萬餘元あり、左の如し

(イ) 鐵道外債の元利支拂

九、四五〇、〇〇〇

(ロ) 鐵道内債の元利支拂

一一、〇八〇、〇〇〇

(ハ) 收入不足の各鐵道に補助し、並に部の内外經費及び經濟調査局等に補助支出額合計

三、七一〇、〇〇〇

合 計

二四、二五〇、〇〇〇

之に加ふるに新に負擔したる教育經費二百六十四萬元、内國債整理償還基金六百萬元、及び新に發行したる定期支拂券の本年度内に於て償還すべきもの約二百五十萬元、小計一千一百一十四萬元を以てすれば前後合計三千五百三十九萬餘元に達す、交通部の收入剩餘金を以て支出差引して尙ほ二千零七十九萬元の不足額なり

丁、今後交通部に收入すべきもの

(イ) 交通部所有の債券、株券の利息及び配當金

八〇〇、〇〇〇

(三) 同上債券の元金償還額

一、四〇〇、〇〇〇

(ハ) 各鐵道の純益豫算

一〇、〇〇〇、〇〇〇

(ニ) 郵政の利益豫算

四〇〇、〇〇〇

合 計

一四、六〇〇、〇〇〇

此外に電政は收支差引に於て不足額八百萬元に上る、是れ財政部に流用せられたる電政借款の元利支拂負擔等の支出多額なるに因る(六月十六日順天時報)

右の計算に依れば本年度の交通部收支は二千七十九萬元の不足ある所に、一千四百六十萬元の豫定収入ありとして、差引尙ほ六百餘萬元の不足を見る、之に電政の缺損八百萬元を加ふれば一千四百萬元の不足なり。且つ前表外債元利支拂額を九百四十五萬元と豫算せるは過少に失す、是れ昨年銀價昂騰時代の爲替率を以て換算したるものと推定すべき理由あり、本年は如何に少額に見積るも外債償還資金の支出は一千五百萬元を下らざるべし。故に本年度に於ける交通部會計の不足額は少なくとも二千萬元に達すべく、従つて此上なほ鐵道其他の収益中より一般會計の不足を補填し得べき餘裕はある可らず、政府は唯だ其日々々の収入現金をば一時流用し得るに過ぎざるなり

(五) 鐵道以外の交通部収益

鐵道營業以外の交通部収益は幾何なるか、據るべき統計を求め得ざるが、順天時報(八年八月十四日)の記事に依れば左の如し

	營業收入	營業支出	差引利益
電 話	七、一四七、〇〇〇元	五、七五〇、〇〇〇元	一、三八七、〇〇〇元
國 有 鐵 道	五六、三三〇、〇〇〇	四六、三六〇、〇〇〇	九、九七〇、〇〇〇
郵 務	七、八〇二、〇〇〇	七、二〇三、〇〇〇	五九九、〇〇〇
合 計	七一、二七九、〇〇〇	五九、三一三、〇〇〇	一一、九五六、〇〇〇

電信電話には從來既に巨額の外債負擔あり、郵政利益は四十萬元を十年八釐公債の償還基金に繰入るゝ事と爲りたり。故に電政及び郵政の利益より一般會計に流用すべきものは無かるべし

(以上、九月二十日稿)

(六) 交通部經濟最近狀況

「交通部は元來中央財政の集中する所なるが、最近數月來は臨時特種費用の支出及び各機關の經費を補助するに因りて、其の支出は竟に豫算に超過すること一倍以上に及び、従つて該部財政も亦遂に艱窘の境に陥りたり。交通部が頼て以て活動資源と爲す所ものは全く鐵道收入にして、該部會計は固より眞に盈餘あるに非ずと雖も、各鐵道に日々多額なる營業收入ある爲め常に之を流用し得ると同時に、又た現金を財政部に送りて其の遺繰を資け居たり。然るに目下各鐵道の營業狀態は以前と同じからず、收入減少すると共に支出は反つて激増せり、茲に國有四大幹線の最近經濟狀況を概括すれば次の如し

甲、京漢鐵道 該鐵道の南段(鄭州以南)收入は湖北省(吳佩孚等)に截留せられ其額甚だ夥し、之が爲め全線を統べ計るに收入は幾んど支出に足らず。加ふるに九月に於て支拂ふべき匯豐、匯理兩銀行の賄路借款(一九〇八年郵傳部の京漢鐵道買收英佛公債五百萬磅)元利約英金四十萬磅の債務あるを以てす、當時支拂ふべき現金なきを以て、京漢短期債券四百萬元(六一頁參照)を發行して其償還

に抵てたり。今後尙ほ毎月該債券の償還及び其他内債基金支出等巨額の負擔あり

乙、京綏鐵道 は今年五月綏遠城まで既に開通したるも、工事費の未拂延滞額尙ほ巨大なり、前に會て短期債券五百萬元(六〇頁參照)を發行して一時支拂の計を爲したるが、目下の收入より推算すれば資金融通に容易ならざるを覺ゆ。

丙、京奉鐵道 該線は其鐵道公 元利償還以外に於て、毎月支拂はざる可らざるもの粵漢鐵道の中英公司短期借款元本償還額十萬元あり。又滬杭甬、廣九兩鐵道公債の元利英金十九萬餘磅の代償負擔あり、此外に従前契約ある購入材料代支拂額十萬元を下らず。且又該鐵道は他の借款鐵道と契約條件を異にし、營業會計一切の經營管理權を英人に委任せるより、假令ひ餘裕資金あるも其支出には必ず英人監督の承認を経ざる可らず。然るに英國債權に屬する道清、津浦、滬寧、粵漢各鐵道公債及びヱキツカース公司の飛行機借款、マルコニー公司無線電話電信借款等の元利償還延滞額少なからず、英國は京奉鐵道收益を差押へ、是等支拂資金に充當せんとし、交通部の任意流用を許さざる事情あり

丁、津浦鐵道 沿線は早災、水害を被むりて以來、收入頓に減じ工事費増加せり。又九、十兩月に

於て支拂を行ふべき該鐵道第一次第二次兩公債の元利金數十萬元あり、其他内外商人に對する材料購入代も多額に上れり

以上四鐵道の會計を綜括して之を言へば、交通部は實に餘裕の以て財政部を援助し得ざるのみならず、尙ほ自ら給するに足らざること多大なり。従前の鐵道會計は外債に關し唯僅に利息支拂資金の準備を要するのみなりしが、近頃は各鐵道公債とも續々元本償還期に到達せる爲め、今後外債償還資金の支出は増加する有りて減すること無かるべし（此項十月二十日北京日報に據る）

(七) 備考

民營鐵道買上公債額 交通部の報告に據れば、民國初年に於て四川、湖南、湖北、安徽、江蘇、浙江、河南、山西等の民營鐵道公司を買收したる際發行したる鐵道内債總額は九千一百萬元にして、其内三千八十六萬餘元は民國四、五年迄に償還し尙ほ六千十三萬餘元を殘せり。而して交通部の發表したる五、六年度豫算鐵道内債元利償還額は一千五百十五萬餘元、六、七年度は六百八十萬元、七、八年度は三百十萬元を計上せり。果して履行せられしや否や、及び精確なる現在額は未詳なるが、支那國有

鐵道の借款債務は、外債以外に於て尙ほ内債の存在少なからざるを知るべし

交通部計算鐵道借款額 交通部報告に據れば、民國七年十二月末現在計算の鐵道借款總額、及び翌八年度に於ける元利償還豫定額次の如し。

	民國七年末現在 鐵道借款總額		民國八年度豫算 元利償還額	
	銀元換算額	同 元利償還額	銀元換算額	同 元利償還額
英金 勘定	三、一八四、九五〇磅	三二、八四九、五〇〇元	六、九〇、五〇〇磅	六、九〇、〇〇〇元
銀兩 勘定	一、〇〇〇、〇〇〇兩	一、五〇〇、〇〇〇	—	—
日金 勘定	一一、六〇〇、〇〇〇圓	一一、六〇〇、〇〇〇	一七、七八圓	一七、七八
佛金 勘定	七三、七〇〇、〇〇〇法	一八、一九三、五〇〇	一、六二〇、〇〇〇法	四〇五、〇〇〇
銀元 勘定	二、七七一、八〇〇元	二、七七一、八〇〇	一、八三二、八〇〇元	一、八三二、八〇〇
米金 勘定	三〇〇、〇〇〇弗	六〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇弗	一一〇、〇〇〇
合 計	—	三六、〇七三、八〇〇	—	九、二六九、七七八
此外擔保付借款	—	元、九七五、五〇〇	—	—

但し擔保付借款とは鐵道債券又は國庫債券を引當の臨時短期借款なるべく。八年度の元利支拂豫算九百二十六萬餘元は過少なり、三億四千六百餘萬元に對する利息は年五分と假定するも一千七百餘萬元を要すべし、疑問とす

支那政府鐵道投資額 又交通部報告に依れば、民國七年末現在の鐵道事業に對する支那政府の直接投資額(借款以外)は次の如し

項目	投資額
政府支出長期資本金	一一五、九五九、二八三元
事業擴張及び改良費	二八、一八六、七九五
純益より償還したる借款額	一五、六七四、六五五
臨時立替金	二八、八〇三、〇三五
合計	一八八、六二三、七六八

第五章各種内外債一覽表

(一) 長期政治借款表

第三章に既述せる關稅鹽稅擔保の長期外債表(三五頁)に同じ

(二) 短期政治借款一覽表 (民國十年一月現在)

起債時債目	起債額	利率	擔保	既済額	未済現在額	完済期	十年度支拂額	元本償還額	元利合計
一九二二年(民國元)瑞記第一次借款(獨)	三〇〇,〇〇〇 磅	年六分	崇文門關稅	二四〇,〇〇〇 磅	六〇,〇〇〇 磅 (延滞)	一九二六年十二月	三,六〇〇 磅	六〇,〇〇〇 磅	六三,六〇〇 磅
同 瑞記第二次借款(獨)	四〇〇,〇〇〇	六分同		九〇,〇〇〇	三一〇,〇〇〇	一九二二年十二月	三,六〇〇	三〇,〇〇〇	三三,六〇〇
一九一三年同 第三次借款(獨)	三〇〇,〇〇〇	六分契	稅	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇 (延滞)	一九二七年十二月	三,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇三,〇〇〇
同 スコダ第一次借款(獨)	一,二〇〇,〇〇〇	六分同		四〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇 (延滞)	同	八,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	八〇八,〇〇〇
同 同 第二次借款(獨)	二,〇〇〇,〇〇〇	六分同		六六六,〇〇〇	一,三三四,〇〇〇 (延滞)	同	八,〇〇〇	一,三三四,〇〇〇	一,三四二,〇〇〇
一九一四年同 第三次借款(獨)	五〇〇,〇〇〇	六分同		一六六,〇〇〇	三三四,〇〇〇 (延滞)	同	二,〇〇〇	三三四,〇〇〇	三三六,〇〇〇
同 スコダ延期借款(獨)	一,二〇〇,〇〇〇	八分同			一,二〇〇,〇〇〇	一九二〇年十二月	六,六〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇六,六〇〇
一九一七年シカゴ銀行借款(米)	五,〇〇〇,〇〇〇 (米金五百萬)	六分	煙酒稅		一,〇〇〇,〇〇〇	一九二〇年十一月	六六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇六六,〇〇〇

起債時	債目	起債額	利率	債權者	摘要
一九〇〇年七月	滬煙沽海電 信本線借款	二〇〇,〇〇〇 磅	年五分	大北及 大東會社	擔保は上海芝罘大沽間の海底本線、期限三十ヶ年、第二 年より年賦償還、期間内該電信事務を委任經理せしむ 同上、期限二十九ヶ年、第二年より年賦償還、其他條件 前款と同じ
一九〇一年十二月	同副線借款	四〇,〇〇〇	五分	同	
一九一一年三月	整頓電報電話 借款	五〇〇,〇〇〇	五分	同	支那政府の保證並に支那政府の取得すべき電報料金を擔 保とす、期限二十年、第二年より年賦償還
一九一八年八月	金鑽森林借 款(日本)	三,〇〇〇,〇〇〇	七分五厘	國庫證券	(延期) 三,〇〇〇,〇〇〇
同八月	參戰借款 (日本)	二,〇〇〇,〇〇〇	八分	同	(延期) 二,〇〇〇,〇〇〇
一九一九年十二月	煙酒借款 (米)	一,〇〇〇,〇〇〇 (米金五百 萬弗)	六分	煙酒稅	十二 月
合計		三,〇〇〇,〇〇〇			七九四、八六〇 六、四三〇、〇〇〇 六、八二九、八六〇

(三) 電信電話借款表 (民國十年九月現在)

起債時	債目	起債額	利率	債權者
一九一五年一月	天津電話借款	四、三〇〇	七分	瑞記洋行
一九一八年二月	海軍部無線電 信借款	五、二七〇	八分	三井物產 會社
同四月	有線電信借款 (二千萬圓)	二,〇〇〇,〇〇〇	八分	中華匯業 銀行
同八月	陸軍部無線電 話機借款	六〇〇,〇〇〇	八分	英國マル コーニ會社
同十月	無線電信借款	二〇〇,〇〇〇	八分	同
一九二一年一月	無線電信借款 (米金四百六十 二萬弗)	九,四〇〇,〇〇〇	七分	米國フェ デラル會社
合計		三,〇〇〇,〇〇〇		

擔保は天津の電話收入及び其財産、期限九ヶ年、第一年より年賦償還

日本米國及び歐洲と直接無線連絡を爲すに充分なる送信力及特別の受信機を有する一大無線電信局を建設す、期限三十ヶ年此期間中經營一切の事務を委任す、完成後第十年より年賦償還

擔保は有線電信に屬する全財産及其收入、期限五ヶ年、起債額中一千五百萬圓は財政部に於て流用せり

三十萬磅は行軍用無線電話機二百臺の購入代に充て、三十萬磅は支那政府に交付す、期限十ヶ年、一九二四年八月より毎年一回償還、五ヶ年賦

支那政府の保證並に本電信機及裝置一切を擔保とす、西安とカシガル間に三ヶ所の無線電信臺を建設す、期限四ヶ年

フェデラル會社代表マース氏と葉交通總長と假契約を締結し、前金一萬弗を交付す、期限十ヶ年、請負人に管理の全權を委任す、日英及大北會社より支那政府に建設し、上海に各一ヶ所の無線電信臺を建設す、北京、廣東、漢口、哈爾濱の四ヶ所に各六百キロワットの無線電信臺を建設し、直接日本、比律賓、桑港、新嘉坡の無線電信臺と通信す

一九二八年	一九二六年	一九二五年 九月	同	一九二四年 八月
七年短期公債	五年公債	四年公債	有獎儲蓄票	三年公債
四八、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、八二九、九六五 (原定二千四百萬元)	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二四、九六六、二〇〇 (原定千六百萬元)
六分	六分	六分	六分	六分
賠償金延期より 生ずる關稅鹽稅 剩餘金	煙酒公賣稅	常關稅、張家口 稅金、山西省厘 金稅等	崇文門稅金、京 漢鐵道利益	崇文門稅金、京 漢鐵道利益
一四、四〇〇、〇〇〇 一九二三年 十二月	一八、七七五、〇〇〇 一九二九年	一三、六六二、九六五 一九二五年	一九二七年	一六、六八八、三三三 一九二五年

本年三月整理締切の時は一億三千五百九十餘萬元に達した。整理額百九十九萬餘元を計上し、本年八月迄に四千二百七十萬餘元あり、本年より十箇年賦償還に改む。

應募好況の爲め募入額を増加す。三年据置、第四年より九年賦、規定通り元利支拂を行ふ。第四次抽籤償還期は本年十二月一日。

民國三年新華儲蓄銀行より發行、九年十月より五年公債券と引換を行ふ。

應募好況の爲め募入額を増加す。二年据置、第三年より六年賦、本年九月一日第三次抽籤償還を行ふ。

第二年より三ヶ年賦、第一次償還後中止、民國十五年より三年償還に改む。

其年より六月十二月の兩回に抽籤五ヶ年賦。

一九二八年	一九二九年	一九二〇年 九月	同 六月	一九二三年	同	同
七年長期公債	八年公債	金融整理公債	交通實業公債	内債整理六厘公債	同七厘公債	同十年八厘公債
四五、〇〇〇、〇〇〇	三三、九五四、四四〇 (原定五千萬元)	六〇、〇〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇 (原定三千萬元)	未定額發行中	未定額發行中	三〇、〇〇〇、〇〇〇
六分	七分	六分	八分	六分	七分	八分
常關稅	地租	海關稅剩餘		關稅鹽稅常關稅剩餘及煙酒稅鐵道利益	同	郵政餘金、印花稅、津浦貨捐、崇文門稅金
四三、〇〇〇、〇〇〇	一一、四四三、二〇六	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五、三五〇、〇〇〇	一〇、六七五、〇〇〇	五、六七、八〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二八年	一九二三年	一九二〇年 九月		一九二三年	一九二三年	一九二三年 七月

十年据置、第十一年より十年賦。

原規定を改め本年より十ヶ年賦、本年八月迄に二千二百五十一萬一千二百三十四元は四掛にて整理公債券に引換を行ふ。

期限六ヶ年、毎年三月六月の兩回抽籤償還を行ふ。

九年八月發行中止。

元年六厘公債と引換。

八年七厘公債と引換。

期限十ヶ年、民國十二年一月より毎年二回抽籤償還を行ふ。

第六章 破綻百出刻下の窮状

前五章に述ぶる所は去九月中の起草に係り、列記の事實も亦同月以前に獲たる材料なるが、爾來今日に至るも支那政府の財政難は一點緩和の兆候を認むる能はず、情勢益々悪化し破綻百出、遂に收拾すべからざる危殆に瀕しつゝあり

(一) 空頭支票(不渡小切手)の濫發

北京政府は仲秋節の難關は兎も角もして渡過したれど、忽ち其後の行政費に行詰まり、加ふるに川鄂戦事の爲め軍費の急需生じ、纔に籌集し得たる零碎暴利借款も、悉く是等眉急の支出に奪ひ去られて、各部官吏及び近畿軍警の俸給手當の如きも支拂ひ得ざる状態と爲り、財政部は有らゆる持合せの公債券、國庫券、印花税票等を現金の代はりに支出し、更に諸方面の請求應待に窘しむの餘り、屢々不渡手形を發行して問題を惹起せり。就中姜桂題將軍の毅軍主計官に對し、中國銀行北京本店宛にて財政部庫藏司(出納局)長陳氏の振出したる拾萬元の支拂小切手の如きは、國庫の預金無しとて拒絶

に會ひ、主計官は恰も該行に來合せたる陳庫藏司長を詰問し、憤慨の末遂に部下の兵士に命じて陳司長を毆打負傷せしむるに至り。又駐日支那公使館武官岳開先中將は、今夏公用にて北京に歸り再び赴任するに臨み、往復旅費及び延滞手當二萬元支給の准許を得ながら、待つこと殆んど三箇月に及び仲秋節に至り始めて勸業銀行宛五千元の支拂小切手二枚を交付せられ、該行に赴き現金を取付けんとしたるも拒絶せられ、岳氏は大演習參觀及び陸軍留學生監督の要務あり、華盛頓會議も開催されんとする際、之が爲め徒らに出發歸任し得ざるを慨歎し、痛切なる歎願書を徐總統に呈申したる程なり。其他交通部員某氏に支給したる洋行旅費九千元の不渡手形を始め、不渡小切手の記事は支那新聞紙上に散見し、之を冷笑して財政部の空頭支票と呼ぶに至れり。

出納局長毆打事件 姜桂題將軍は多年負嵎蟠居したる熱河都統の任を汲金純氏に引繼ぎ、九月二十二日親兵四百を率ゐて入京し、參謀長某を財政部に遣り二百數十萬元の積缺軍餉を坐索せしめ、且つ謂ふ三日以内に發給せざれば、部下が意外の變事を發生するも一切責任を負ふ能はずと。而して古北口を出發したる毅軍約一千は既に北京附近の密雲に到着し、後續部隊も尙ほ陸續出發中なりとの説ありて、部庫空盡の財政當局は頗る當惑し、二十三日取敢えず拾萬元の藏字二百九十號中國銀行宛

支付票(支拂小切手)を交付したり。毅軍の副官某は二十四日該支票を持ちて銀行に至り現金を受領せんとしたるに、該行は財政部の預金無しとて支拂を拒み、且つ財政部に照會し指令を待ちて處置すべしと云ひ、數時間押問答の末遂に要領を得ず。二十六日午前毅軍の軍需官某は更に中國銀行に至り小切手の支拂を要求したるも行員は前日の如く答へて拒絶し、互に談判中、午後三時頃適ま庫藏司長陳威氏が事を以て該行に至れるより、軍需官は陳氏と應接室にて面談交渉したるが、尙ほ目的を達する能はず、遂に憤慨して護兵を呼び陳司長を毆打せしめ數箇所の重傷を負はしめ、陳氏より五日以内に必ず現金交付の手續を取るべしとの口約を得て其場を引揚げたり。是が爲め財政部員は大に激昂し陳司長は軍需官等を法廷に告訴し、總次長を始め各司長は事情を國務總理及大總統に上申すると共に、斯の如き軍人の横暴を黙認するに於ては一同辭職すべしと唱へ、大總統は陸軍總長蔡成勳、參謀總長王懷慶に事實の審査を命ずるに至り、財政部の失態と共に毅軍の司長毆打事件として新聞紙上を賑はしたり。

岳開先中將の歎願 十月十九日の『新申報』に曰く『中央財政の急なる今日に至り已に極點に達すと謂ふ可し、財政部は即ち支票(支拂小切手)の濫發を以て支給の唯一手段と爲す、如何せん信用已に

失し支票は廢紙に等しきを、過日毅軍が司長を毆打したる事件を始め、各軍が財政部に至り現金居促の糾葛あるは、皆な此の空頭支票の故に因りて是等の紛擾を致せるなり。又最近に於て駐日武官岳開先氏が經費(駐在手當旅費等)を要求し、漢陽兵工廠が延滞經費を督促せるに對して、財政部は復も一無准款(一片現金支拂の保證なき)の支付票を以て一切を塘塞せるも料らず漢陽工廠は拒絶して受領せず、岳開先また無趣(馬鹿を見る)に遭ふ如き、信用地を掃ふの財政部、手腕圓滑の潘代理總長、此の時機に處す、憐む可く亦また笑ふ可きなり。現に岳開先及び漢陽兵工廠長より大總統に呈請したる原文を得たれば之を披露すべし、岳開先の呈文に曰く「大總統鈞鑒、前に財政部より本年度經費及び立替金共に二萬元を支給せらるゝの命を蒙り感激の至りに禁えず、惟だ是れ開先は命を奉じてより以來、財政部に對し守候すること幾んど三箇月に及び、遂に舊曆仲秋に至り、始めて僅に勸業銀行五千元支票二枚を受領するを得て、直ちに該銀行に往き取付けんとしたるに、二枚とも支拂を拒まれたり、再三催洵したるに該行の言ふ所に據れば、乃ち是れ一無款の票に係り、幾んど廢紙に等しきものなりと。竊かに念ふに、開先素と鈞座の厚渥を蒙り加はつて已む無きもの有り、凡そ驅策あらば自ら當に力を竭くして報效すべし、況んや太平洋會議の始まらんとするに當り、日本大演習も

既に參觀の招待狀來たる、而して又對支問題多端の際なるに、閻先立替金既に多く、負債尤も衆し、之を進んでは奉效する所ある能はず、之を退ては又一切を清理結了する能はず、正式返國（公用歸國）、加ふるに陸軍部は留日學生監を更へ、閻先をして陸軍學生監事務を兼攝せしむ、轉瞬即ち十月々末に届らんとす、若し閻先下月に至り猶ほ拮据竭蹶して返東する能はずんば、則ち多數陸軍學生また必ず依歸する所を失はん、惟に閻先の信用既に失し以て人に對する無きのみにあらず、且つ笑を隣邦の軍事當局に貽さんことを恐る、甚しきは或は國體に碍げ有らん、此れ則ち尤も午夜惶恐、寢饋安んじ難きものたる也。伏して念ふ、我大總統は下僚を慈念せられ、外情を洞燭せられ、一切困難の事情は自ら早く鈞鑒の中に在らん。惟だ仍ほ鈞座に懇請するもの有り、部に飭じて迅に現金の支給を賜ひ、再び一支票にて塘塞する勿らんことを、感激待命の至りに任ふる無し、此が爲に謹んで呈す」と

漢陽兵工廠の不渡支票拒絶 漢陽兵工廠の維持困難なる事情は第二章の兵工廠の項（二〇頁参照）に述べたるが、其後吳佩孚が四川、湖南軍に對抗の爲め大軍を出動せるより特に漢陽兵工廠に臨時資金を給し、兵器彈藥の製造修繕に勉めしむる事となりしも、財政部は該廠に對して例の空頭支票を發給し一時を胡麻化さんとし、廠長は蔡陸軍總長に此事を指摘し、該廠經費の支給は八年九月より延滞

勝にて、昨年九月よりは特に甚だしく、延滞未給額九十七萬六千八百餘元に達せり、財政部に嚴談し至急に現金を以て支給せられたし、商人に對する購入品代未拂巨額に上り、材料缺乏し、此の軍事危急の場合、已むなく作業を中止せんとす、且つ毫も指す所なきの（不渡）支付票を發給することは斷して免ぜんことを請ふ。云々（十月十九日新申報）

（二）官報印刷局の苦境

北京政府の財政難は『政府公報』の發行所にして、兼ねて各種勳章の製造に任じ居る印鑄局の事業にも影響を及ぼすに至り、印鑄局長曹秉章は此の程國務總理に對し、財政部が經費支給を延滞の結果作業を繼續し得ざる窮狀を訴へ、日を期して經費を支給せられんことを懇請せり、其呈文左の如し「本局は財政部より支給せらるべき經費の未給延滞多額に上り政府公報の購讀料收入も日に減少し勳章製造課の準備資金は此兩年來悉く立替流用し盡し、局員の俸給は未給の儘延滞を累ね、購入材料品代價は支拂の方法なく、種々困難の事情を本年五月以來屢々呈申し、總理閣下より再三財政部に命令を發せられ、又振務免費勳章は國協會議の議決に依り財政部より資金を發給する事と爲り居れる

が、數個月を經過せる今日まで未だ實行せられず。小官は屢々鈿財政次長と面晤協議し、且つ數回書面にて督促したる末、僅に端午節に一萬三千元、仲秋節に七千九百五十元の現金を交付せられたり。然るに本局員の俸給手當は毎月合計九千八百餘元を要し、右二口の現金は本年五六兩月分の俸給を支拂ひ餘す所幾何も無し、月勘定の俸給をば節季勘定にて支給せられ、各員の愁苦不平、衣食支へ難き状態なり。局中に於ける隨時收入の現金は十餘元より百餘元に至るまで積立て半月毎に支給する職工賃銀に充て、又日用品購入と一切の雜用に支拂ひ實に足らざるに苦しむ。負債の尤も大なるは洋紙類に對する未拂額にして、仲秋節以後に至り始めて去年の延滞分を支拂ひ終りたる状態にて、本年の用紙代負債二萬餘元に達し、現在の用紙は僅に三日分を存するのみ、連日各洋紙商と交渉し居るも、舊債を償ふに非ざれば此上貸賣を行ひ難しと云ひ、局中には實に一文の現金なく、又抵當品も無ければ借入金を行ふの方法も著かず、情急に勢ひ迫りて茲に閣下に直陳し維持法を懇請せざるを得ず。勳章製造課の勳章製造に至ては資金不足の爲、隨時に資金を作りて少數を製出するに止まり多額の需要には應ずるを得ず、前には陸、朱兩特使が各數百個の勳章を携帶して外國に赴き、今回又太平洋會議の代表者も贈與豫備の爲め各等勳章四十個を携へて渡航したるを以て、殘存現品愈々少なく、

稅務處より外人ミロホー等に給すべき勳章一百個、外交部に五月以來外國人に贈與すべき勳章九十八個の注文あれども、皆な之に應ずること能はず、是等は事國際交誼に關し遲延交付せざるに於ては實に國體に礙げ有り、亦必ず速に資金を工面し至急に製造せざる可らず、然るに勳章製造課の事業資金八萬餘元は全部局中の經費に流用支出し盡して目下一文の殘金なし。又振務(饑饉救濟事務)免費(支那の勳章は受勳者より製造費を納めて現品を受領する規定なるが、本勳章に限り無料にて給する者)勳章の製造費は大小各等三千個に對し平均計算にて約六萬元を要する豫算にて、前に國務會議の議決に依り直ちに財政部に命じ該資金を支出する事と爲り居るより、屢々督促したれども應ぜず、該部も工面付かざる有様にて、偶々現金を得る所あるも其の急とする所を急にし、首として軍費に供して尙ほ追求に苦しむ現況なれば、安んぞ本局の如き區々の用に顧及するの餘力あらんや。而して本局は目下用紙の購入を行ふ能はず政府公報、大總統命令の印刷すら幾んど停頓に至らんとす、外國人に贈給する勳章は數箇月を經過するも現品を交付すること能はず、國家政體の在る所、亦更に此より急なるもの有る無きに似たり。計るに財政部が實際未給經費延滞額は民國八年度より本年十月末に至るまでの合計十五萬三千元に達し、又振務免費勳章製造費六萬元なり。仰ぎ願はくば本局危迫の

窮狀を備念せられ、財政部に命じ日を刻して至急に數萬元を發給せしめ、以て眉念を濟ひ遅延を免かれしめん事を（十一月四日政府公報）

次で曹印鑄局長は十一月十日並に同十三日の二回引續き國務總理に懇願書を呈し、差當り三萬元だけにても支給せられん事を請へり、而して前後三通の懇願書全文は之を政府公報に掲載せり。十一月十日付曹局長呈文に曰く「本局は經費枯竭、材料缺乏、購入品代未拂巨額にして周轉不能なるに就き、曾て事情を詳陳し日を期して救済法を講ぜられん事を懇請したる所、財政部に對し切實籌劃すべく命じたりとの批令を奉じたるを以て、直ちに財政部と交渉したるも、適ま總次長交替の際にて遅延を免かれず、公報印刷用紙は僅に三日分を剩すのみ、各洋紙問屋は此上なほ貸賣を承知せず、萬じむを得ず局中零星収入の現金千餘元を掻き集め、日々用紙の現金買を行ひ當座を凌ぎ居れり。本月四日高財政總長より既に若干現金を都合し有れば午後四時人を遣り受領すべしとの電話あり、依て直ちに本局參事郭承緒を派し庫藏司（出納局）に出頭せしめたるに、司員は支拂ふべき現金あることは全然未だ聞知せずとて受付けず、八時まで待ち種々交渉して遂に要領を得ず。翌日高總長に電問したる所、確かに支給すべき現金の用意あり、司中に照會すべきに付、更に午後五時局員を派して受

領せよとの返電なり、郭參事は再び司に赴きたれど、仍ほ一文も未だ支給せられず。而して局中有る所の錢は實に已に搜括淨盡、分文も遺す無く、再び二日間を支持せば即ち毎日用紙の小買も亦買ふべき錢無し。且つ勳章製造には立ろに銀地金の購入を要す、又職工配達人等の賃銀は從來半月毎に支給し一日も遅延し能はざるが、刻下已に其支拂日に至らんとす。而して全局吏員の俸給手當は僅に本年六月分を支給したるのみにて、局員中には今なほ給を着用する者あり、昨日の如きは乘章の私宅に來り米を買ふ一二元の借用を乞へる者あり。此種の情態は極めて瑣細の至なりと雖も、局面既に此に至る、實に亦敢て上聞に達せざるを得ず。公報に至ては一日も停刊する能はず、勳章製造も亦稍や停滯ある可らず、此れ乘章が職任の在る所に係る、四五月の頃早く此を憂慮し、曾て請うて財政部の支給を催促し、其呈文中に縷晰之を言ひたり、當時は尙ほ聊か危詞聳聽の嫌なきにあらざりしが、料らずも今や竟に其時至り、部金の支給は斷じて希望なからんとす。而して本局は目前三四萬元あるに非らざれば、勉強支持すること能はず。謹んで再び詳細陳陳す、應に何の處に於て法を設けて維持すべきや、伏して鈞鑒を乞ふ、迅に籌畫を賜へ、並に如何に辦理すべきの處も、祇だ訓示を候つて遵行せん亟切待命の至りに任ふる無し」と。又十三日付呈文に曰く「本月十日の懇願に對して、若し借款の

方法あらば直ちに積極進行すべし、一面には財政部に於ても至急現金を都合せしむる様命じ置きたりとの御指令なるが、本局は一昨年四月以來、財政部より毎月補給せらるべき資金を規定通り交付せられず、勳章製造所の準備金を隨時立替流用したる以外に、亦曾て商行に向ひ商借するもの或は二三千円、或は三四千元なりしも、抵押を要せず随つて借り随つて償還し、長くも期限三個月を過ぎず、償還に毫も遅誤なかりき。然るに今年各商行は抵押品あるに非らざれば再び借ること能はず、之に因りて更に融通の地なく、籌借の一事は本局にては竟に自ら施すの實力なし。而して支出各項中にて最も急なるは、一は職工配達人等の賃銀なり、二は用紙問屋の不拂なり、三は勳章製造の物料購入資金なり、而して本局吏員の俸給手當は猶ほ之に與らざるなり。今回御指令に依り財政部と交渉したるに、即時に一萬元だけ支給すべしと允諾せるに拘はらず、受領すべく局員を派したる所、僅に十四日支拂の期票(期日付支拂傳票)五千元を交付されたるのみ、如何に交渉するも再び分文も増す能はず。十五日は即ち本月上旬分の印刷職工配達人等の賃銀を拂渡さざる可らず、而して最近十餘日間に買入の用紙は十五日に至らば業に已に全部使用し罄すべし。此五千元を受領したる後右賃銀を支拂はゞ残額は之を以て盡く紙問屋に支拂ひ、再び二十餘日公報用紙の用に敷衍するに過ぎず。二十六

日には勳章製造職工等の賃銀を支給せざる可らず、三十日には又本月下旬分印刷工及び配達人等の賃銀を支拂はざる可らず、時たる甚だ迫り轉瞬即ち到らんとす。而して勳章製造物料は隨時製備するに夫々定程あり、豈に竟に停止せしむ可けんや。全局吏員の俸給手當は僅に尙ほ六月分までを支給したるのみ、天氣漸く寒く米價日に騰貴すれども積月支給を爲さず、各吏員凍餒の厄あるを致す、斯くては但に政體を傷ふあるのみならず、且つ亦安んぞ能く之に辦事を責めん。然るに若し萬一にも十四日期票を數の如く取付くこと能はずんば、即ち十五日の公報は忽ち印行すること能はず、公報は政府命令の出づる所たり、一日公報無ければ即ち一日政府なし、職責の在る所、もし竟に公報に稍や停滯あるに至らんか、上は以て大總統及び我總理の栽培に副ふ無く、下は以て啼飢號寒の僚吏に對する無からんとす、展轉籌思、實に危悸を深うす。財政部の本局經費に對する補給延滞額は、八年度分より本年十一月末に至るまで合計十六萬元なり。目前の爲に計れば、右五千元期票を計算せざる以外、總べて必須の分に對し現金三萬元あらば、以て酌量して紙問屋の滞借を分還し、及び勳章製造所の融通資本を補充し、庶くば公報も勳章も停缺を致さざらん。苟も餘す所あらば、再び以て吏員の俸給手當を酌發すべし。以後財政部よりの補給經費は尤も盼む、毎月必ず支給し源々接濟せんことを、

尙ほ勉強支撐す可し、否らざれば則ち一に不虞あるも萬此重咎を負ひ難し。用ひて再び詳細に瀝陳し、伏して求む、鈞座下情を俯卹し、即日國務會議に提交して辦法を妥籌し、以て維持を爲さんことを、惶悚待命の至に任ふる無し」と(十一月二十一日政府公報)

(三) 武昌高師生の校費要求運動

武昌高等師範學校經費は湖北省の徵收する國家稅歲入中より支出する規定なるも、軍事倥偬の影響を受け、湖北財政廳は昨年七月以降該校經費の支給を怠り、本年三月既に問題を惹起し、教育總長范源濂氏は部員を特派して王督軍と交渉せしめ一先づ鎮靜し居たるが、其後も依然延滯勝にて教職員等の生活難甚だしく、過般暑中休暇を終りて歸校したる學生等は、旅費を贖金して歸省中の教員を出校せしめたる程なり。去九月二十一日該校學生は附屬中小學生を併せて數百名隊を成し『讀書運動』青年失學』等の文字を大書したる白旗百餘竿を振り翳して省署に赴き校費支給を請願せり。省長劉承恩は政務、教育兩廳長をして代見せしめ、財政廳に命じて鐵道局より現金を借入れ取敢えず三個月分を支給せんとしたるが、鐵道局も軍費に支出し盡して餘裕なく、學生代表等は翌二十二日また軍

省兩署に赴き嚴談の結果、始めて官錢局を経て三萬元を受取り、尙ほ一萬五千元は三日後に支給すべき口約を得たり。然るに該金は教職員の延滯給料を支拂ひて餘す所なく、湖北省にては此上支出に應じ能はざる状態なるを以て、學生等は教育部に對し直接根本的解決を求むる爲め、代表を上京せしむる事に決し、武昌高師生代表二百八名、十月二日京漢鐵道にて入京し、停車場より多數の行李を十臺の大車に積み隊伍を整へ直ちに教育部に練込みたり。且つ學生等は聲言して曰く、此行中央政府に向ひ我校維持經費を請求す、一日目的を達せざれば、即ち一日教育部を以て旅館と爲し、決して輕々しく其地を離れずと、教育部にては部員四名を停車場に派して學生等を慰諭し、目下教育部より吳佩孚に電報を以て交渉中なれば、事の決定する迄旅館に分宿して靜かに命令を待つべく説かしめられた、遂に聽き入れず、夕刻六時一同教育部衙門に入り、各々應接室、會議室等に陣取りたり。是に於て教育部次長馬隣翼は財政部と協議し、湖北省の煙酒稅を指定して該校經常費に支出せしむる事とし、本年七月以降十月迄四個月分は、中央政府にて別に支出方法を講じ昨年度の延滯額は湖北省に於て負擔する事に決定したる旨を傳へたるが、學生等は不徹底なりとて承知せず。次で煙酒稅は實際不可能の事明かとなりたれば、學生等は市中に示威運動を行ひ、各方面の同情を求めんと欲し、五日午

後一時教育部に齊集し將に出發せんとし、之が制止の爲め警戒せる警察隊と教育部正門内に於て衝突し、學生側に十一名の負傷者を出したるより事は愈々紛糾するに至り。馬次長以下教育部員の日夜慰撫に努むに拘はらず、學生等は益々悲憤激昂し、北京國立八學生聯合會、女學界聯合會等の應援を得て百方運動を怠らず、日々教育部、財政部當局は素より、黎元洪氏を始め京津在住同郷出身の先輩を訪問し當局の不誠意を責め、一個月餘に亘りて解決すること能はず。此間に於て政府當局は、湖北省にて徵收する京漢鐵道貨物捐局の收入を以て該校經費に充てんと蕭督軍劉省長に交渉したれど、是れ亦全部吳佩孚の軍費に流用せられて、當分支出し得ざること判明し、學生等の請求愈々猛烈を加へ、深夜に及ぶも財政部に居催促して動かす。斯くて十一月十一日に至り漸く解決の方法を得たり、其方法は該校經費毎月一萬八千元を一萬五千元に減額し、明年一月以後湖北省に於て毎月必ず支出する事、七月以降本年内の經費は中央より支給する事、此際印花稅票(收入印紙)十萬元を交付し、之を擔保として三四萬元を借款し以て約二個月分の經費に充當せしむる事とし、學生代表等は右十萬元の印花稅票を受領し、之が處分の爲め委員七名を留め、十一月十四日午後、始めて歸途に就きたり。教育部馬次長は交通部に交渉して一行に對し無賃乘事券を發給し、且つ餞別として現銀三百元

を贈りたりと。然るに二百餘名の學生が滯京一箇月半の努力に依りて得たる十萬元の印花稅票は、全部十元票にして、從來印花稅票の擔保借款に手を焼ける各銀行にては一も之を引受くる所なく、學生等も持て剩したる末更に教財兩部に交渉して一元以下の小稅票に引換へ携帶歸校したりと。

(四) 京綏鐵道局員の風潮

京綏鐵道は綏遠城に開通して以來日々の營業收入二萬餘元に上り、從來局員の俸給は、收入中より支出する規定にて、毎月二十五日には拂渡したるが、近來鐵道負債激増の結果、屢々延滞するに至り、各従事員は年末も通り時借り質草俱に窮するより、十二月十日全局員より、各課長を代表に選舉し、會計處長李懋勳に對し十一月分の俸給支拂を請求したる所。李處長は支拂を承允せざるのみか、却つて各課長を叱斥して謂ふ『本鐵道の收支は相適合する能はず余自身にて如何とも爲し得んや、汝等若し俸給を要せば余に従ひ局長の處に到る可し』と。其時編譯課員林競起は質問して曰く『收支の適合する能はざる所以は鐵道材料の購入多額にして、現在負債額二千餘萬元に達する爲めなり。若し債務全部の償還を終り收支適合する時を待たば、恐らく我等従事員は悉く餓死せん、誰れか能く空腹にて

公務に従はん』と。李處長對ふる能はず、大に怒り該員を面斥して云ふ『汝は是れ課員何たる發言ぞ』と、林の襟頸を執へ局長室に連れ行き懲戒に處せんとす。多數の局員等此無法なる舉動を見て激昂し、之を争ふに至り課長高棠林起つて調停したるに、李は憤怒の餘り辦別を喪ひ、茶碗を取りて高課長の頭上を擲り負傷せしめ、遂に全局員の大譁擾を惹起し、李は衆怒に觸れ奔りて局長陳子光の室に逃げ込みたり。其後紛擾は尙ほ収まらず、現に全部の局員工夫は李が俸給を渡さず、其上に故なく人を毆打したるを憤慨し、對應策を協議中にて其風潮は該鐵道全線に波及すべき情勢あり

(十二月十一日北京各報)

(五) 鹽稅の各省押領實況

國聞通信社の北京通信に云ふ、中央財政の紊亂未だ今日の如く甚だしきはあらず、鹽稅は國家收入の大宗なり、幸に善後借款の擔保たる關係より外人の監督嚴重なる爲め各省も容易に之を截留せず、中央政府は其善後借款利息を支拂ひたる殘額の交付を受く、即ち所謂鹽餘なるもの、其額毎月數百萬元あり、之を以て行政費に充つ、數年來各省よりの送納幾んど全然皆無にして、中央政費は僅かに此

れに頼るのみ。然るに政府は任意に浪費し、屢々借款し常に目前の鹽餘を抵押し盡すのみならず、二年後三年後の收入までも既に擔保と爲せり。近年鹽稅の歲入總額は八千萬元内外にして、今後も決して減少せざるべく、更に整理を加へなば、一億の歲入を得ること難事にあらず。而して善後借款は尙ほ元本据置中なれば、目下利息支拂を行ふも、利息年額は鹽稅歲入の一割八分内外にて、大部分は剩餘金たるべきに、何を以て今や毎月交付せらるる鹽稅は空名無實に等しきか、何の處に用ひ如何に支出するか、世人は徒らに疑惑を滋し毫も真相を解すること能はず。元來鹽稅歲入は八千萬元内外なれども、西南各省に截留せらるるもの、廣東約六百萬元、四川八百餘萬元、雲南二百餘萬元、湖南三百餘萬元、合計二千萬元内外に上り。此外なほ中央に隸屬して未だ獨立自主を宣言せざる各省は截留の事なき筈なるが、然も是れ亦截留の名なきも截留の實あり、即ち所謂協款(中央の收入を地方補助に充つる資金)の名目にて、其儘各省に流用せらるる數も亦巨額なり。之を概算するに、奉天毎月二十萬元年額二百四十萬元、福建省毎月十八萬元年額二百十六萬元、湖北毎月十萬元年額百二十萬元直隸毎年百五十萬元、甘肅毎年二十萬元、此外山東、河南、陝西等尙ほ確數未詳の分を除くも、以上協款合計七百四十六萬元に達す。甘肅は貧瘠の省にて前清時代より協款の例あれども、其他の各省は

原より中央に送納すべき責任あるに拘はらず、地租を始め諸稅收入を自ら截留して送らず、其上復た中央の協款を求むれば中央も亦慨然之を許し、與ふるに現金なく鹽稅より差引かしむ、是れ地方軍閥の橫暴に對し、中央は唯だ其歡心を得んと冀ふ爲めのみ。以上西南の截留と各省協款と共に二千七八百萬元なり、之に善後借款利息支拂一千四百萬元、鹽務行政費約一千三百萬元（北京鹽務署を始め各省鹽政大小各機關及び各鹽務稽核所等一切を含む）整理金總公債償還基金一千四百萬元を加算すれば、總計六千七八百萬元に達し、實際残る所は約一千二三百萬元なり。而して又之を零碎抵押の短期借款と特種國庫券等の支拂に充て、尙ほ足らず、即ち將來の鹽餘を擔保として更に借款を起し、前借累積の結果、毎月政府の手に入るもの皆無なる實況なり（十月二十日 上海時事新報）

（六）最近の鹽稅引當諸借款

國聞社通信に云ふ、鹽稅剩餘金抵押の零星借款をば、今や中央財政は何に従りて整理せんか、尙ほ未だ何等具體的方法の公表あるを聞かず、目前すら且つ庫空洗ふ如く債戶門に盈つ、方に全力を以て資金を張羅し以て燃眉の急に應ぜんとし、殆んど又根本解決の計畫を爲すに暇あらず。而して借款

抵押品を求めんと欲するも既に餘す無く、勢ひ或は再び鹽餘を借用し豫め抵押を爲すを免かれ難し。然るに究竟鹽餘は已に豫め抵出を行へるもの若干、已に抵して何の時に至りて止と爲すか、用ひて再び各方面より慎重に調査し、先づ得る所のものを以て報告し世人をして注意せしむ。其の未だ詳盡せず遺漏あるは免かれざる所を知る、但だ以下列記せるものは確に斷定すべく全部事實と相去る遠からざるもの也。鹽稅餘金を以て豫め抵押を行へる各種借款の本年十月以前に在て已に還清を経たるものと、已に一部を償還したるもの、或は未だ償還せずして又延期したるもの等に至ては、姑く一切之を置き、僅に現十一月より起りて毎月賦にて各銀行に償還すべきもの次の如し

支拂先	負債額	最終期限	月賦額
(一) 交通銀行	二,500,000元	民國十一年三月	民國十年十一月より毎月五十萬元宛支拂
(二) 勸業銀行	1,000,000	同 二月	十年十一月、十二月兩月四十萬元、十一年一月十五萬元、二月十萬元宛償還
(三) 道勝銀行	500,000	同 七月	十一月十五萬元、十二月五萬元、十一年七月以前に三十萬元支拂
(四) 北河工事費	500,000	同 二月	十年十一月より十一年二月迄毎月十萬元
(五) 聚興誠銀行	100,000	十年十二月	十年十一月十二月各十萬元

(六)	中國實業銀行	100,000	同	十一月	十年十一月二十萬元
(七)	裕通銀號	120,000	同	十一月	十年十一月より十一月二月迄毎月六萬元
(八)	匯豐銀行	80,000	同	十二月	十年十一月十二月各四萬元
(九)	明華銀行	300,000	同	七月	十一年三月より七月迄毎月十萬元
(一〇)	華法銀行	300,000	同	九月	十年十一月より十一月九月迄三萬元宛
(一一)	福利公司	250,000	同	七月	十一年十月より十二月七月迄毎月二萬五千元宛
(一二)	阜通公司	300,000	同	九月	十一年四月より十二月九月迄毎月十六萬六千六百六十六元六角七分宛
(一三)	教育費國庫券	2,000,000	同	三月	十一年八月より十三年三月迄毎月十萬元
(一四)	清室優待費國庫券	700,000	同	七月	十年十二月五萬元、十一年一月より七月迄に六十八萬元
(一五)	明華銀行	200,000	同	十二月	十年十一月十二月各十四萬元
(一六)	大倉洋行	日金1,000,000圓	同	三月	十年十一月より十一月三月迄毎月金三十萬圓
(一七)	正金銀行	同 4,000,000	同	十一月	十一年一月より六月迄毎月二十五萬圓、七月より十一月迄毎月五十萬圓宛
(一八)	興亞公司	同 650,000	同	十二月	十年十二月全部支拂(大正五年九月貸付五百萬圓の残額)
(一九)	中華匯業銀行	同 1,247,500	同	二月	十年十一月、十二月、十一年一月各拂三十萬圓、同二月十九萬七千五百圓
(二〇)	北京商業銀行	佛金3,000,000法	同	四月	十年十二月より十一年四月迄毎月七十萬法
(二一)	震義銀行	伊金3,000,000リラ	同	二月	十年十一月より十一年二月迄毎月伊太利金三百萬リラ宛

通計	銀	1,350,000元
	日金	6,150,000圓
	佛金	3,500,000法
	伊金	3,000,000リラ

尙ほ右の外に、勸業銀行其他にも鹽餘を擔保と爲せる借款あり、又巨額のツキツカース公司借款ありも詳悉する能はず(十一月二十二日 銀行週報)

(七) 華府會議全權旅費の算段

外交部太平洋會議籌備處は「該會議の全權委員派遣經費に就き、本年九月より十月三十一日迄の間に於て收支したる金額、及び各機關にて出資を承認し尙ほ未だ送金せざるもの等を公表し、全國に週知せしめ信實を昭かならしむる必要あり」と爲し、十一月九日の政府公報を以て之を公布したり、即ち次表の如し

甲、収入の部 (第一回報告、自九月至十月末日)

財政部支出

交通部支出

張巡閱使送金奉吉黑三省よりの補助金 一〇〇、〇〇〇
 福建李督軍送金補助金 二〇、〇〇〇
 山東田督軍送金補助金 三〇、〇〇〇

乙、支出の部

旅費 一四一、五四五元
 仕度料 三五、九五〇

米國へ爲替送附、準備金 一七〇、〇〇〇

携帶物品購入費 一〇、四〇〇

雜費（郵便電信文房具及圖書並に調査手當等）二七、三〇五

合計 三八五、二〇〇

收支差引現存金

一四、八〇〇

丙、出資を承認して尙ほ現金の到着せざるもの

直隸曹巡閱使、曹省長	四〇、〇〇〇元	江西陳督軍、楊省長	一〇、〇〇〇元
甘肅陸護督、陳省長	五、〇〇〇	南京齊督軍、王省長	二〇、〇〇〇
河南趙督軍、張省長	三〇、〇〇〇	安徽張督軍、許省長	二〇、〇〇〇
陝西馮督軍、劉省長	二〇、〇〇〇	山西閻督軍	一〇、〇〇〇
吳巡閱使湖北蕭督軍劉省長	四〇、〇〇〇	浙江盧督軍、沈省長	一〇、〇〇〇
新疆楊督軍	一〇、〇〇〇	察哈爾張都統	一〇、〇〇〇
熱河汲都統	五、〇〇〇	綏遠馬都統	五、〇〇〇
奉天總商會	二〇、〇〇〇	營口總商會	一〇、〇〇〇
合計	二六五、〇〇〇		

右の如く、北京政府が特に之を政府公報にて公表したるは、之に依りて各方面よりの寄附送金を誘致せんと欲するの眞意に出でたること自ら瞭かなり。然るに華盛頓會議派遣員旅費の窮乏は、早く

既に上海出發の際より傳へられ、委員は辛うじて發程したる位にて、豫算合計約百九十萬餘元中、十一月九日迄に現金の醸集せられしものは僅に五分の一に過ぎず、財政部の如き八十萬元を引受け、十年八釐公債の用途項目中にも同額を計上しあるに拘はらず、實際の支出は僅に十萬元のみ、其他の各承認額も果して遲滞なく送金せらるべき否や、甚だ覺束なき次第なり

(八) 零碎暴利借款の一例

二十一割の暴利借款 財界窮乏の今日なれば、借款條件が愈々苛酷となるは已むを得ずとするも、最近成立せる農商銀行の短期小借款の如きは實に奇怪至極、常識にて夢想し得ざるものなり。北京特信に依れば、鹽務署が財政部の委託を受け農商銀行と訂約せる借款は起債額四十萬元、期限三個月、二個月目より二十萬元宛償還、利息月一分八厘にて其全額二萬一千六百元を天引と爲し、別に手数料として毎月七厘即ち八千四百元を支拂ひ、手取九十四元にて二萬四千元の割引額を最初に引去り、更に償還の際は打歩として百元毎に一元三角即ち一萬四千元を支拂ふ條件にて、民國元年公債券一百萬元と印花稅票一百萬元を擔保品としたる上、鹽務署に於て鹽稅剩餘金を償還資金に指定する

事を保證し、且つ財政部は鹽務署をして借款期間中二十萬元を農商銀行に定期預金と爲さしめ、此預金には銀行より年六分の利息を付するものなりと。此契約に據れば農商銀行は實際十三萬七千六百元の現金を貸付け、二個月目には起債額の半數二十萬元を回收し、三個月目には全部を回收して、合計五萬八千四百元の利得を收む。計算にて、之を年利に換算する時は實に二十一割五分餘に當る、諺に云ふ三割九分の天引利子よりも尙ほ數倍の暴利、言語道斷なり(十月四日 民國日報)

永利局の小借款 全國水利局の經費は毎月僅に六千七百餘元なるも、財政部の未給延滞額十一個月の多きに至り、該局は窮迫如何とも爲し難く、李國珍總裁は王家襄氏の紹介にて、福中公司より民國十一年度に於て財政部に納附すべき春夏兩季の統稅(道清鐵道の釐金統稅ならん)を擔保と爲し、福中公司(北京シンヂケート)より三萬元を借款すべく交渉中にて、李總裁より起債の理由方法を勸導理より呈申し、昨日總理より財政部の意見を徵せり(十二月十一日 順天時報)

(九) 債臺高築の財政部

財政總長高凌霨氏就任後、庫藏、會計兩司の報告に據れば、十月分の軍、政各經費の支給延滞額一億四千五百七十三萬元に達し、其内軍費が十分の八半を占め政費は十分の一半なり。又最緊急を要する海軍部經費五百三十三萬元、參陸處經費三百二十餘萬元あり、今十一月分の急要支出は陸軍各師軍費二十九萬餘元、毅軍二十三萬元、奉天軍三十萬元あり、此外に興亞公司へ支拂十七萬元、正金銀行へ十萬元、政、學各費四百五十餘萬元ありて、孰れも皆な未だ何等成算なし。財政部は汪士元、羅鴻年兩次長就任難の經緯あり、人的問題既に解決困難なるに、錢的問題は更に發展の餘地なく、目下の状態は外債を借らんとするも實に容易に非らず、國內各銀行は又政府への立替金過多なる爲め、既に堅壁清野の態度を持して御用に應ぜず、最近財政部の發行したる僅々二千元の支拂手形すら亦交通銀行にて拒絶せられたり、今後實に融通の餘地なきを見る可し。現今流用し得る所のもは僅に鹽稅剩餘の一項あるのみなるが、而も鹽務署の制度は煙酒署と同じからず、凡そ借款關係あれば鹽務署長及び外人總稽核員の署名承認を経ざる可らず、否らざれば無効とす、現に新署長未だ就任せず該署は責任

者を缺く、故に近日政府の金融は頗に停頓状態に陥り、各軍隊各機關より經費俸給の要求頻々たるは、暫く之を不問に措くも、北京軍警の經費手當は何か方法を求めて支給せざる能はず。云々

(十年十一月十日 北京日報)

(十) 鐵道借款の元利支拂難

橫濱正金銀行は十二月一日の各新聞に次の如き廣告を爲したり、即ち

廣告

明治四十四年清國政府五分利付鐵道公債總額金壹千萬圓に對する十二月一日支拂期日の利拂基金は同公債契約書第三條に依り支那政府より十一月二十一日日本行に交付相成へべき筈なれども其運に至らず爾來支那政府に對し嚴重交渉中なるも尙未だ交附不相成候に付ては右基金到達候迄該利札仕拂致難く候此段廣告候也
追て右支拂基金回着の上は直ちに廣告可致候

大正十年十二月一日

橫濱正金銀行

該公債は『郵傳部整理鐵路公債』と稱し、宣統三年(西一九一一年)三月前年支那政府が回收したる京漢鐵道佛白公債の未償還額支拂ひ、其他鐵道會計の整理に充つべく、日本の銀行團より借入れたる

物にして、我國に在ては實に纏まりたる現金を海外に投資したる最初の舉なり。其條件は年利五分、手取九五、期限二十五年、十箇年据置き、第十一年より十五箇年賦、本公債元利償還の擔保として江蘇省の漕折(地租の一部)歳入庫平銀一百萬兩を提供し、且つ京漢鐵道の收入を以て其償還資金に充つ、若し足らざる時は支那政府は別に財源を選びて完済すべしとの契約なり。利息支拂は六月十二月の二回なるが、支那政府は十年下半年期の利息二十五萬圓を期日十日前に交付すべき約束を履行せざるものにして、正金銀行は引續き嚴重に督促し居り、之が爲め特に重役武内金平氏を北京に出張せしめたり。其後支那政府は中孚銀行を通じて利拂資金を上海正金支店に拂込みたるやの報ありしも、正金銀行は今日まで未だ新聞紙上に廣告せざるを以て推測すれば、尙ほ解決せざるものと察せらる。現に一月十六日の北京日報に據れば、小幡公使は外交部に對し一月十四日公文を以て、右期限經過の正金銀行公債利子及び手数料等合計二十五萬三千八百六十圓の至急支拂渡を請求し、外交部は是れ國家の信用體面に係る重要問題なれば直に支拂手續を了せんことを交通部に照會したりと云へり。支那政府は日本興業、朝鮮、臺灣三銀行を代表とする例の寺内借款合計一億數千萬圓に對する償還を怠り、利息支拂ひを爲さず、適確なる善後策の交渉に就ても誠意を認め難きものあり、今回また長期

公債の利拂を行はざるに至ては實に言語道斷と謂ふべし。然るに該鐵道公債の十箇年据置年限は十年三月に於て既に満了したれば、今十一年三月は其第一次年賦額六十六萬餘圓の償還行はるべき筈なるが、果して規定通り履行せらるべきや否甚だ覺束なし。若し愈々償還不能の場合には擔保品の差押處分なれども、江蘇省の漕折歳入差押は實行固より面倒なるべく、京漢鐵道の收入差押も亦容易に行はる可らず、兎に角頗る注意すべき問題なり。支那政府は獨り正金銀行の鐵道公債のみならず、一九〇八年の郵傳部英佛公債五百萬磅(京漢買收資金に支用)の十年九月支拂約四十萬磅に對しても資金に窮したる結果、去る八月『京漢鐵道擴張資金短期債』と稱する形式を内債に擬したる總額四百萬元を募集し、之を元利金四十萬磅支拂の代りに匯豐匯理兩銀行に提供したり。此短期債は利息月八釐(即ち年九分六厘)手取九十二元八角、期限四年半、民國十一年九月より半年毎に五十萬元宛償還、政府は十年十月より京漢鐵道收入中より毎月十萬元宛支出して債權銀行に拂込み元利償還資金に備ふる規定なり(六一頁「京漢鐵道擴張資金短期債」参照)又英國の廣九鐵道公債百五十萬磅及び英獨の第二次津浦鐵道公債三百萬磅の据置年限も満了し、十年下半年期より十一年上半年期にかけて元本償還を開始せざる可らず、津浦公債の元本償還に就ては早く既に英國側より督促を受けたる事實あり。又一九一一年の粵漢川

鐵道公債六百萬磅に對する十年六月及び十二月に支拂ふべき元利金に就ても、資金難に陥むる居るものゝ如く、交通部が十月六日付を以て奧漢川鐵路督辦關慶麟に與へたる訓令に觀るも明かなり。即ち左の如し

借款支拂資金準備の訓令

交通部總長は十年十月六日付を以て粵漢川鐵路督辦關慶麟に對して次の如き訓令を發したり、曰く『粵漢川鐵道は借款繼がざる爲め工事を中止し、湘鄂線僅に武昌株州間の運輸を開始せるのみ、營業收支は不足額多大にして、本年上半期の收支に於て既に三十一萬元の缺損あり。加ふるに湘鄂戰亂の爲め營業を停止し、又二三十萬元の缺損を増し、目下尙ほ未だ運輸を行はざれば其缺損額は猶ほ此に止まらざるなり。此外に支拂ふべき車輛及枕木其他各種購入品價約一百萬元を要し、又本年六月及び十二月に支拂ふべき鐵道借款元利英金三十九萬磅（銀元換算三百餘萬元）と、中英公司借款元本償還百二十萬元、漢口宜昌間、宜昌夔州間兩區の保線費年額十餘萬元の支出を要し、該鐵道本年度の不足額は合計約六百萬元に上り、其他尙ほ戰事損失の數あり、今後の收支不足額も皆な未だ計上せず。此の部帑艱窘の秋に當り、現在毎月の用費既に支出の方法なきに苦しむ、十二月三日に償還すべき外債元利支拂期日は眼前に逼る、如何に之を準備すべきか、若し

支拂方法なきに於ては立ろに破産すべし。該鐵路督辦局長は負うて維持の責任あり、決して只管ら部金の援助にのみ恃むべからず、就ては本年不足の各款は結局如何に遺繰算段すべきか、增收と節約の兩手段に於て收支は務めて招來増加を期し、支出は方法を設けて裁併減少し、並に如何に金策支拂を行ひ以て危局を挽救すべきか、該督辦は局長等と速に悉心協議して具體的方法を定め、准可を経て實施し、且つ其實施成績を報告すべし』

購車借款償還方法

交通部より十年九月十五日付にて、經募車債銀行團に回答したる文書に曰ふ『本年上下兩半年の車債利息は、本部より已に各鐵路局に訓令し、七月分より六箇月賦を以て貴銀行團指定の銀行に拂込み、且つ七八兩月分を最初に補交し、以後毎月交付する事に定めたり。計るに本年上半年の立替金利息二十萬九千元は預金利息十萬四千五百元を差引き尙ほ支拂ふべきもの十萬四千五百元なり、又七八兩月分の立替金利息七萬六千元、合計十八萬五百元、再び九月より十二月迄の債票利息十六萬元と共に合計本年上下兩半年の支拂ふべき立替金及び債票利息三十四萬五百元は、七月より起りて六箇月賦にて毎月五萬六千七百五十元を交付すべし。計るに京漢鐵路局より支出すべきもの二萬八元四角、津浦鐵路一萬四千八百八十七元九角、京綏鐵路一萬四百四元二角、滬杭甬

鐵路一萬一千三百五十元なり」と

車債支拂資金の準備

滬杭甬鐵路局は交通部より次の如き訓令に接したり。曰く『本部と經募車債銀行團と訂締したる經募車債契約第七條に「但し第一年第一期の利息支拂期日に至る時、若し甲方(支那政府)に於て支拂ふべき數を乙方(銀行團)に交附し能はざる場合には、乙方に結存せる債款項下に在りて差引支拂を行ふことを得、且つ第一年第七月より起りて甲方より兩期の利息全額をば六箇月以内に於て各鐵道より乙方の指定せる北京、天津、上海、漢口四ヶ所の銀行に分擔交附預存して、元本償還利息支拂の準備金と爲す」等の事を規定しあり。本年上半年の立替利息は立替元金中より支拂ふものに係る、茲に銀行團より再三照會文に接せり、契約に據りて本年度上下兩期の利息は四鐵道より分擔し、七月分より起りて六箇月分を交存せんことをと。且つ北京金城銀行に於いては京漢鐵道よりの交付預存金を取扱ひ、北京中國實業銀行は京綏鐵道の分を取扱ひ、又天津の大陸銀行は津浦鐵道の分を取扱ひ、上海の交通銀行は滬杭甬鐵道の分を取扱ふことに決定したるに依り、各其規定額に照して交付せられたしと。査するに銀行團は契約に據りて本年一月十五日契約調印の日より起り、直ちに起債實收額五百七十萬元の立替を行ひ、一月十五日より六月末日迄の利息二十萬九千

元は其預金利息十萬四千五百元を差引きたる殘額十萬四千五百元を支拂ふべきものなり。又此公債は既に九月一日より募集を開始し、七月一日より八月三十一日に至る二個月間の利息七萬六千元と共に支拂はざる可からざる利息合計十八萬零五百元なり。更に之に加ふるに、九月より十二月に至る公債利息を合計して三十四萬零五百元、七月分より起り六箇月に平均すれば毎月五萬六千七百五十元を交付せざる可からず。現に査するに四鐵道にて購入したる車輛價格は其爲替換算實價尙ほ未だ確定せず、故に各鐵道にて分擔すべき利息の實額も亦以て計算し難し、將來實價確定を待ちて其鐵道の引受車價若干を明細に計算すべし。唯だ此際該公債票總額六百萬元を按じ該鐵道は約百二十萬元と假定し、本年七月分より起りて十二月に至る毎月分交すべき利息一萬一千三百五十元とす、之を上海の交通銀行に交付し車債銀行團の帳簿に記入すべし。尤も七八の兩月に支拂ふべき分は現に既に期日を経過したれば、即ち併せて補交を行ひ、以後毎月必ず交付したる上、本部に報告すべし云々尙ほ各鐵道の該債分擔細次の如し

車債割當額

京 綏

一、一〇〇、〇〇〇元

自十年七月每月支拂利息額

至十二年 一〇、四〇四元二

京 漢	一、二〇〇、〇〇〇	二〇、八〇八元三
津 浦	一、五〇〇、〇〇〇	一四、一八七元五
滬 杭 甬	一、二〇〇、〇〇〇	一一、三五〇元

(二) 海軍艦隊の鹽稅押領

上海駐在の海軍總司令蔣拯、第二艦隊司令杜錫珪、練習艦隊兼第一艦隊司令楊敬修は一月六日聯名を以て、鹽稅を押領し海軍費に充つるに就き通電を發し、下の如く宣言したり。曰く「竊に惟ふに、海軍費は從來中央より直接に支給せるもの、毎月數十萬元に過ぎず、數たる既に巨額ならざれば國庫の支出は敢て難事に非らざるべし。然るに中央財政枯竭の爲め、支給延滞を重ね困苦の情況言狀すべからざるも、海軍佐尉官兵士は今日まで尙ほ能く痛を忍び辛を含み、未だ肯て軌範を逾越する者あらず是れ誠に海軍の動作は國際に關係するを以て、内亂未だ平がず、外侮日に迫るの際、何ぞ更に紛擾行動を取てして、自ら愆尤を踏むに忍びんや。故に日に忍飢待斃の中に處ると雖、遇ま各省防務に緊急あれば、政府の命令を恪遵し、迅に事機に赴き、國內の治安を維持するを以て要圖と爲し、命令に服從

するを以て天職と爲さざる莫し、區々此心は當に天下の共に諒とする所たるべし。而して數月以來、海軍官長は力を竭して維持したれど、軍費は仍ほ毫も支給辦法なし、政府は則ち庫空洗ふが如く、融通の方法なく、個人は則ち典借俱に窮し、勢ひ凍餒を成し、竟に聲嘶力竭き呼籲門なきに至る。我全軍に對し百方誠勉すと雖、然れども空言効なく、險象環生し、應付一に窮まり、譁潰立るに見はれんとす、もし藩籬撤破するに至らば、禍患何ぞ言ふに勝ふ可けんや、自ら當に經を捨て權に従ひ、力めて挽救を圖り、或は藉りて綱紀を維ぎ、用て禍萌を遏め、以て政府能力の及ぼざる所を補ふべきなり。查するに、鹽稅剩餘金の毎月収入は平均約四五百萬元あり、從來すべて中央の直接支配に歸し、海軍費も亦中央より支給せられ、毎月要する所特に其十分の一二なり。若し鹽稅剩餘金中の一部分を以て海軍費に充當するも、既に國債に於て毫も關係なく、而も海軍の秩序は即ち頼て以て維持すべし。茲に海軍艦隊全體の決議を経て、兩淮の鹽稅をば暫く押領を行ひ軍費に充てんとす、其の收入超過額あらば仍ほ海軍より中央に送納し、絲毫も猥りに流用することなかるべし、此れ海軍が經費なく窘迫の爲め、亟かに秩序を維持するの必要より臨時己むを得ざるの舉に係る。一に中央に於て別に確實なる資金財源の指定ある場合には、此臨時の辦法は直ちに取消すべし。抑も海軍は尙ほ嚴重に聲明すべ

きもの有り、鹽稅は我國外債の擔保品に係り、國家の信用に關係するもの甚だ重し、海軍の舉動は素より文明に屬す、自ら應に格外に尊重し以て債權を保し、各國駐在公使をして能く共に諒解せしめ、誤會を生ずるを免かれしむべし。道途遙遠、或は訛を傳へんことを恐れ特に此に萬已むを獲ざるの苦衷、一時權宜の計畫たるを瀝陳す、幸に亮察せよ焉。蔣拯、杜錫珪、楊敬修、同拜』

蔣總司令は一月六日各司令、艦長以下を召集し全會一致決議を以て右の宣言通電を發すると同時に、直ちに命を下して上海碇泊の應瑞、海籌、辰宇、宿宇の四艦艇を大通方面に進航せしめ、又長江上流に駐泊せる楚泰、楚謙、江鯤、江犀の四艦艇に電命して近きに就き揚州、十二圩等の地點に急航せしめ、兩淮鹽倉及び鹽運搬船の出入を監視せしめ、且つ委員を揚州鹽務署に派遣して鹽稅未押の交渉に衝らしめたり。海軍部總長李鼎新は報を得て非常に憂慮し七日午後軍法司長鄭齊菁を南下せしめ各艦隊を宣慰せしめたるが、尙ほ直接電報を以て蔣總司令の意見を詢ひ、且つ『今回行動の眞意は梁內閣に反對の爲なるか、或は單に經費未給問題に因る爲なるか』を質問し、『我海軍將士は素より愛國の熱誠を抱き中央政府を擁護するものなるを信ず、延滯軍費は現に急切に方法を講じ居り陰曆年内には必ず支給し、今後確實なる財源を指定し毎月送金決して間斷あらしめざるべし。務めて望む、貴

下より艦隊同人を勸慰し共に時艱を體し、鹽稅截留の議を取消し、各々原位置に回航し以て責守を重んぜられん事を』と、懇請せり。之に對する蔣總司令の返電に曰く『海軍同人は素より愛國の心を抱き命令に服従し何等經舉妄動を爲さず、然るに前年來中央財政窮乏の爲め軍費の支給延滯額七個月の久しきに及び、屢々急を告げて支給を請ひしも皆な置いて顧みられず。艦隊中の大艦は乗組員四百五十名、中艦三四百名、小艦一二百名にして全艦隊多衆の將士は年中海上勤務に服し常に風浪と闘へるが、原と是れ海軍の天職なれば稱道するに足る無しとせんも、而も中央政府は口實を政費窮乏に藉りて軍餉を支給せられず、試みに問はん斯くして何の術を以て軍心を鞏固にすべき、且つ艦艇は常に海上を往來し不便の地に在るを以て借入懸買を爲すの途もなく、各艦長官が苦心融通したる食糧其他も既に巨額に達せり、若し此上更に遷延せば個人も共に亦將に斷炊の虞れあらんとす。全體同人は名譽を愛惜するより餓ゑを忍び苦に耐へ空腹公務に従ふこと半歳有餘、其間或は各司令艦長自ら屢々北京に往復し、又絶えず電報を以て催促請求したるは、原より中央にても此の苦衷を諒察し、稍や維持を與へらるべしと冀望したればなり。然るに意外にも催促請求に任せて毫も之に應ずるの誠意を認むる能はず、斯くては全體同人は忍ばんにも忍ぶ可き無く、其不平を壓制せんにも手段な

く、譁變忽ち勃發の虞れあり、是に於て公同擬議の末議決したるもの、唯だ鹽稅を截取し以て軍餉に充つるの一法あるのみ、此事は他方にも早く先例（吳佩孚の鐵道收入横領等）の援くべきありて海軍の創舉には非らざる也。若し中央に於て從來の延滞額全部を即時に發給せられ、今後確實なる財源資金を指定して海軍經費に充て、毎月相違なく支給の保證と爲さば、則ち各艦艇は直ちに原位地に回へり依然中央を擁護せん。内閣更迭、新内閣組織に至ては中央に自ら權衡有り、個人として新内閣に對し毫も異見なし、所謂反對の心なく、所謂獨立の意志も無き也。急切電陳、統べて電鑒を希ふ云々

（十一年一月十六日北京日報）

是より先き在上海の艦隊より代表楊某を上京せしめ、親しく海軍部總次長及び秘書官等と交渉せしめ、楊は又國務院及び財政部とも交渉したるに、財政部より海軍部に對して昨年中二百三十餘萬元の經費を支出し居ること判明し、更に海軍部の帳簿を調査したる所、數十萬元の機密費を支出し居りて其用途頗る曖昧なること發見せられ、蔣總司令以下は楊の覆命に依りて愈々憤慨し遂に爆發するに至れりと言ふ。海軍當局は責を負うて辭職の説あるも目下善後策に就き奔走苦心中心にて未だ其の運びに至らざるが、軍需司長林葆綸は一月十七日辭職を准され劉永謙に司長代理を命ぜられたり。

其後の情報に據れば楊敬修司令の率ゐる三隻の艦艇は十二圩産鹽地附近に在りて鹽船の來往を監視し、海軍の承認を得るに非らざれば自由航行を許さず、一面在揚州の兩淮鹽運使丁乃揚と鹽稅截留方法を交渉中なりと。又北京の英佛日等鹽稅に對し擔保債權を有する各國公使は九日公文を以て外交部に抗議を提起し、英國砲艦一隻英公使の命に依り直ちに十二圩に急航して支那艦隊の行動を監視し居れるも、英艦は該地在住鹽務署外人生命財產の保護に任ぜる以外、支那海軍の鹽稅押領を制止する權能なければ、英佛公使は爾後再三支那政府に對し嚴重なる交渉を重ねつゝあり。而して海軍の此舉に對しては豫め吳佩孚及び齊江蘇督軍等と默契あり、之に依り梁内閣が九千萬元鹽稅借款を起さんとする計畫を破壊せんとするものなりと。又一月二十一日發漢口及び上海電報に依れば、吳佩孚は湖北省の鹽稅全部を押領して軍費に供することを宣告し、齊督軍も江蘇省の鹽稅を截留する旨通告したりと。尙ほ宜昌よりの報告に據れば、吳佩孚は該地を通過する川鹽、淮鹽に對して每百斤に付脚力（運搬費）の名目を以て銀一元を附加徵收する事を命し、一月一日より實行せりと云へり。斯かる情勢なれば、左なきだに鹽稅の各省截留額は年々増加流行の勢ひなりしもの、今後益々其の實收入を銳減し、遂に國際間の一大問題と爲り支那政府頭痛の種子たるに至らん。就中湖北の鹽稅は善

後借款の擔保以外、粵漢川鐵道公債、其他の擔保たる關係あり、各國は決して此狀態を默視することなかるべし

一説には海軍總長李鼎新は梁總理張財長等と凝議し、取敢へず現金十萬元を前艦隊司令林建章に携帶せしめて鎮江に赴かしめ、十二圩の楊司令に交付せしむると共に、海軍部及び財政部は四日間を限り從來延滞經費の内四十萬元を上海總司令に送付し、且つ陰曆年關迄には必ず今後經費支出財源として最確實の資金を指定すべし、鹽稅押領は擔保關係上外交團の抗議虞るべきものあるを告げ、碇泊英國揚子江艦隊司令官も亦種々調停したる爲め、支那艦隊側も一時押領を中止し無事解決の模様なりとふ。十二圩は鎮江より十六哩に在りて揚州附近の著名なる產鹽地なり

然るに一月十八日發上海電は蔣總司令等が十七日復た次の如き通電を發したるを報ぜり、曰く「我海軍は經費缺乏に因りて鹽稅を截留する事と爲れり。政府は此に對し僅に何等の回答を與へざるのみならず、反つて口を外人の干渉に藉りて、出づるに威嚇の態度を以てす。知るを要す、海軍經費は毎月僅に七十萬元にして、全國の鹽稅餘金は四五百萬元に達す、則ち之と相比較すれば一部分たるに過ぎず、今之を截留し以て經費に充つるは固より事の至當たり、各國公使も此回の事情を洞悉せり

妄に干渉を行はざるなり。而して財政總長張弧は反つて外人を使喚して質問を出し以て干渉を行はしむ、是れ大に國體を辱むるもの也。海軍費用は中央政府當然の支出たり、則ち鹽稅餘金を以て海軍經費に充つるも亦自ら光明正大の處置と爲す云々、鼻息なほ頗る荒らし。又一月十九日の北京日報は十八日外交、財政、海軍三總長協議の結果直に蔣杜楊三司令に對して(一)海軍經費毎月四十五萬元は鹽稅餘金より二十二萬元、印花稅收入より十萬元、雜稅收入より十三萬元を支出することに決定し毎月總司令より委員を派し各處鹽運使 印花稅局より直接受領せしむ、(二)從來延滞額は毎月七十萬元宛附近鹽運使より三個月に分ちて全部支給す、(三)陰曆年關には一個月半の延滞額を支拂ひ、其餘は二月分より月々支給することに定められたれば、三司令は部下を慰諭し即時十二圩の艦艇を撤回せよと電託したりと報ぜり(此頃十一年一月二十五日稿)

(一二) 財政部印刷局借款の不拂

財政部所轄印刷局は先年日本の三井洋行より該局建物機器等全財産を擔保として二百萬圓を借款したるが、其償還期限疾くに經過し目下延滞利息と共に二百二十餘萬圓と爲り、三井洋行は屢々償還

を逼り居るも、該局は各都院及び各機關より請負ひたる印刷費巨額に上り、之を以て略ぼ日本借款を償還し得べき筈なれども、各都院機關も皆な同じく財政困難にて官吏俸給すら支給し能はざる始末なれば、印刷局への支拂など之を言ふの餘裕なく、該局は債務償還を履行するを得ず。之が爲め三井は借款契約に據り擔保物の即時引渡しを交渉中なり。又該局は右借款以外、陰曆年關に必ず支拂を要すべきもの合計五六十萬元あり、局内には全然現金の用意なく、昨今各機關に對して未拂印刷費の請求に努め居れり（十一年一月十日北京日報）

（一三） 支那留學生の窮迫

歐戰以來物價の騰貴に依り日本の生活費は最小限度一個月六十圓を要する状態なるに、在東支那官費生は約千五百名に達し其經費八九萬圓なり。然るに山西、吉林、浙江、廣東、湖北の數省を除くの外甘肅、陝西、湖南、廣西、雲南、貴州等の各省は經費を送附せざるを以て、中央政府より數回に百七拾萬圓を日本各銀行より借款して之を補助したるも、尙毎月五六萬圓を要するを以て十年春更に三十萬圓を借入れて數月を経過せるが、七月以降は各銀行は借款に應ぜず。胡公使は十年四月より正金

銀行に向つて五十萬圓の借款交渉を開始し、七個月を経るも擔保條件不備の爲め猶未だ成立せず、學生の負債は累積して如何ともする能はず、學生監督徐氏は百方奔走しつゝ、經費の支給を延期する事三四回に及び、或は僅に半數を支出し又は三四回少額の支出を爲したるのみにて學生の苦況云ふ可からず、或は下宿屋の催迫を受け、或は月謝の未納に依りて聽講を禁ぜられ、病臥するも醫藥の資なく、衣服其他は既に典し盡し、今や飢寒交々迫るの窮境に陥るも、幸に自重して意外の變故を生ぜず、自ら監督の門に呼號しつゝあり。又十月分の經費も徐監督が極力奔走して知人より僅に千數百圓を借り集めて、十月十一日より三十一日までの間に一名五圓宛支給したるのみ、窮情實に言語に絶するものあれども、北京政府の財政は之を顧慮するの迫なく、我邦の有志は之に對し種々苦心なるが未だ救濟策を得るに至らず。其後大演習參觀の爲め來朝したる奉天軍師長張學良氏は留學生の實況を見て同情に堪へず、歸奉後張作霖氏に向ひ、國家が培養せる人材をして中道に廢棄せしむるの遺憾を説き、熱心に救濟を勧めたるより張使は日本金拾萬圓を送附し、省界を問はず留學生一般に分配せしめたり。以上は十年十一月末迄の狀況なるが爾來未だ何等の方法講ぜられたるを聽かず、且つ單り在日本學生のみならず在歐洲の支那學生も同様の窮境に在りと

(一四) 中交兩銀行の兌換取付

中國、交通兩銀行は曾て民國五年の五月、袁氏殞落に先だつこと一ヶ月、突然北京本店にて發行せる京鈔（銀元兌換券）の兌換を停止し、同時に預金に對する現金取付を拒絶したり。之が爲め兩行京鈔の流通阻碍され、市價忽ち下落して七掛内外と爲り、時には六掛以下に暴落し、世上に異常なる損害を被むらしめ、爾來數年間、兩行は再び兌換を開始せざるのみならず、政府當局の財政彌縫策を助けん爲め、反つて益々多額の不換京鈔を續發して多大の害毒を流布し、愈々財政紊亂の速度を促したり。而して九年十月に至り、國匪賠償金獨塊債權拋棄より生ずる關稅收入財源を償還引當として金融整理公債六千萬元を發行し、不換京鈔を用ひて該公債の應募拂込に充てしめ、以て十年三月に及び漸く之が回收整理を終り、爾後兩行は新に京鈔を發行せず、其の信用も漸次恢復しつゝありたり。然るに兩行の天津及び張家口支店にて發行の紙幣は、京鈔兌換停止中に在りても依然兌換を行ひ券面市價を維持したるもの、京鈔整理後は北京市上に於ける津鈔（天津支店發行の銀元兌換券）口鈔（張家口支店發行の兌換券）の流通額を増加し、兩行北京本店にても此兩鈔は原と現銀兌換に若干の打歩を

要せしものを何等割引なく受拂を行ひ居たり。因に支那銀行と外國銀行とを問はず在支那各地本店にて發行の兌換券は、皆な其發行地名を券面に明記しあり、記名以外の地にては必ず若干割引打歩を要するを例とす、之れ支那内地に於ける銀爲替の變動關係に因る

斯くて、十一月十五日朝、北京の商民は俄かに兩銀行本店に赴き兩行の天津及び張家口發行兌換券の現銀取付を始め、午後は更に人衆を増加し市内の各代理兌換所にも蝟集したるが、兩行は努めて兌換に應じ、政府當局及び銀行界は尤も警戒を加へ種々對策を講じ百方鎮撫に力めたるも、謠言蜚語盛んに行はれて人心益々不安を呈し、翌十六日は取付更に増加し、兩行天津支店にも波及して兩日間の兌換高は各數十萬元に上ると傳へられたり。十七日は南苑の軍隊數百名北京に入り其一部は中國銀行に殺到して、前日支給せられたる給料の現銀兌換を求めたるも與へられず、忽ち巡警と衝突して門扉を破壊するに至り、銀行は柵を二重にし重要書類を他に移したる程にて、同夜兵士の掠奪行はるべしとの流言あり人心恟々の狀を呈したり。而して北京天津の取付騒ぎは二十一日に至るも尙ほ止まず、兩行は閉店には至らざるも遂に應付に窮し兌換額を制限して一名一回拾元以上の兌換を拒絶し且つ行前に嚴重なる柵を設け多數の巡警を配置して取付人數を制限し、爾後兩行は此の制限兌換を

繼續し、其間に現銀の蒐集に勉め、中國銀行は十二月初めより、交通銀行は十一年一月七日より漸く無制限兌換に應ずるに至れり。又上海、漢口、奉天、濟南等の兩行支店にも餘波を及ぼし一時多少の取付ありしが、孰れも警戒を嚴にし兌換に應じたる爲め大事に至らずして止みたり。兩行の該券發行額は諸説區々確數明かならざるも六七百萬元乃至一千萬元を下らざりしものゝ如し。而して十一月二十五日まで即ち取付始まりて以來約十日間の兌換數は銀行側にては交行百二十五萬餘元、中行百六十七萬餘元なりと云へり。又曩に中法實業銀行閉業の時は、該行重役及び佛國公使と支那銀行公會代表と立會ひ、各本支店に於ける兌換券發行數を正確に調査し、之に據りて銀行公會にて立替方法を決定し一切の事實を發表したるが、今回中交兩行は何故か實際の發行額及び日々の兌換數を明確に公表せず、自ら頻りに樂觀説を流布して人心を緩和せんとし、各支那新聞も筆を揃へて兩行の爲め有利なる氣安め宣傳に勉め、或は日本が支那をして財政破綻を暴露せしめ、華府會議に於ける支那の立場を不利益ならしめんとする陰謀に出づと云ひ、又或は英國銀行側の惡辣なる煽動に因ると云ひ、支那人一流の捏造中傷記事を特筆大書するものありたり

天津中國銀行兌換券發行額と準備額 中國銀行は十二月一日より無制限兌換開始に付世上

の信用を得ん爲め、十一月二十九日英國會計士スターメン氏に託して天津支店の帳簿及び現金高を調査せしめ、翌三十日天津商務總會、銀行公會、錢業公會、其他の代表を招集して之を披露し現品を檢分せしめたり。十一月二十九日現在、天津中國銀行兌換券發行額及び準備金の數左の如し

兌換券發行額	三、三一九、五三三元
所有現金	二、五九〇、二三三
各銀行へ預金及貸付	四七六、〇九三
所有擔保品評價額	二、〇五九、六六六
準備合計	五、一二五、九九二

交通銀行北京天津兌換券發行額と現銀額 交通銀行が十一年一月六日より無制限兌換を開始するに付、其前日に於て北京各機關より派遣せる委員は實地検査を行ひ之が證明書を發表せり、署名委員財政部劉輔宣、交通部權量、陳振家、幣制局楊延森、京畿衛戍總司令部王世榮、步軍統領衙門申振林、京師憲兵司令部王彥邦、王栢、京師警察廳汪鴻翰、魏汝楓、京兆尹公署崔麟臺、京師總商會楊潤齋、管述庭、北京銀行公會王瀾の諸氏なり。其證明書全文左の如し

『査するに、交通銀行天津地名記入兌換券流通額合計六百零六萬七千三百四十元、現に天津該行支店に保有する現金一百九十三萬九千九百九十一元、又天津各銀行號に預存するもの一百六十八萬六千八百三十六元、合計三百六十二萬六千八百二十七元、は天津の各機關に由りて既に査檢を経たるを除くの外。現に査するに北京該行倉庫内所藏の現銀二百七十三萬二千元、又各銀行號に預藏するもの四十三萬二千元、上海該行に所藏するもの七十萬元、合計現銀三百八十萬四千元、天津該行支店及び天津各銀行號に所藏の分と合せて、現銀所藏額七百四十九萬零八百七十七元なり。これを天津地名記入兌換券の流通總額と對照すれば實に盈餘あり不足なきに屬す、衆の査驗を経て誤り無し。特に此に證明す。民國十一年一月五日』

交通銀行の現銀展覽會 交通銀行北京本店にては該行信用を表示するの目的を以て、一月五日午後二時より兵部街なる該行金庫に在りて、所藏現銀二百七十三萬二千元、及び各銀行銀號の引出小切手並に預金帳（記入額合計四十三萬二千元）をば庭内に陳列し、政商各界人士を招待して展覽會に供したり。翌日の北京新聞は之を評して『此種銀元展覽會は古今中外未だ是れ無き所の先例たり』と擲揄せり。又同日同時に天津支店にても亦其の所藏現銀一百九十三萬九千九百九十一元、

各銀行號に預存するもの一百六十八萬六千八百三十六元を陳列し、各界を招待展覽會せしめたりと

取付の原因及び救済資金 北京は元來商工都市にあらざれば多數金融機關の必要を見ざる所近年政界の有力家が種々の因縁を求め相結託して新式銀行を發起創立し、最近兩三年來は其の勢ひ特に甚だしく、現在北京支那銀行公會に加入せるものゝみにて既に二十餘行を數ふるに至れり。而して是等新設銀行の主要目的は、窮乏極度に達せる政府を相手に、短期小借款を貸付け暴利を貪るに在りて、其額既に數千萬元に上り、最近政府財政行詰りの結果、殆んど現金償還を得るの見込なく、各行均しく通轉資金に窮するに至れる一方、また北京天津間に數種の取引（交易）所設立せられ、投機の流行を促したると共に債券有價證券類の賣買熾んに行はれ、益々資金の缺乏を感ぜる金融界は、更に頻出し來たる政界財界の動搖不安に襲はれ、惹いて一般人心も亦愈々疑懼不安を生じたるもの其の主原因なるべし。九月下旬、中國銀行が財政部の不渡切手濫發に對し、其迷惑を徐總統新總理に訴へたる上申書中に明言する所に據れば、該行より政府の爲め立替貸付け居る軍政各經費の現在額既に二千餘萬元に達すとあり。想ふに交通銀行も亦鐵道會計の紊亂窮乏に伴ひ、政府に立替へ居る資金少なからざるべし。果して然らば、兩行取付騒ぎの原因は、又かの民國五年袁氏失敗時代の兌換停

止と同じく、兩行が政府財政の彌縫策に利用せられたる結果と謂はざる可らず。而して又一面には内閣乗取に野心ある政客の陰謀に依り、騷擾發生の動機を促したること疑ひなし。中國銀行の救済は上海、其他支店よりの送金及び天津鹽商其他の援助に依り自ら現金を集め、交通銀行は張作霖の盡力にて東三省銀行より三百萬元の融通を得たるを主なる理由とす。又交行は善後策成ると共に總理曹汝霖氏責を負うて辭任し、二月五日臨時總會を開きて新總理を選定する筈にて、東三省銀行代表として重役一名をも加ふべしと云ふ。十二月末に押詰まりて靳内閣倒れ、財神梁士詒氏入りて總理と爲り、張弧氏を財政に、葉恭綽氏を交通に据ゑたる一政變の出現も、亦兩行の救済及び整理問題と深き關係あるを推知すべし。特に交通銀行には舊來の關係上、梁士詒氏を始め交通系政客要人の私産を投入せるもの多額にて、該行の破落は直ちに又自家自黨の破落を意味す、猛然起つて救済に力めざる能はざるなり。尙ほ同行には中華匯業銀行を介して我國銀行團の巨額投資あり、内五百萬圓は七年短期公債を以て償還を得たるも、二千萬圓は期限經過の儘未償還なり

而して支那政府は兩行救済資金に總稅務司の保管せる關稅剩餘金の支出をアグレン氏に促したるも、ア氏は剩餘は全部内債基金に貯存すべきものなりとて斷乎拒絕して應ぜず。但し十二月一日よ

り同三十一日迄の間に於て、同氏保管内債基金より整理六厘公債第一次還本、同第二次利息、七年短期公債第八次還本同利息、七年長期公債利息、三年公債第四次還本、同利息等の支拂資金合計一千四百十七萬餘元を公債取扱機關たる中國、交通、金城、新華、大陸、東陸、鹽業、其他各行に交付したるを以て、中々兩行は此種現金を一時の遺繰りに利用し、或は見せ金の一部に充てたるやも知る可らず。蓋し十二月一日より拂渡を始むべき整理公債の元利金が、一月中旬に至るも尙ほ支拂を見ずとの記事支那新聞に散見すればなり

(一五) 關稅剩餘金の流用不可能

支那政府は、中國、交通兩銀行兌換付騒ぎの起りたる際、總稅務司の保管せる關稅剩餘金を支出せしめて兩行を救済し金融界の恐慌を防がんとしたるも、總稅務司アグレン氏は關稅剩餘金は、十年三月内債整理方法を定むると同時に宣布せられたる大總統令に據り、悉く内債元利償還基金に繰入るべきものにして、他用に支出するを得ずと峻拒して應ぜず、政府當局は内債基金を控除するも尙ほ巨額の剩餘ありと云ひ、支那各新聞はアグレン氏の横暴を攻撃し、是れ關稅剩餘金を預存せる匯豐銀行

が巨額の缺損を生じ、一時に數百萬の現金を引出し得ざる事情あり、英人たるア氏は私交上匯豐を庇護せんとするなりと中傷するに至れり。是に於てア氏は十一月十九日付を以て、關稅餘金を猥りに支出し得ざる理由を説明し、之を各新聞社に配布したり。即ちア氏の説明書に曰はく

「竊に査するに、中國政府は總稅務司に委託して内債整理事務を管理せしむる事と爲りたる時、曾て關稅收入は其の抵押する所の外國各債款を償還したる以外、餘る所を以つて先づ第一に三、四年公債及び七年短期公債の元利を支拂ひたる後、尙ほ殘餘あらば全額を内債基金勘定に繰入れ、以て公債所有者の利益保護に資すべし」と宣明せられたり。茲に内債整理法中に包括する所の各公債を列記すれば次の如く

元年公債 五年公債 七年長期公債 八釐軍需公債 八年七厘公債 整理金融公債

六件にして、右各公債の民國十一年中に於て支拂はざる可らざる當籤債券及び到期利札金額は合計二千五百八萬五千五百五元八角とす。而して中國政府は以上述ぶる所の如く、内債基金を籌備し以て公債所有者を保護する以外、別に他の國家收入中より一定額をば毎月總稅務司に交付し、以て内債の基金を補充する規定なり。此の別途交付金中には鹽稅剩餘、鐵道收益、印花稅等あれども、鹽稅餘

金を以て大宗と爲す。總稅務司が十年四月一日内債整理事務の管理を引受け、以來十月末に至る間に於て、別途交付金の毎月定額は大概期日通り送金せられたるも、唯だ八月分より以後は送金せらるゝと雖、亦漸く遲滯を見るの事實あり。惟ふに此間に中國政府は屢々短期債を起し、且つ諸銀行より立替金及び借款を爲し、孰れも鹽稅剩餘金を以て其擔保に充て、而も此等の債務は未だ何等償還方法を確定し居らず。是を以て現在鹽務機關より毎月交付する所の有限の現金に對して、内債基金と短期債立替借款とは、孰れが優先要求權を有するかを斷定すること能はず。此の如き事情あるを以て、債權者中その勢力能く強制を加ふるもの（鹽稅收入金を保管する五國銀行を指す）は、屢々鹽務機關より交付する所の餘金をば内債基金として引渡すべき期日を遷延せり。されば總稅務司に於ては深く恐る、將來此債權者は曾に仍ほ續々加ふるに強制を以てし、終に鹽稅餘金は全然總稅務司の保管に繰入るゝ能はざるに至らんことを。又内債整理辦法に據れば、巨額の現金をば規定の期日に従ひ公債局に支拂ひて方に信用を昭かにせざる可らず、而して此事は首として鹽稅餘金等の資金に頼る、若し此等の資金が陸續期日通り送付せられず、並に別途補助も無からんには、即ち公債償還事務は必然辦理を完ふすること能はず、此れ其の明白なる理なり、而も目下の狀態は此の鹽稅等の資金は、再び

内債整理章程に據り定められたる期日の如く交付を期待し能はざるなり。總稅務司は上述の事情を考慮するの結果、専ら現に既に貯存せる基金に恃まざる能はず、此の基金は公債所有者の利益の爲に託されて總稅務司が保管する所に係る、若し此基金を内債償還以外の用途に對して流用支出せんか則ち總稅務司は信託違背の責を免るゝ能はざるなり。惟だ總稅務司が繼續在任中は、一切内債所有者の利益は確實に總稅務司に於て保護し、其の保管する所の基金は、決して他人が支拂義務を負ふ所の債務の爲に輕々しく流用支出を許す能はざる也、此點は多數内債所有者の安堵を請はざる可からず。中華 國十年十一月十九日、總稅務司アグレン』

最近兩年度關稅剩餘額と其處分法

民國九、十兩年度の海關稅剩餘金は、各種規定支出を行ひたる以外の結算尻殘額尙ほ六百萬兩あるも、總稅務司は今日まで未だ之を支那政府に交付せず、亦未だ之が處置辦法をも聲明せざるが、近ろ北京政府は稅務處に命じてアグレン氏に照會し精算報告を徵せしめたるに、ア氏回答の要領に曰く『民國九年度第四期決算海關稅收支數目總表に計上したる年末決算殘存現金額は關平銀六百七萬五千五百五十八兩二錢九分二厘なるが、此の金額中には各稅務司が其所在地に留存する現金額關平銀二百五十五萬八千七百三十兩九錢四分九厘及各地海關より總稅

務司海關稅帳目項下に送入の爲め既に發送して未だ到着せざる關平銀五萬三千五百五十二兩八錢一分九厘をも含めり。是を以て總稅務司の上海に於ける海關稅帳目項下に實存する所の現金は實に關平銀三百八十六萬一千四百七十四兩五錢二分四厘なり。今回照會文中にある院部の所謂民國九年末決算殘存の關稅剩餘三百餘萬兩とは即ち此額を指して言ふものなり。(査するに、各海關より現金を上海に送附の時、各地方の特別事情に因りて暫く其地に存留を行はざる能はざるものあり、亦既に發送するも尙ほ未だ上海に到着せざるものあり、大約毎期末決算の時、是等兩原因の爲め空懸を免かれざるもの關平銀二百萬兩内外に上る。故に海關稅實存額は總稅務司の在上海々關稅勘定中に存する所の現金を按照して核計するを適當と爲す、以下所謂實存額とは、即ち該勘定中に存する所の現金を指して言ふ、特に此に註明す)査するに、前記九年末決算實存の關平銀三百八十六萬一千四百七十四兩五錢二分は換算すれば規平銀四百三十萬一千六百八十二兩六錢二分に當る。其内より九年度關稅剩餘を西南政府に於て引去りたるもの規平銀二百五十一萬三千九百五十兩あり、(此分は民國十年度中に既に財政部の指定したる處分方法に遵ひ完全に支出し終りたり)又民國三、四年公債の擔保と爲れる五十里外各常關稅收入は其省官意に押領せられて三、四年公債の元利償還資金に不足を生じ、財政部

の核准を経て關稅剩餘金中より流用支拂を行ひたるもの規平銀三十六萬兩あり、及び紐育生絲業博覽會の經費として財政部の命に依り規平銀二萬兩を支出したり。以上三項支出合計規平銀二百八十九萬三千九百五十兩にして、九年末決算實存の規平銀四百三十萬一千六百八十二兩六錢二分より差引けば、實際殘餘額は唯だ規平銀一百四十萬七千七百三十二兩六錢二分に過ぎず。此殘餘額は即ち民國十年一月一日以後に於て總稅務司の在上海々關勘定中に實存する所にして當然支出し得べき現金なり。然るに此の殘存金は善後大借款及び獨塊賠償金の支拂資金に不足ある場合之を補填せざる可らず、且つ其他不時意外の支出等の用に供する爲め準備金として、總稅務司に於て留存保管すべきものなり。以上は九年度末決算實存關平銀三百餘萬兩の處分事情なり。十年一、二、三の三個月分關稅剩餘金に至ては如何に之を處置すべきか、査するに該三箇月中に於ける總稅務司海關稅勘定は收支差引殘額規平銀一百三十三萬一千二百七十八兩二分なり、之を九年度末決算純存額規平銀一百四十萬七千七百三十二兩六錢二分を加ふれば、三月末に於ける海關稅勘定中にて實際支出し得べき額は規平銀二百七十三萬八千九百五兩四錢四分とす。(査するに、第二百四十二期即ち十年度第一期決算海關稅收支總表中に計上せる總稅務司在上海現存金額は關平銀三百十七萬六千九百三十兩三

錢七分七厘にして、即ち規平銀三百五十三萬九千一百兩四錢四分なるが、此内には九年度關稅剩餘四南政府分配額にして未だ支出せざる規平銀八十萬一千五百兩を含めるが故に此額と爲れるなり)其の十年度^(前)の總稅務司海關稅勘定中に於ける現金は、之を以て公債賠償金等各外債を償還し、且つ九年末決算總殘存額より西南政府關稅剩餘分配額と、其他必要指定の用費を支出したる以外、十年十二月三十一日現在決算に於ける一切の純殘存額は、十年三月大總統命令を以て指定せられたる辦法に據り、總稅務司内債償還基金勘定中に繰入れ準備金と爲す。更に前記九年度末及び十年三月末に於ける殘存額は總稅務司の在上海匯豐、道勝等銀行債務勘定中の預金に包括しあり、竊に査するに此項債務勘定は民國九年末の現在額規平銀二百二萬九千三百四十七兩一錢八分なりしが、十年三月末に至り遂に増して規平銀三百二十一萬八千七百六錢九分と爲れり、然るに此預金額は從來金銀市價の騰落豫想すべからざるを以て、毎期決算の際最少限規平銀二百萬兩を留存し、以て市價意外の變動に備ふる例なり。現に十年末に於ける此次勘定殘存額中より規平銀二百萬兩を市價變動準備金に存留し、其他は全部之を内債總基金勘定中に繰入れ償還準備に充てたり、併せて之を報告す」と

(一六) 京綏鐵道の經營難

京綏鐵道局長陳子光氏は、前項(一〇三ページ)に述べたる局員の風潮、其後益々甚だしく遂に一部の罷業を見るに至れるより、十二月梁内閣成り葉恭綽氏交通總長を襲ふに及び責を引いて辭職したり。或は云ふ該風潮に對し葉氏等舊交通系一派は、内閣乗取の一手段として裏面より煽動操縦する所あり、陳氏は十年五月張志潭氏が葉氏に代りて交通總長に就任したる以後の任其に係り、張總長と進退を共にしたるものなりと。その前局長陳氏が北京某通信社の往訪記者に語りたる不平談中より、該鐵道の最近經濟狀況を摘記すれば左の如く、目下負債巨萬、收入不足多額に上り前途の經營頗る困難なるを察知すべし

營業收入額 京綏の營業收入は少なき月は約三十萬元、多き月は約五十萬元にして、民國九年度は全年收入約五百六十萬元、其内軍事輸送等記帳のみにて實收なかりしものを差引き四百五六十萬元なり。十年度は増して約六百餘萬元に上りたるが、遺憾なるは昨年六七月の交、鐵道貨捐徵收開始の爲め激烈なる風潮を惹起し。遂に運輸停止一箇月に及び、貨捐局も廢止するに至れり、若し此の風

潮なからんには尙ほ多額の增收を見たるならん

支出及不足額 全線役員従業員の俸給及炭、油、消耗品等一切の支出合計毎月約三十餘萬元なり。又朔平綏遠間の平綏區及び綏遠包頭鎮間の綏包區に對する工事費毎月約十五萬元乃至二十萬元を要し、支出合計四十五萬元乃至五十萬元にして、即ち支出年額五百四十萬元乃至六百萬元に上り、收支差引實際不足額百十萬元に達せり。此外に尙ほ舊債務の償還及び保線費、材料購入費を計上すれば不足額更に巨大なり

負債額 十年末現在の京綏鐵道負債額は、約六百十三萬元にして、別に同年上半期以前に於て購入したる材料品價未拂額約百萬元ありて、合計約七百萬元なり。而して其内前局長陳氏の手にて借入れたるもの四百三十萬元、會計處長李懋勳の借入れたるもの約百萬元、合計約五百萬元、其他は十年度以前に於ける負債なり。其利息は年一割を最多とし大抵八九分なるも、百餘萬元は月一分五厘のものあり

今後の收支見込 今後は京綏全線の收入九百餘萬元に至ること難からざるべく、其内より鐵道諸經費を差引き、殘餘四百餘萬元を以て舊債の償還及び急要材料の購入に充て得べし。之を要する

に、民國九年下半年期以降の京綏鐵道經濟は何人をして局長たらしむるも、毎年四五百萬元の借款融通を要すべく、斯くて年々收入を増加し民國十四五年以後に至らば、借入金を要せず且つ舊債全部を償還し、尙ほ意外の事故なくんば多額の純益を擧げ得べし

擴張計畫 世上にて京綏は二千餘萬元の車輛を購入し之が爲め非常なる窮乏に陥るれりと傳へるが、該鐵道の豐鎮まで延長され運輸距離七百餘支里に達したる時、所有車輛九百二十臺、年收入五百萬元内外にて、各驛には滯積貨物山を成し商人の不平非難多かりしが、次で綏遠に達し更に包頭に至り、延長線殆んど七百支里に達するに及びて更に車輛の大缺乏を生ぜり。又大同の石炭は礦量の豊富と炭質の佳良を以て早く海内外に知らるゝ所なるが、車輛不足の爲め之を運搬したるもの七八、九年を通じて合計僅に十二萬噸に過ぎず。故に今後は少なくとも一千臺の車輛を増加するに非ざれば、以て全線の營業を維持するに足らず、且つ沿線商人に不便を興へ、間接には西北支那の發展を阻碍すべし。而も其車輛購入資金を得ること困難なるを以て、交通部に上申し種々奔走の末、車輛供給を外商に請負はしむる事と爲し、其の第一次契約は米國商人との間に成立したり。即ち貨車六百輛、汽關車四十二輛を米金約六百萬弗にて購入し、五個年賦支拂の約束にて、調印後第一次車輛積

出の際に十分の一を支拂ひ、其餘は民國十一年より年賦支拂とす、此汽關車は八達嶺青龍橋區の運輸改善に使用すべき高馬力のものなり。第二次契約は購入貨車四百輛、汽關車三十七輛にして其價格米金三百餘萬弗、七個年半の年賦にて調印後十二個月内に第一次利息を支拂ひ、十八個月目より第一次元價支拂を始むるものなり。此契約は適當のものなりしも惜むらくは該米商は信用厚からず資力薄弱なりし爲め、期限の如く現品を交付すること能はず、依て第二次契約を取消し、第一次契約額約銀一千一百萬元は最初車輛受渡後約二個年半の期間内に支拂ふ筈なりしを、五ヶ年賦に改めたり

(一七) 購車公債十一年上半期元利分擔額

業交通總長は一月十九日付部令を以て、京綏等四鐵路管理局長に對し、本年上半年期に於て支拂ふべき購車公債利息二十四萬元、元本償還百五十萬元の各鐵道分擔額を指定し、購車公債契約第七條に據り毎日期日前に指定各銀行に拂込むべく訓令したり。即ち之を表記すれば次の如し、但し本年一月支拂額二十九萬元に對しては、十年下半年期間の銀行預金利子九萬二千三百三十一元を差引き、殘餘十九萬七千六百餘元の支拂なり(十一年一月二十二日政府公報)

鐵道	公債分擔額	每月支拂額	一月支拂額	拂込銀行
京 綏	1,100,000元	五、一六元	三、三三元	北京京中國實業銀行
京 漢	2,100,000	一〇六、三三圓	七、四七六	北京金城銀行
津 浦	1,500,000	七、五〇〇	四九、四二七	天津大陸銀行
滬 杭 甬	1,200,000	五、〇〇〇	三、五三圓	上海交通銀行
合 計	六,000,000	二九〇,〇〇〇	一七、六六八	

(一八) 在米留學生經費の窮乏

在米支那留學生監督嚴恩樵氏より官費生經費窮乏に付至急十萬弗の送付を支那政府に電請し來れる爲め、國務院は教育部に照會したる所、教育部の回答に依れば該部より派遣せる在米官費留學生は目下十一名あり、一名毎月の學費定額米金九十弗なるが、九年四月より十一年一月迄の合計米金二萬一千七百八十弗は未だ一文も送金し居らず、既に財政部に交渉し至急全部送付の事を請求せり、其他各省より派遣の學生は各其省にて支給の責任あるものなれば、是亦至急送金すべく夫々各省に照會

したりと。但し米國の國匪賠償金半額免除より生ずる資金に依り派遣する留學生は外交部の所管なれば前記と無關係ならん

(一九) 國庫券の濫發と不拂延期公告

財政部は其の發行したる國庫券の支拂期日到達する毎に『政府公報』又は『財政月刊』紙上に於て、財政の都合にて支拂ひ得ざるに依り、更に三個月又は六個月を延期する旨の公告を爲せり。此公告は九年上半期に始まり、同年七八月安直對戰前後より十年上半期に於て最も頻繁に見ゆ。筆者は之が統計を作らんと欲し、政府公報より摘録したるもの數十百件に及びたるが、其の最初の發行日付番號金額及び交付先等を明記せず、單に支拂期日を記載するのみなれば、内容を調査し統計を編成すること能はず、唯だ之に據りて同一國庫券の支拂期日を數回に涉りて延期し、殆んど不拂廢紙に歸せしめつゝあることを認知し得たり。今其公告の二三實例を擧ぐれば次の如し

(一) 財政部通告 査するに、定期有利國庫券支拂期限の民國九年七月分、八月分、十一月分及十年五月分、八月分は再三延期して十年十一月一日を元利支拂期日と爲したるが、現に金融關係を以て一

律に三個月展緩して十一年二月一日に至りて償付す、右各庫券元利支拂期日には仍ほ中國交通兩銀行より券を按じて發付し、並に延期利息を加給すべし、恐らく未だ週知せず、特に此に通告す

(十年十一月十三日 政府公報)

(2) 財政部通告 本部にて前に發行し袁乃寬君に交付したる公府(大總統府)修理工事費の勘定尻未拂金五萬六千八百二十七元一角四分七釐に對する寬字國庫證券十一枚は、本年五月二十五日を以て支拂期日と爲すが、現に金融關係に因り、再び期限半ヶ年を展べ、本年十一月二十五日に於て支拂を行ふ、恐らく未だ週知せず、特に此に通告す(十年九月 財政月刊)

(此券は袁氏帝政時代に於て祕書官長袁乃寬に交付したるもの、不拂の儘數年を経過せり)

(3) 財政部通告 査するに、上年九月二十六日の支拂期限を三個月延期したる定期國庫券、及び上年六月二十六日支拂延期満了の定期國庫券は、既に金融關係に因り一律に三個月延期支拂とす、恐らく未だ週知せず、特に此に通告す(十一年一月九日 政府公報)

(4) 財政部通告 本部より蒙古王公に發給したる十年六月二十六日支拂期日の有利國庫券は前に通告を経て三個月延期し置きたるが、目下財政困難なるに因り更に延期して確實なる基金の指定せ

らるゝを待ちて再び支拂期日の通告を行ふべし、恐らく未だ週知せず、特に此に通告す(十年九月二十五日 政府公報)

(支拂期日を指定せず、是れ全く無期延期なり)

(5) 財政部通告 民國九年六月分、九月分、十月分、十二月分、十年三月分、六月分支拂を延期して十年九月一日を支拂期日としたる定期有利國庫券は目下財政困難なるに因り更に一律に三個月を延期す、仍ほ中國、交通兩銀行に於て券を接じて支拂ひ、且つ延期利息を加給すべし、恐らく未だ週知せず、特に此に通告す(十年九月二十日 政府公報)

(6) 財政部通告 本年十一月二十六日到期の本部發行定期國庫券及び本年五月、八月二十六日を支拂日に延期したる定期國庫券は現に財政困難なるに因り一律に三個月延期支拂す、恐らく未だ週知せず、特に此に通告す(十年十一月三十日 政府公報)

(7) 財政部通告 本年十一月一日に於て本部が應に支拂ふべき本年五月一日到期の阿(阿)泰辦(長官帕勒塔が應に受領すべき銷款分期庫券計銀元三萬七千九百七十元は、本部現に財政困難なるに因り、核定して更に半年を展べ、民國十一年五月一日に於て現金支拂を准す、恐らく未だ週知せず、

特に此に通告す（十年十一月二十五日 政府公報）

（8）財政部通告 本部が発行したる四月分支拂期限の定期有利國庫券計銀元一百五十三萬餘元に対し、前に國庫窮乏を以て延期して七月に至り支拂ふ事と爲せり、現に正に極力金策中たり、適確なる資金を得次第直ちに新聞廣告を行ふべし、恐らく未だ週知せず特に此に通告す（九年七月三日 政府公報）

以上擧げたる實例と略ぼ同様なる財政部通告は、筆者の翻讀したる九年上半年期以來の政府公報に屢載せられ實に數十百件の多きに上れり、而も未だ一回も支拂資金調達せられたるを以て支拂を行ふべしとの通告を見ず。十年末梁內閣成立の際發表せられたる現在國債額中、長期外債、短期外債、內國公債、各銀行短期借款、各銀行立替金等の各項と共に『各機關國庫券』なる一項ありて四千四百四十三萬餘元を計上せるが、蓋し數年來財政部が各機關に對する經費支給に窮する毎に、濫發交付して當座を彌縫したる『定期國庫券』の累積額なるべし

擔保付國庫券と無擔保券 國庫券とは即ち財政總長の發行する大藏證券にして支那政府の短期債券なり、其の由來は明確ならざれども、最初は支那政府が軍器彈藥又は艦艇等を購入の場合、價

額の幾部分を數個月又は數個年期限にて、期支拂の約束を爲すと同時に、支那政府より發行し、其支拂財源の確定せるものは別に覺書として購入契約書と共に交換し、否らざるものは無擔保同様なりしならん。民國六年八月及び七年一月に一千萬圓宛三回到貸付けたる橫濱正金銀行の第二次善後借款前渡金合計三千萬圓及び九年二月の應急借款九百萬圓は、孰れも期限一個年、利息年七分の國庫券を割引したるものにして利息は天引、更に銀行手数料百分の一、證券作製費として三千圓を前拂とし期限満つれば更に一個年の延期を爲し得ると同時に、支那政府は一定期日に鹽稅收入中より若干額を上海の正金支店に拂込み償還基金と爲すべしとの契約あり、其後之を履行して何等の遲誤なかりき。又泰平公司の賣込みたる軍器借款の如きは別に確實なる償還財源の指定なく、無擔保國庫券にて貸賣したる姿にて、寺内借款の全部も亦鐵道其他事業の借款成立すると同時に、最初に其前渡額を差引くとの規定ある以外、殆んど何等確の定擔保なき六個月乃至二個年期限の國庫券を握れるのみなり。而して現に此種國庫券を最も多額に所有するものは我日本にして、次は佛國なりしが、中佛實業銀行は夫れが爲め遂に閉業の失態を演ぜり

不拂國庫券と小額國庫券 其他支那政府は民國五年の春、袁氏帝政亂の最中、軍費其他の支出

に窮したる結果、一時の權策として三個月乃至六個月期限にて國庫券を發行し現金の代りに各方面に支給したり、是れ恐らく國內に於て何等確實なる償還基金の指定なき國庫券を濫發したる初めならん。次で八年十一月段祺瑞內閣が地方に派遣せる軍隊に支給の目的を以て一割利付、支拂期限を三個月とし、期限經過後は其地の中國交通兩銀行支店にて現金に交換し得べき規定にて券面十元、五元、三元、一元の小額國庫券を發行し、先づ湖北派遣軍に實施を試み。更に九年一月四個月期限、一割利付の券面五元、三元、一元、半元の小額國庫券二百萬元を發行し、其内約五十萬元を山東駐在の軍隊に支給したり。湖北の分は或は不成績の爲め中止したるか、其後の成行を聞かざるも、山東にては該國庫券を各師各旅に分配し諸般の支拂ひ及び兵士給料に拂渡したるが、最初は各錢舖商店にて手数料として一元に付銅元三個の割引にて受入れ故障なく流通したるも、期限に至り兩行の支店出張所は未だ本店の命令なしとて現金仕拂を猶豫し、更に一個月餘を経て同年六月中旬、遂に該券に對する現金支拂拒絶を發表したり。之が爲め濟南を始め山東各地の金融界に大打撃を受け、就中維縣、周村、章邱方面にて第五師より二十餘萬元の該券を收受せる山東商業銀行の如きは、小資本の地方銀行なる爲め忽ち營業上の活動力を喪ひ、更に一般錢舖商店に惡影響を及ぼし、重大なる地方問題として紛

糾を極め、遂に財政廳長の更迭あり善後委員の選定と爲り、紛議一年半に亙り十年五月に及びて漸く整理を終りたり

(二一〇) 陰曆年關の遺線手段

以上各項に列記したる如く、目下支那政府の財政は實に窮乏紊亂の極に達し、全然破産状態を暴露し居れるが、財神梁士詒氏の新內閣出現して、幾分前途に光明を期待しつつ、陽曆新年を迎へたる支那官民は、梁內閣が早くも吳佩孚等の攻撃を受けて動搖瓦解の狀を呈し、不安疑懼の裡に復た忽ち陰曆年關(一月二十七日)に臨まんとす。政府が此の難關を如何にして渡過せんか、内外の均しく注視杞憂する所たり。然るに流石の梁氏は內閣引受以前より既に胸中成算ありしは勿論、華府會議の決議は、先づ支那をして將來に於ける海關稅の增收期待を確實ならしめ、第二には九千六百萬圓鹽餘公債の發行可能に自信を有せしめたり。是に於て梁總理、張財政長は目下の應急策として、鹽餘國庫券一千四百萬元を發行し、之を其勢力圈内の自系各銀行に引受しめて約七百萬圓を得、尙ほ十一月十二月分の鹽稅剩餘金五百萬元の收受、中國銀行其他各行よりの借款五六百萬圓を併せて、約一千七八百萬圓

の年關資金を準備し得る事と爲れり。但し悉く之を現金にて支那政府の手に收め得るや否やは疑問なれども、兎にも角にも目睫に逼れる舊年關渡過の準備は十分なる見込立ち、一月二十五日北京政府は各部院機關に對して取敢へず一ヶ月分の經費俸給を拂渡したり

年關緊急支出額 積欠舊債巨億の重荷を負へる今日の支那政府は、假令ひ幾千萬の資金を得るとも、足るべき筈なく、忽ち雲散霧消燒石に水たるや明かなりと雖も、凡そ此年關を渡過すべく幾何の緊急資金なかる可らざるか、之に就き一月十一日の北京新聞は左の如き計數を報じたり。之に據れば總支出額七百四十餘萬元の内、軍警經費四百七十三萬餘元、行政經費二百六十八萬餘元にして、軍警費の著しく多額なるを知るべし

(A) 軍 警 經 費

四、七三九、一八八元

- (一) 各師(近畿各軍餉、十六師、各省軍隊及兵工廠、軍官學校經費等) 一、三〇〇、〇〇〇
- (二) 各師直隸軍 八〇〇、〇〇〇
- (三) 奉 天 軍 一、〇〇〇、〇〇〇
- (四) 安 武 軍(安徽駐在) 一〇〇、〇〇〇

- (五) 毅 軍(熱河駐在)(交通銀行の支拂手形合算) 一〇〇、〇〇〇
- (六) 海軍各艦 五〇〇、〇〇〇

吉林黑龍江兩省江防(松花江警防費) 五〇、〇〇〇

- (七) 京師警察廳 一九八、六九〇
- (八) 保安警察隊 一二、五〇〇
- (九) 警 衛 處 一、六〇〇
- (一〇) 歩軍統領衙門 九四、〇〇〇
- (一一) 護軍管理處 一一、四四六
- (一二) 京畿衛戍司令部 一八、二八九
- 游 擊 隊 五〇、〇〇〇
- 衛隊混成團 三三、九四二
- 偵探調查隊 七、九六〇
- (一三) 軍警督察稽查分駐所 一、二九二

- (四) 綏遠騎兵團(舊支拂手形合算) 一一、〇〇〇
- (五) 甘珠爾瓦馬隊 五六〇
- (六) 賊致平軍費 一八、〇〇〇
- (七) 鎮 嵩 軍(河南駐在) 一三、〇〇〇
- (八) 各師多倫鎮守使 七、五〇〇
- (九) 十一師馮玉祥 一〇、五〇〇
- (十) 七師吳心田 一〇、五〇〇
- (十一) 第四混成旅張錫元 八、〇〇〇
- (十二) 二十旅吳長植 八、〇〇〇
- (十三) 察哈爾張景惠 二〇、〇〇〇
- (十四) 張 宗 昌 二〇、〇〇〇
- (十五) 庫倫應撥 四五、〇〇〇
- (十六) 毅 軍(汲金純の熱河支出金償還の爲め) 一〇〇、〇〇〇
- (十七) 五〇、〇〇〇

- (三) 鄂西恢復の賞與金 一〇〇、〇〇〇
- (六) 吳佩孚立替劉顯世軍費 五〇、〇〇〇
- (B) 行政經費 二、六八三、五二五
- (一) 大總統年俸公費交際費 一〇四、〇〇〇
- (二) 大總統府執事員 二四、〇〇〇
- (三) 總統府侍從武官處 一六、八七七
- (四) 總統府翊衛處 二、四七〇
- (五) 總統府收支處衛隊 二、一六一
- (六) 總統府指揮處 一四、四七三
- (七) 國務院(內閣) 七三、三八一
- (八) 國務院編錄清檔處 二、五二〇
- (九) 國務院統計局 二二、二二一
- (十) 國務院法制局(舊支拂手形合算) 一八、六四六

(一)國務院銓叙局	一一、六三八
(二)國務院印鑄局(官報印刷所)	九、〇〇〇
(三)國史編纂處	三、三三三
(四)參議院	一〇、〇〇〇
(五)衆議院	一〇、〇〇〇
(六)審計(會計検査)院	二〇、〇〇〇
(七)平政(行政裁判)院	一五、〇〇〇
(八)蒙藏院	二一、九八五
(九)蒙藏院王公廩餼	一八、三六五
(一〇)喇嘛錢糧	八、四九〇
(一一)蒙藏學校	二、五九六
(一二)招待所	五〇〇
(一三)年班王公俸	一〇〇、〇〇〇

(一四)清史館	一三、九八四
(一五)文官懲戒委員會	二、二六三
(一六)司法官懲戒委員會	一、九二三
(一七)清官優待費	五〇〇、〇〇〇
(一八)八旗各營手當	三〇〇、〇〇〇
(一九)東西陵、密雲、哈爾駐防の八旗手當	三五、〇〇〇
(二〇)外交部本署經費	三八、六四二
(二一)各公使館經費	二〇八、四三六
(二二)太平洋會議經費	二〇〇、〇〇〇
(二三)內務部經費	四〇、〇〇〇
(二四)內務部內城官醫院	二、九三五
(二五)外城官醫院	二、九三五
(二六)古物陳列所	一、〇〇〇

(三) 警官高等學校	四、二四九
(三) 中央模範自治講習所	三、二九九
(三) 中央疫處及び緩遠分局	九、四〇六
(三) 賑制處	一、九一九
(三) 賑災公債籌募處	一、九一九
(三) 國會籌備事務局	一一、一三五
(三) 財政部俸給	五八、五三〇
(三) 財政部公務雜費	四、一〇〇
(三) 財政部臨時費	一〇、〇六二
(三) 印花稅處	三、〇九三
(三) 印花稅處	二、九〇〇
(三) 印花稅處荷造送附費	三七、八九二
(三) 印花稅票印刷費	二、一六六
(三) 官有財產目錄印刷費	

(三) 財政講習所	六〇〇
(三) 所得稅籌備處	三、三〇九
(三) 北京所得稅處	三、一三三
(三) 公債局	五、〇〇〇
(三) 幣制局	一〇、〇〇〇
(三) 陸軍部經費	八〇、九一三
(三) 陸軍部休職員手當	六、〇〇〇
(三) 將軍府經費	五四、〇〇五
(三) 參謀部經費	五五、〇二〇
(三) 陸軍大學	一一、二六六
(三) 測量學校	七、九〇七
(三) 測量局	一一、六七六
(三) 製圖局	六、九〇四

- (三) 駐外武官岳開先平當 一〇、〇〇〇
- (四) 航空事務處、航空學校 一六、二〇五
- (五) 教育部經費(各校經費交通部より支出) 四〇、〇〇〇
- (六) 飛行機製造廠 二〇、一九九
- (七) 海軍部經費 三四、五七五
- (八) 駐外武官費 五、三六〇
- (九) 司法部經費 三四、五三三
- (一〇) 大理(大審)院 二六、六五九
- (一一) 法律修訂館 一三、三〇〇
- (一二) 檢察總廳 七、七四四
- (一三) 高等審檢(控訴)廳 一一、五〇一
- (一四) 地方審檢廳 二六、〇〇〇
- (一五) 各監(獄)所 二六、九四九

- (一六) 東支鐵道露人監獄 一〇、〇〇〇
- (一七) (脫落不明)
- (一八) 同
- (一九) 同
- (二〇) 農商部經費 二〇、〇〇〇
- (二一) 度量衡製造所 四、〇〇〇
- (二二) 度量衡檢察所 一、〇〇〇
- (二三) 農林傳習所 一、五〇〇
- (二四) 地質調査所 三、〇〇〇
- (二五) 觀測所 八四〇
- (二六) 農事試驗場 三、〇〇〇
- (二七) 糧食調査會 二、〇〇〇
- (二八) 棉業試驗場 二、〇〇〇

(八九)種畜試験場	二、〇〇〇
(九〇)林業試験場	三、〇〇〇
(九一)全國水利局	六、六五三
(九二)庫倫	五、七〇〇
(九三)科布多	三、七二〇
(九四)恰克圖	三、六四〇
(九五)烏里雅蘇臺	三、七二〇
(九六)烏梁海	三、七二〇
(九七)印度駐在事務長官	二、〇〇〇
(九八)外員フアーガツソン俸給(二月)	一、六〇〇
(九九)外員鐸爾孟(二月)	二、一〇〇
(一〇〇)外員シンブソン(二月)	四、四〇〇
(一〇一)顧問翻譯(二月)	六八〇

(一〇二)外員青木宣純(二月)	日金六、六六六
(一〇三)外員衛宗玉(二月)	七、五〇〇
(一〇四)外員パトツク(二月)	一、〇〇〇
(一〇五)外員坂松倉太郎(二月)	一、〇〇〇
(一〇六)外員バルドン(二月)	六六六
(一〇七)外員余佛西(二月)	二、二二〇
(一〇八)外員茭瑞時(二月)	六〇〇
(一〇九)外員梅殿華(二月)	一、〇〇〇
(一一〇)技師方維因(二月)	二、〇〇〇
(一一一)平市官錢局	五〇、〇〇〇
以上 軍警經費及び行政費總計	銀元 七、四二四、〇七四
	日金 六、六六六

年開資金收入額 年開準備金の遺繰算段に就ては、最近殆んど一個月に互り日々の支那新聞紙

上に報道せられつゝあるが、稍や纏まりたる事實に近しと思はるゝものを擧ぐれば次の如し

(其 一)

(一) 關稅剩餘金

一、〇〇〇、〇〇〇元

關稅剩餘金は六百萬元なるが其内準備金を控除し年内に五百萬元を引渡さるべく、更に其内より中國交通兩銀行の立替たる公債基金三百萬元及び鹽稅剩餘金の代りに引去るものを除くの外、公債基金に一百萬元を引當て、實際財政部に受入れ得べきもの前記の通り一百萬元と爲るべし

(二) 中交兩行借款

一、〇〇〇、〇〇〇元

中交兩銀行の立替たる公債基金三百萬元は年内に總べて關稅剩餘中より償還すべし、但し兩行は其内唯一百萬元の償還を希望するのみにて、殘餘二百萬元は既に政府に借上げの事に交渉成立せり。故に前記の如く二百萬元の借款收入あり

(三) 鹽稅剩餘金

四、六〇九、〇〇〇元

鹽稅剩餘金は十年十二月迄の決算にて合計一千三百九萬九千元あり、其内より準備金七百

萬元及び各種借款元利支拂に充つる分を除くの外、實際財政部に受け入れ得べきもの、前記の如く四百六十萬九千元とす

(四) 華法震義兩銀行借款

一、〇〇〇、〇〇〇元

財政部總長と華法、震義兩行との間に各行五十萬元宛借款の交渉成立したり

以上四項收入 合計

八、六〇九、〇〇〇元

(二月十一日 順天時報)

(其 二)

一月十八日財政部より呈出したる陰曆年關準備豫算に據れば、收入の決定したるもの三項あり。其一は關稅剩餘金三百萬元にして、一月二十日匯豐銀行より支那政府に交付せらるべし。其二は鹽稅剩餘金國庫券七百萬元に對し、未だ賣出さざる以前、中國、交通、大陸、商業各銀行より前貸として先づ半額を立替ふる事と爲り、其手取額約二百萬元の借入れ。其三は最近天津に於て成立したる小借款合計百五十萬元、及び近日受領すべき各種雜捐、印花稅等五十萬元あり、此外鹽業、金城等十八銀行にて立替へ借入るべきもの亦二百四五十萬元あり。總計九百四五十萬元の實收確實にて、大抵一

月二十四五日迄には全部受領すべく、目下既に入手の分二百萬元あり。二十五六日より各軍警經費及び一切の政費に對し支拂を始め得べし（一月十九日 北京日報）

梁內閣財政計畫 梁士詒氏は十年十二月末押詰りて靳氏に代り國務總理の任に就き內閣を組織するや、連月閣員を集めて凝議し、經費節減の第一着手として同月三十一日先づ國務院祕書廳其他の參僉主事辦事等百八十餘名及び編輯處員三十餘名を淘汰し、總統府顧問、諮議及び統一委員は皆改めて名譽職と爲し、別に史允光等百三十餘名は夫々必要に應じて各部各機關に採用する事としたり。又財政部は全部各司廳の辦事員、錄事等に對して大に詮考甄別を加へ、日々出勤常務ある者は部に留め、其他は都べて淘汰する筈にて、是等の裁員は俸給手當の不渡り既に三個月に達し居れば、張財政總長は會計、庫藏兩司に命じて十五日以内に一個月分を支給し其餘は舊曆年末に全部支給する事と爲せり。又梁總理は葉交通、張財政兩總長と連日金策の事を協議し略見込立ちたるが、陰曆年内には尙ほ百餘萬元を獲て各機關に支給すべし。而して梁總理が今回內閣組織に就ては、財政整理を以て入手と爲し、三個月を限り若し三個月後に至るも財政維持の方策を得ざれば、是れ交通系が財政維持の實力なきに因るものなれば、自ら請うて辭職の決心なりと。而して其の財政整理計畫は經

費節減を實行する以外に於て、新公債を發行し以て經濟上調劑の術に資して外債の信用を維持する方針なり。其の新公債は鹽稅剩餘金を以て擔保と爲し、起債額三千萬元、外國銀行より發行の豫定にて、其の指定用途は先づ期限滿了又は既に經過したる外債元利を支拂ひ、餘は政軍各費に充て藉りて流通に資する目的なり。此外なほ大規模の財源展開策としては、華府會議に提出したる關稅案に對し、各國代表は既に現實五分の履行及び七分五厘に増率の事を承認したれば、梁總理は此増加關稅率の實施期を豫想し、十一年春夏の間に於て是等關稅增收額を擔保として公債三億元を發行し、其の用途は（一）外債の償還整理、（二）期限經過の國庫券回收、（三）內國債の償還、（四）內國公債の價格を昂騰維持して內國銀行團の活動を助く、（五）漸次軍費政費を整理す、（六）實業の發展及び幣制の劃一整理を行ひ、且つ春季に於て國際聯合貨物平價委員會を開催し、各省商會銀行界の領袖より代表を推舉して此會に出席せしむると同時に、外交部より駐外各公使に照會し各國政府と交渉して代表の派遣を請ひ、國際聯合會を開催し以て交通の發展、商務の振興、實業の推廣より運輸事業に至るまで、均しく夫々具體的辦法を提出討論し、各國をして咸な中國財力の充量と今後絶大無窮の生機とを知らしむる方針なりと（十一年一月五日 北京日報）

財政總長張弧氏は年關支拂資金の金策に就き連日奔走忙殺されつゝあり、該部の計畫は總支出實額約一千百五十三萬元にして、目下豫定収入は鹽稅關稅餘金及各種地方送納金に、前日天津にて借入契約成立したる内國各銀行立替金百五十萬元を加へて、合計八百四十五萬元あり、尙ほ三百萬内外の不足なり。開議にて決定したる鹽稅餘金引當の國庫券七百萬發行の事は、時日既に切迫せる上に又某方面より反對の宣言あり。故に一月十五日張總長は復た華北、金城、鹽業、大陸、北京豫豐、商業永記等の各銀行銀號を招集して切實に小借款の交渉を遂げ各行五十萬、三十萬、二十萬等の立替を約し、手取九十三、二個年償還の條件にて一月二十日前後に現金を交付すべく、擔保は印花稅收入及び某種雜捐歲入全部を以て充つと。又中央政府より支拂ふべき外債利息は十年十二月決算にて一千五百三十五萬八千四百餘元の不拂延滞あり、速に清償せざる可らざるを以て特に張總長に命じ、完済方法を定め債權國よりの難問題提起を豫防せんとし、張總長は既に外債委員會に之が清理手續の研究を命じたり（一月十六日 北京日報）

鹽餘國庫券の發行 財政部が十年末より發行準備中なりし鹽餘國庫券七百萬元は、改めて總額と一千四百萬元とし二回に發行する事と爲れり、初め外國銀行團より異議出でしも漸く諒解を得て

鹽務顧問ガンブル氏も券面に署名保證を承諾したり。總額千四百萬元中より四百萬元は内國銀行の短期小借款を償還し、其餘は上海にて賣出し、軍政各費の支給に充つる目的なり。償還期限は二十個月、原案は十一年二月より抽籤を以て償還開始の筈なりしも、ガンブル氏が二月分の鹽稅餘金は既に用途指定せられ流用し得ずと聲明したれば、三月より償還を開始し十二年十月に至り完済す、利息年一割五分（一說月利一分二厘）手取八三半、銀行手数料百分の一、每券額面一萬元にして、第一回分七百萬元は一月十六日署名發行せられ、錢餘は同十九日發行せり。然るに右の内四百萬元は内國各銀行の期限經過短期小借款整理に充て、一千萬元は中國、交通、鹽業、金城の四銀行にて全部引受けしめ、二十個月分の利息を天引とし其他銀行手数料、割引額等を控除せる爲め、一千四百萬元の債券に對し政府の實際手取額は僅に九百六十餘萬元なりと云ふ。又梁總理及び張總長は此の有利なる國庫券の發行を自家藥籠中の四銀行にのみ引受けしめ、他行に利益を均霑せしめざりしとの非難を被むれり。而して該鹽餘庫券は額面一萬元にて一千四百枚の筈なるに、券面の番號二千數百に上れるものあるより忽ち銀行界の疑惑を生じ、若し未發行の舊券を利用して印刷費を節約したるものとせば、繼目の支那文番號は上邊の洋文番號と等しかるべからずと、暗に財政部が定額以上の該券を發行したるに

あらずやと財政部の信用を疑ふの説傳へられたり。是に於て財政部は二月五日以後の北京各新聞に次の如き廣告を掲げて世上の疑義を辯明し居れり

財政部通告

査するに、本部發行の特種國庫券は民國九年五月二十五日より起り、鹽稅剩餘、印花稅、烟酒稅、崇文門商稅及び津浦貨捐等の收入を引當て回を追うて發行し、其券面日洋文番號及び割書支那文番號は、特字一號より起り聯接して二千零零一號に至りて止めるものなり。本年一月二十日日本部が繼續發行したる鹽稅剩餘特種國庫券一千四百萬元は其番號二千零零二號より起り三千四百零一號に至りて止む合計一千四百號にして、即ち前回發行したり特券番號を根據とし接聯編填したるものに係る。未だ周知せざるを恐れ、特に此に通告す（十一月六日 北京日報）

鹽稅餘金交付

北京外交團は財政部の要求に依り協議の結果、陰曆年關の窮迫を察し、一月二十三日、十年十一月、十二月分の鹽稅剩餘金五百餘萬元を交付せしめたり。此五百餘萬元は保管外國銀行に於て幾部は舊債務に差引かれたるべく、全部の現金が支那政府の手に入りたるに非ざること疑ふ可らざるも、兎も角之が爲め財政部は非常なる便宜を得て、二十五日各官吏に對し一ヶ月分の俸給支拂を行ひたり

以上陳べたる所の如く、陰曆年關に際し支那政府の窮迫と苦心とは想像に餘りあれども、種々の窮策を講じて約一千萬元内外の資金を作り、緊急諸經費の支出と同時に各官吏に對して一ヶ月乃至二ヶ月位の俸給を拂渡し、因て以て纒かに大難關を渡過するを得たり。然るに財政部の各部各機關に對する經費支出延滞額は孰れも數月乃至十數月に亙り居れば、年關經過後に於ける各方面の經費請求も亦依然として止まず、更に益々熾烈を加へつゝあり。最早や是等の事實を一々列記する能はずと雖も、左の内務部俸給不拂の一例は、其他を類推すべき材料として茲に採録す（二月十日稿）

内務部の俸給不拂

内務部員の俸給不拂ひ已に五ヶ月に涉り、部員等陰曆年關通るを以て異常恐慌、憂ひを色に形はさざる無し。參事司長等は此の狀況を觀て特に全員を代表し何次長に向ひて辦法の指示を請ひしに、何は其詞を支吾して謂ふ、作り得たる現金は留めて別用に充てざるべからずと代表等遂に結果なくして散す。除夕の前一日、部員等は現金ありて拂渡さざるを以て群憤激し、晚七時に至るも尙ほ百餘名は未だ歸らず、一同會計科に往き延滞俸給の内最少限として必ず三ヶ月分の支給を求めたるが、科長汪榮は竟に避けて退出し再び部に到らず、一同待ちて八時に至るも去らず、最後に司長參事等出で代りて總長は向ひ延滞俸給中より二個月半分先發を呈請し、其後僅に一個

月半分を發給せられたり。是に於て更に除夕に全員汪氏を包圍し俸給請求の擧あり、氏は始 現金を留めて發給せざるは總次長の命令なりとて相推諉し 故意に屢々電話を以て指令を請ひ、責任を負ふことを肯ぜず、群情恟々將に腕力に訴へんとす、その結果某司長の調停に由り半月以内に於て汪氏の責任を以て資金を作り拂渡を行はん事を求め、汪は此に至り始めて承認したり、時に已に深夜衆始めて散去す、情況極めて慘憺たり。聞く内務部は最近南河沿の所管地拂下代四萬五千元、警政司が警察收入を引當に借入れたるもの六萬元、財政部よりの支給九萬元、合計約二十萬元の現金收入あり、若し全部を俸給に當つれば三個月分を支拂ひて餘りありと云ふ。其後なほ部員等は堅く團結して請求運動を怠らず、二月三四日も内務部内の大廣間に集りて對策を凝議し次長科長に強談を繼續せり

(十二年二月四日 順天時報)

(追加) 鐵道收入不足と交通部訓令

交通部は各鐵路局に對し、主要鐵道の收入額は支出に足らざること根大なるより極力經費を節減し、債務仕拂は力めて延期分還の方法を講じ、收支經濟の調節を計るべく訓令したり。即ち左の如し

『本部が陰曆年内に仕拂はざるべからざるもの、内外債元利及び各項經費の補給支出等合計一千零八十四萬餘元を要す。此外に京綏鐵道の如きは陰曆年末迄の決算にて收支差引七百三十六萬餘元の不足あり。京漢鐵道も亦四百九十八萬餘元の不足なり。他の京奉、津浦兩鐵道の會計も亦均しく窮乏を呈せり。此の經濟窘迫の時に値りては唯だ切に應急策を講じ先づ支出節減より著手する有るのみ。其大要を總ぶるに約三端あり(一)大宗の債務は法を設けて期限を展べよ、各鐵道にて應に仕拂ふべき各款は若し其額甚だ巨大ならば速に宜しく法を設けて商議し一律に期限を展長し分期償還と爲し、少しく負擔を舒ぶ可らしむべし。(二)各鐵道の事業の擴張改良及び線路延長等各項工事に必要なる資金は應に夫々緩急巨細を分別し、何をば盈餘項下より支出すべきか、何をば應に別に借款の籌募を行ふべきか、總て宜しく各鐵道本年度經濟狀況に就て酌量調劑すべし。(三)材料購買は應に審に財力を度り緩急を區別し適當に分配を爲すべし、凡そ巨額の購入材料價は若し能く分期交付すべきものは務めて即ち期を分ちて仕拂ひの方法を商定し、財力をして以て少しく舒ぶるを得せしめ、購入する所の材料は尤も須らく通盤計算し必要分量を逾ゆるの購置を爲すを得ず。之を總ぶるに無論如何、必ず少しく餘裕を留め、庶くば各鐵道經濟をして再び困阨の境に陥入するを致さしめず、而

して伸縮の餘力あらしむべし。以上數端は實に根本上整頓の法たり、務めて仰ぐ各該鐵路局長は此意をば剴切に曉諭し所屬各級人員に實方奉行せしめ、並に仰げ適切なる辨法を講し切實に辦理し詳細に報告せんことを。此に令す』(十一年一月三十日 政府公報)

(追加二) 中國銀行政府株の賣却公告

支那政府は借款の擔保品に窮したる末、屢々中國銀行の官股々票、即ち政府所有株券を擔保として提供し居たるが、其の在上海三公司に對し、起債額百九十萬元の爲に抵押しありたる額面二百八十萬元の該株券は、今回政府に於て債務を履行し得ざるを以て、債權者の處分に一任する事と爲り、財政部は政府公報に左の如く該株券番號を公告したり。中國銀行の拂込資本金一千二百二十七萬九千八百元の内、政府出資金五百萬元にして、利益配當は正息即ち規定利息政府株年四分、民有株年七分にて、純益割附は政府株民有株共に年七分なり、即ち政府株は年一割一分、民有株は一割四分に當り、額面百元の民有株市價は一時百十元に上りたるも、目下は九十八元内外なり

財政部通告 本部は前に部庫窮乏に因り、會て中國銀行の官股股票(官有株株券)額面合計二百八

十萬元を擔保として、上海の四合公司より九十萬元を借入れ、又上海三德公司及び上海華發實業公司より各五十萬元宛借款したるが、其の契約書中に「期限に到り償還せざる時は、公司に於て擔保品を處分するを准す」ことを明載せり。現在右の債務は期限を経過すること已に久しく、本部は償還の方法なし、各該債權者に於て、差入れある擔保品中國銀行官股股票をば、契約明文に照らし夫々賣却處分せんことを請求し來れり。本部は唯だ中國銀行章程第五條に據り、該官股を民間に賣出す事を宣布し得るのみ。仍て之を中國銀行に通知する以外、茲に右股票番號を廣告公示し、一般に週知せしむ。即ち左の如し

中國銀行官股股票	來字第一號より百十號に至る計	一、一〇〇、〇〇〇元
同	來字第六十一號より二百六十號まで計	一、〇〇〇、〇〇〇
同	來字第三百六十一號より四百號まで計	四〇〇、〇〇〇
同	來字第四百七十一號より五百號まで計	三〇〇、〇〇〇
以上合計		二、八〇〇、〇〇〇

(十一年二月六日 政府公報)

(追加三) 中央國庫の最近收支明細表

(新舊兩年關前後に於ける約一ヶ月間)

財政部は二月十四日の政府公報を以て、十年十二月末、張弧氏總長就任以來、舊曆年關後に至るまで、最近約一ヶ月間に於ける中央國庫の收入、支出及び各銀行よりの借入金額等明細表を發表したり。是れ政府が近來財政公開主義を取るとの聲言に對し、始めて自ら實行したる破格の舉なり。表は張總長が二月十日徐總統に呈申したるものにして、唯だ項目と金額とを列記するのみ、日付もなく摘要もなく、深く其内容を知ること能はざるも、又之に依りて北京政府實際の收支情況を窺ふに足るべきものあり。即ち其全文左の如し

『竊におもふに、弧が職を計部に奉じてより一月有餘。其間適々新舊年關に値り、應に支給すべき軍政各款、需用浩繁、緊急にして緩漫にすべからず。幸に隨時鈞座の秉承に頼り、力を盡くして籌擲し、差や隕越を免かれたり。計るに此一月の内、すべて舊債償還及び支出各款の合計一千九百八十五萬五千三百餘元なるが、已に發行したる鹽餘國庫券(總額一千四百萬元)を賣出し收入せる價款、及び

鹽餘收入、各種雜收入を之に充てたる以外、尙ほ三百七十五萬餘元の不足あり、皆な各銀行より臨時借入を行ひ、方に勉めて難關を渡るを得たり。茲に謹んで就任以來、現在に至る迄の一切收支款項を列記したる明細表を呈す。各銀行より借入れたる資金に至ては、亦各行が大局を顧念し勉力贊助したるものにして、商本の關する所、自ら應に早に及び法を設けて籌還し、以て維繫に資すべきものなり。並に懇請す、鈞座より部に飭じて予ふるに維持を以てし、以て策勵を昭かにし、而して國信を全ふせんことを

(一) 陽曆新年前收支表

(十年十二月二十五日張總長就任より新年まで)

(甲) 收入の部		合計銀一百三十六萬三千二百餘元	
項目	金額	項目	金額
煙酒署より送入金	四〇、〇〇〇元	印花稅送入金	四、〇〇〇元
印花稅運入金	一、〇〇〇	交通部借款	四〇、〇〇〇
十二月分鹽稅剩餘	三〇〇、〇〇〇	道勝銀行借款	一〇〇、〇〇〇